

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方

別紙1

本「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）	法
特定複合観光施設区域整備法施行令（平成31年政令第72号）	施行令
カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和3年カジノ管理委員会規則第1号）	施行規則
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	犯罪収益移転防止法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）	犯罪収益移転防止法施行規則
外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）	外為法

※いただいた意見については必要に応じ整理・要約しています。

No.	意見の概要	カジノ管理委員会の考え方	
1. カジノ事業の基本的な事項			
1. カジノ事業者等の免許等			
(1) カジノ事業・カジノ施設供用事業の免許			
1	法第233条（手数料）、234条（審査費用）について、費用の概算、大まかな項目や考え方を公表するのか。公表するのであれば、いつ公表する見込みなのか。	申請の手数料については、額等を定めた政令の公布を、審査費用については、申請者において概算額を算出できるよう算定の考え方等の公表を、いずれもカジノ事業免許の申請が可能となるまでに行う予定です。	
2	法第9条第11項の規定に基づく区域整備計画の認定の申請を行う全ての者に対して、「予備的背面調査」を行うべき。	御意見にあるような、区域整備計画の認定前にカジノ事業免許の審査を開始する事前審査等の制度については、法律事項であり、審査費用を納付することもできないため、これを導入することは困難と考えています。	
3	区域整備計画審査の時点で検討されるべき施設土地権利者の欠格事由を、免許申請時にチェックするのは遅すぎる。区域整備計画の認定から免許審査までの間、融資契約や着工が進む中で段階的な事前審査をすべき。	他方で、カジノ事業免許の申請後は、行政手続法の規定にのっとり、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分等の時期の見通しを示すよう努めてまいりたいと考えています。	
4	カジノ免許の仮免許・内諾制度等、カジノ事業者の免許取得の蓋然性を示す制度・手法を導入すべき。	御意見にあるような、カジノ事業免許申請とは別途、カジノ事業免許取得の蓋然性や見通しを示す仮免許等の制度については、法律事項であるため、これを導入することは困難と考えています。	
5	カジノ事業の免許の取得に関する適格性（特に、設置運営事業者の株主の廉潔性及び事業計画との整合性）の予備審査を受けることができるようにすべき。		
6	免許付与の見通しがつくよう、関係者に対して段階的審査や事前審査制度等を実務上、導入すべき。		
7	免許が与えられる蓋然性を判断する観点から仮免許の制度等を導入すべき。		
8	免許申請の時期、審査に要する期間や免許交付までの具体的なプロセス等について、早期に免許交付の一定の見通しが得られるようにすべき。		
9	免許交付そのものには時間を要するとしても、早期の段階で背面調査結果の見通しが得られ、免許取得の見通しが立てられるような、背面調査に係る段階的審査や事前審査制度（例：予備的背面調査）などの仕組みが導入されるべき。		
10	IR事業者が免許を取得できることがある程度保証されるべき。		
11	カジノ免許申請及び免許付与のタイミングについて、例えば免許申請については「〇までに申請すること」、免許については「申請後〇日以内に免許を付与することとする」というように明記すべき。		カジノ事業免許の申請時期については、認定設置運営事業者自らが判断するものであり、また、カジノ事業免許は、本来違法である賭博行為を例外的特権として認めるもので、カジノ管理委員会が法に基づく厳格な審査を行う必要があるため、一定の期間の経過により原則として免許を付与するような規定を施行規則に置くことは不適当であり、原案が適当と考えています。
12	「3年以上公務員を務めた人の採用を一切禁止する。」と明記した事業者にのみ免許を発行することとし、また「反社会的勢力及び国家公務員の身分もしくは国家公務員の身分に過去にあった者とのつながりの有無」を事業者の免許交付の条件とすべき。		欠格事由は法律事項であるため、御指摘のような、法第41条の基準として定められていない欠格事由を、新たに施行規則で定めることはできませんが、同条の基準については厳格な審査を行い、カジノ事業者の廉潔性確保に努めてまいります。
13	資金計画の対象とする事業年度期間、及び予定貸借対照表の対象時点を明示頂きたい。また、様式は事業者の定めるもので差し支えないか。		御指摘の点については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
14	「法第四十条第二項第十号及び第二号に掲げる書類の根拠を記載した書類」とは、具体的にどのようなものであれば「根拠を記載した」と認められるか。	例えば、「収支の見込みを記載した書類」及び「資金計画」に記載された項目の数値の積算の考え方が分かる資料のように、審査が円滑に進められるために必要な書類を想定しています。なお、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。	
15	施行規則案第8条第6項第9号では、カジノ事業免許の申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者に関して所定の書類が要求されているが、当該保有者の持株会社や支配株主等について当該書類は不要という理解でよいのか。施行規則案第33条第2項第2号口についても同様の理解でよいのか。	カジノ事業免許の申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の支配株主等や、支配株主に該当する持株会社については、施行規則第5条第2項第1号に掲げる「その被支配会社が対象議決権等を保有している者」に該当し、その被支配会社の保有する議決権等を保有するものとみなされることから、施行規則第8条第6項第9号に掲げる書類を提出する必要があると見なされます。主要株主等認可申請においても同様に、施行規則第33条第2項第2号に掲げる書類を提出する必要があります。	
16	施行規則案第8条第6項第9号に掲げる添付書類及びその内容は限定的なものに変更し、主要株主等基準値以上の議決権等の保有者は、カジノ管理委員会の求めに応じて必要な書類を提出することとすべき。	施行規則第8条第6項各号に掲げる添付書類は、いずれも審査に必要な最小限のものであるため、原案が適当と考えています。	

17	「事業活動に支配的な影響力を有する」とする判断基準とは何か。判断根拠となる基準なり、ガイドライン、あるいはわかりやすい事例等をカジノ管理委員会は明らかにすべき。	
18	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」を例示すべき。	
19	「支配的な影響力を有する者」の範囲や判断基準を明確にすべき。	
20	施行規則案第8条第7項について、背面調査の対象者の予見可能性や、その事務負担等の観点から、「支配的な影響力を有する者」の範囲や判断基準を明確にすべき。	
21	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」の定義を明確化するとともに、具体的な適用の方針、基準の策定・公表をすべき。	
22	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」の範囲について、ガイドライン等により、基準を明確にすべき。	
23	「支配的な影響力」の定義と判断基準について、ガイドラインを示すべき。	
24	どのような銀行や融資機関が「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」に該当するのか、明らかにすべき。	
25	「融資を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」とはどのような者を想定しているのか。具体的な適用の方針、基準の策定・公表をすべき。	
26	「融資を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」と評価されるために、どのような条件が必要となるのか。単に融資を行っているのみでそのように評価されることになるのか。そうでない場合、融資契約中で申請者に事業活動に関する一定の遵守義務を課している場合を念頭においているのか、その場合、どのような遵守義務の存在が評価のポイントとなるのか。シンジケート・ローンの場合、幹事行のみが評価の対象になるのか、それとも参加割合に応じて該当性が分かれることになるのか、その参加割合について基準となる数値はあるか。明確にすべき。	支配的な影響力を有する者については、契約を通じて影響力を行使するなどの事業活動への関与の在り方は様々であることが想定されるため、カジノ事業の廉潔性を十分に確保する観点からは、あらかじめ一律にその範囲を具体的に示すことは適当でないと考えます。他方で、支配的な影響力を有する者に該当する者に係る考慮要素や、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報については、行政手続法の規定にのっとり、申請前にカジノ管理委員会事務局に相談し、確認することができるように、今後運用を検討してまいります。
27	施行規則案第8条第7項について、「支配的な影響力」の定義、判断基準、ガイドライン的な指標を具体的に定めるべき。例えば、融資に関する定量基準の有無、担保権やコベナント条項が関係するか、Step Inする際にのみ該当するか、出資に比して融資の割合が小さい場合も該当するのかを明確にすべき。	
28	例えば総事業費の30%を貸し付ける金融機関は、施行規則案第8条第7項の規定における「支配的な影響力を有する者」に当たるか、明らかにすべき。	
29	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」の範囲に関しては、一例を挙げると納入業者等も含まれるのか、融資においてシンジケート団に含まれる金融機関は融資金額に拘わらず全て対象となるか等明示すべき。また、「支配的な影響力」の判断には具体的にどのような契約条項が関係するかなどの基準を明示すべき。	
30	建設会社が建設請負業務において事業者に対して支配的な影響力を持つことはあり得るのか、あるとすればどのようなケースか、明確にすべき。	
31	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」に該当しても背面調査まで求めない除外先があるのであれば、その考え方を明示すべき。	
32	「融資を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」の定義・内容は、同様の条項全てについて同じなのか。	支配的な影響力を有する者については、法及び施行規則の条文により規制の趣旨が異なることから、その具体的な対象も条文により異なり得ます。
33	施行規則案第8条第7項について、当該条項はカジノ免許申請者（即ち認定設置運営事業者）との関係性により大枠の対象を決める考え方になる。一方、施行規則案第97条は（免許を得た）カジノ事業者との契約の認可に着目した考え方になり、どちらが優先されるのか定かではない。例えば融資契約は認定設置運営事業者と締結するもので（免許を得た）カジノ事業者ではない。施行規則案第97条の適用対象ではないが、第8条第7項の対象たりうるが、内容も審査せずに「申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」と判断することはできまい。カジノ免許申請時点ではタイミングとして融資契約は締結されている可能性が高く、カジノ管理委員会は認定設置運営事業者が申請前に締結した契約につき審査・認可の権限があるとも想定できないがどのように考えるべきか確認を願いたい。	認定設置運営事業者がカジノ事業免許の申請前に締結した契約により、当該認定設置運営事業者の事業活動に支配的な影響力を有することとなった者（支配的な影響力を有する者）については、当該認定設置運営事業者がカジノ事業免許の申請を行った際に、法第41条第1項第3号の審査の対象となるため、申請者は、質問票を含めて当該支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有することを示す資料を提出する必要があります。
34	「支配的な影響力を有する者」に関して質問票の提出が必要となるのであれば、この裁量権がいつ行使されるのか、より詳細な要素及び要因について明確にすべき。	支配的な影響力を有する者については、通常、カジノ事業免許の申請時又は申請後にその存在が判明した時点で、その社会的信用を審査するために必要な資料の提出が必要となります。
35	融資銀行団が融資の一部の債権についてローンパーティシペーションにより第三者の参加を求める場合、当該第三者は「支配的な影響力を有する者」に該当せず、施行規則案別記第8号様式の提出は不要と解すべき。	ローンパーティシペーションにより参加した者は、元々融資銀行団に属していた者の権利・利益の一部を譲り受けることから、これによりカジノ事業者の事業活動に支配的な影響力を有する者に該当することとなれば、施行規則別記第8号様式による質問票に必要な事項を記載したものの他の審査に必要な資料の提出を求められることとなります。

36	「支配的な影響力を有する者」が法人の場合、質問票は法人としての施行規則案別記第8号様式のみが求められ、施行規則案別記第10号様式の役員の質問票は不要と判断してよいか確認したい。	
37	支配的な影響力を有する者（以下「実質的支配者」という。）について、どのような場合に実質的支配者の質問表及び同意書の提出を求めるのか、より詳細な要素及び要因について明確にすべき。	
38	仮に融資をする銀行が「支配的な影響力を有する者」に該当する場合、画一的に全ての役員が同様に背面調査の対象となる可能性があるとなると、実務負担があまりに過大となる可能性が高く、対象となる役員についての基準を明確化すべき。	支配的な影響力を有する者が法人の場合、当該法人の社会的信用の審査のために、その役員の質問票その他の資料の提出を求めることもあると考えますが、質問票の提出を求める対象者の範囲を含め、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報については、行政手続法の規定の通り、申請前にカジノ管理委員会事務局に相談し、確認することができるような運用を検討してまいります。
39	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」が法人である場合は、施行規則案別記第8号様式による質問票を提出する必要があるが、当該法人の役員について施行規則案別記第10号様式の質問票を提出する必要はないか。	
40	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」の役員及び従業員からの情報を必要とするか、明らかにすべき。	
41	施行規則案第8条第7項には、必要な資料の提出を「求めることができる」とあるが、「支配的な影響力を有する者」に対して、カジノ管理委員会の判断により質問票等の提出を求めないこともあるのか。	カジノ事業免許の申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者については、質問票のほか、法第41条第1項第3号の基準に適合するかどうかの審査に必要な資料の提出を求めることとなります。
42	事業活動に支配的な影響力を有する者に対して、質問票の提出を義務付けるべき。	
43	施行規則案第8条第7項の「必要な資料」について、カジノ管理委員会の裁量により資料の提出が求められる可能性のある対象及び資料の範囲を明示すべき。	審査に必要な資料は、個別具体的な審査の経過に応じて様々であるため、いわゆるバスケットクローズとして施行規則第8条第7項を置いていることから、その対象や範囲、判断基準を一概にお示しすることは困難であり、原案が適当と考えています。
44	施行規則案第8条第7項について、背面調査の対象者の予見可能性や、その事務負担等の観点から、「法第39条の免許に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる」の範囲や判断基準を明確にすべき。	
45	施行規則案第8条第7項の規定は、カジノ事業免許の申請時点で申請書一式の一部とするか否かの判断であり、申請後の状況変化により新たな対応が求められることはあるのか。	施行規則第8条第7項に基づき資料の提出を求められるのは、必ずしも申請時とは限らず、申請者は、申請後の審査の経過や状況の変化に応じて、新たな資料の提出を求められることがあるほか、既に提出した申請書や添付書類の内容に変更があった場合には、施行規則第211条により、その変更の内容を説明する書類を提出しなければなりません。
46	免許、承認、認証、認可、確認等の申請手続に関し、行政手続法第6条に定める「当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を定めるべき。	
47	施行規則案第27条のカジノ事業者の定款の変更認可申請手続等、カジノ管理委員会の承認を得る各手続について、行政手続法第6条に定める「当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を定めるべき。	御指摘の点については、今後、個々の手続の内容等に応じ、検討してまいります。
48	区域整備計画の認定とカジノ事業免許の交付には、相当の時間的な隔りがあるものという理解で間違いはないか。	カジノ事業免許の申請は、法第40条第1項柱書のとおり、区域整備計画の認定を受けた認定設置運営事業者が行うこととされており、当該認定後、いかなる時期にカジノ事業免許を申請するかは、認定設置運営事業者が判断するものです。カジノ事業免許の申請後は、カジノ管理委員会が法に基づく厳格な免許審査を尽くした時点で免許を付与することが想定されるところ、その審査期間については、個別具体的な審査経過により大きく異なり得るものの、当該免許に相当する諸外国の手続に関する事例を踏まえると、相当の期間を要するものと見込まれます。
49	法第41条第3項の免許の条件を付す場合は、どのような条件を付すことを想定しているのか。カジノ事業免許の審査基準を充足している場合は条件が付されることはないという理解でよろしいか。	
50	免許に条件が付される場合は、どのような条件が想定されているか。審査基準を満たしている場合は条件が付されるおそれはない、という理解で宜しいか。	カジノ事業免許に付される条件は、個別具体的な事案に応じて規制目的を達成するために必要な事項を条件として付すものであり、必ずしも免許の基準に適合しない場合に限定されるものではありません。また、同様の理由から、あらかじめ条件の内容等を明確化することにもなじまないと考えます。
51	施行規則案第14条第1項第5号に基づき免許に付される条件は、どのような条件を想定しているか予め明確にすべき。また、カジノ事業免許の審査基準を充足している場合は条件が付されることはないという理解でよいか確認したい。	
52	未了の事項がある場合でも条件付きにするなどして、カジノ免許を早い段階で発行すべき。	カジノ事業免許は、本来違法である賭博行為を例外的特権として認めるものであり、カジノ管理委員会が法に基づく厳格な審査を行う必要があるため、法の定める免許の基準等に適合するか否かの審査が未了の段階で安易に免許を付与することは不相当と考えています。
53	仮に、免許の更新申請時にカジノ事業者の業績が不振であった場合、当該業績不振は免許不更新の事由となり得るか、また、なり得るとすれば、どのような観点及び評価視点によることになるか確認したい。	御指摘の「業績不振」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、カジノ事業の免許更新申請時においては、法に規定されている基準である「申請者がカジノ事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること」及び「当該カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること」に適合しているかという観点から、総合的に判断していくこととなります。
54	施行規則案第18条、第20条について、必要事項を再度検討し、書類作成の負担を軽減すべき。	
55	施行規則案第18条から第20条までの規定に基づく承認に関して要求される書類の量は、大きな負担となる可能性があるため、一部簡略化していただきたい。	施行規則第18条、第19条及び第20条に掲げる添付書類は、いずれも審査に必要な最小限のものであるため、原案が適当と考えています。
56	施行規則案第23条の「前項に規定する書類のほか、法第48条第1項の承認に係る審査に必要な資料」とは具体的にどのような資料が明確にすべき。	審査に必要な資料は、個別具体的な審査の経過に応じて様々であるため、いわゆるバスケットクローズとして施行規則第23条第3項を置いていることから、その対象や範囲、判断基準を一概にお示しすることは困難であり、原案が適当と考えています。
57	施行規則案第23条第3項の「前項に規定する書類のほか、法第48条第1項の承認に係る審査に必要な資料」が、カジノ事業免許の新規申請時の添付資料のうち変更しようとする事項に係る書類（施行規則案第23条第2項）に追加して必要となる背景を明らかにすべき。	カジノ事業免許の新規申請時においても、施行規則第8条第7項により、個別具体的な審査の経過に応じて「審査に必要な資料」の提出を求めることとしていることから、法第48条第1項の変更承認の審査においても同様に、変更しようとする事項に係る書類に加えて審査に必要な資料があれば、その提出を求める旨を規定しています。

58	カジノ管理委員会の承認を得る各申請手続について、施行規則案第27条の定款変更など、不承認等の場合に再度申請することが煩雑になる手続もあるため、事前にカジノ管理委員会に対し、申請内容に関して相談・確認できる制度を設けるべき。	申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報については、行政手続法の規定の通り、申請前にカジノ管理委員会事務局に相談し、確認することができるような運用を検討してまいります。
59	「その他の法第124条の免許に係る審査に必要な資料」とは、具体的にどのような資料（内容及び対象者等）を予定しているか、予め明確にすべき。	審査に必要な資料は、個別具体的な審査の経過に応じて様々であるため、いわゆるバスケットクローズとして施行規則第124条第4項を置いていることから、その対象や範囲、判断基準を一概にお示しすることは困難であり、原案が適当と考えています。
60	施行規則案第124条第4項の「その他の法第124条の免許に係る審査に必要な資料」はどのようなものか、内容及び対象者等について具体的に教えてほしい。	
(2) 関係者の「社会的信用」の確保及び背面調査		
61	カジノ事業の免許申請に先立ち、質問票（法人につき施行規則案別記第8号様式、個人につき施行規則案別記第10号様式）及び同意書（法人につき施行規則案別記第9号様式、個人につき施行規則案別記第11号様式）（又は少なくとも同意書のみ）を提出することが認められるべき。	法上、質問票等を含む申請書の添付書類は、申請時に提出することとされています。
62	早期の段階で背面調査結果の見通しが得られ、免許取得の見通しが立てられるような、背面調査に係る段階的審査や事前審査制度（例：予備的背面調査）などの仕組みが導入されるべき	御意見にあるような、カジノ事業免許申請とは別途、カジノ事業免許取得の蓋然性や見通しを示す仮免許等の制度については、法律事項であるため、これを導入することは困難と考えています。 他方で、行政手続法の規定の通り、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分等の見通しを示すよう努めてまいりたいと考えています。
63	カジノ事業者を經由せずに質問票を提出できる旨を明示すべき。	御指摘の点については、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
64	社会的信用力を確認する時期及び確認に要する期間をご教示ください。	社会的信用の審査はカジノ事業の免許等の申請後に行うこととなります。また、個別具体的な背面調査の経過に応じて審査に要する期間が大きく異なるため、一律に審査期間を示すことは困難と考えていますが、御指摘の標準処理期間については、今後、個々の手続の内容等に応じ、検討してまいります。
65	「免許の申請」に際して、その法人の一部役員につき問題があるとカジノ管理委員会が判断した場合、法人としての免許交付はフラットに否定されることになるのか。あるいは法人としては何ら問題なく、一部の構成役員のみ問題があり、治癒修復が可能であると判断される場合、最終的な交付可否判断の前に、治癒を示唆する等の判断・行為はありうるか。	審査の具体的な進め方については、今後、検討してまいります。
66	「社会的信用」の判断要素は極めて曖昧であり、「社会的信用」の定義を明確化し、客観的又は具体的な審査基準の導入を検討すべき。 また、カジノ事業の免許等の「社会的信用」の審査基準は、カジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等の「社会的信用」の基準と同一か。	社会的信用の意義については、法案の国会審議において、「例えば、法令の遵守状況や、社会生活における活動の状況、経済的な状況、他者との社会的・経済的な関係に照らしてカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないか」を判断する旨の答弁をしているところであり、今後、こうした答弁も踏まえつつ、審査基準により対応することが適当であると考えています。
67	背面調査の対象者となる役員範囲について、カジノ事業の意思決定に直接関与する役員のみ限定する、社外取締役は対象外とするといった、事業会社の事務負担や当該役員の実業への影響力を考慮した制度設計とすべき。	法上、カジノ事業者の役員については全て、社会的信用を審査することとなっており、背面調査の対象となります。
68	カジノを専業としない事業会社については、背面調査の対象となる役員は限定する、また社外取締役は対象外とすべき。また、背面調査の対象者のIR事業者への関与度合や重要性を踏まえて、質問票の様式や提出資料、審査の深度、質問票提出後の対応などに一定の差をつけるなど、過度な負担とならないよう配慮した手続とされる必要がある。	法上、カジノ事業者の役員については全て、社会的信用を審査することとなっており、背面調査の対象となります。 また、調査の方法・深度については、個別具体的な状況により異なることとなるため、あらかじめ施行規則で特定の審査対象者について特定の書類の提出を免除すること等を規定することは適当ではないと考えており、御指摘の点については、審査対象者の事業内容や規模等に応じ、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
69	背面調査の対象役員を明確化してほしい。具体的には主要株主等基準値以上の議決権等の保有者について、カジノ事業参画・意思決定に関与する役員を対象とすることでいいか、まったく当該事業に関係のない役員も対象となるのか。	法上、カジノ事業者の主要株主等が法人等である場合の役員については全て、社会的信用を審査することとなっており、背面調査の対象となります。
70	主要株主等全ての該当者に対して、とりわけ施行規則案で定める特別の関係に該当するあらゆる法人・個人にまで遡り、背面調査が行われるのか。当該調査の程度は、海外における法人・個人に対しても、日本におけるそれと全く同程度に詳細に行われるのか。	法上、カジノ事業者の主要株主等については全て、社会的信用を審査することとなっているため、背面調査の対象となり、特別の関係により主要株主等に該当する者についても同様となります。 なお、調査の程度については、国内外を問わず、個別具体的な状況を踏まえつつ、社会的信用を審査する上で必要な調査を実施していくこととなります。
71	認可主要株主等の特定の役員（社外役員、IR事業に関して重要な意思決定に関与しない役員等）について、審査の対象とするべきでない。対象とする場合でも、簡易化された書類を提出することを許容すべき。	法上、認可主要株主等が法人等である場合の役員については全て、社会的信用を審査する必要があります。 また、調査の方法・深度については、個別具体的な状況により異なることとなるため、あらかじめ施行規則で、特定の審査対象者について特定の書類の提出を免除すること等を規定することは適当ではないと考えており、御指摘の点については、審査対象者の事業内容や規模等に応じ、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
72	支配的な影響を有する者に対しても申請事業者やその役員と同様上記質問票の提出を義務付けるべき。	支配的な影響力を有する者に該当するかどうかは、個別具体的な関係を踏まえて判断するものであり、必ずしも支配的な影響力を有する者が存在するとは限らないことから、申請書の必要的添付書類として支配的な影響力を有する者が作成する質問票の提出を求める規定とはしていません。 なお、カジノ事業者の廉潔性の確保に万全を期するため、支配的な影響力を有する者がいる場合には、質問票も含めて必要な書類の提出を求めた上で適切に審査してまいります。
73	仮に融資をする金融機関が「支配的な影響力を有する者」に該当する場合、金融機関については、金融庁の免許取得の審査・監督を受けているとして、相当程度の社会的信用を有するとみなし、背面調査を免除又は軽減する等の措置の検討をお願いします。	支配的な影響力を有する者に該当すると判断される場合等においては、背面調査の対象となることがあり、金融機関であっても、これについて異なるものではありません。 また、調査の方法・深度については、個別具体的な状況により異なることとなるため、あらかじめ施行規則で特定の審査対象者について特定の書類の提出を免除すること等を規定することは適当ではないと考えており、御指摘の点については、審査対象者の事業内容や規模等に応じ、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
74	融資金融機関が「融資を通じて支配的な影響力を有する者」に該当し、質問票の提出主体となる場合、上場会社、政府機関等について、一部書類等の提出を免除される除外規定等を設けるべき。	調査の方法・深度については、個別具体的な状況により異なることとなるため、あらかじめ施行規則で、特定の審査対象者について特定の書類の提出を免除すること等を規定することは適当ではないと考えており、御指摘の点については、審査対象者の事業内容や規模等に応じ、今後、運用により対応することが適当であると考えています。

75	融資金融機関が「融資を通じて支配的な影響力を有する者」に該当する場合、質問票の提出対象となる役員についての基準の明確化（IR事業融資に係る役員のみとするなど）、質問票の提出内容の軽減、調査の内容を簡素化等するべき。	法上、特定の法人が支配的な影響力を有する者に該当する場合に、当然に当該法人の役員も質問票を提出する必要があることはされていませんが、当該役員が支配的な影響力を有する者に該当すると判断される場合には、「社会的信用」を審査する必要があります。 また、調査の方法・深度については、個別具体的な状況により異なることとなるため、あらかじめ施行規則で、特定の審査対象者について特定の書類の提出を免除すること等を規定することは適当ではないと考えており、御指摘の点については、審査対象者の事業内容や規模等に応じ、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
76	認可主要株主の親会社（支配株主）が申請者の事業に対し支配的な影響力を有する場合、申請者の事業に支配的な影響力を有しない社外取締役や申請者の事業に関係のない役員は、背面調査の対象とならないことを確認したい。	法上、特定の法人が支配的な影響力を有する者に該当する場合に、当然に当該法人の役員も質問票を提出する必要があることはされていませんが、当該役員が支配的な影響力を有する者に該当すると判断される場合等においては、背面調査の対象となることがあります。
77	カジノ管理委員会が施行規則案別記第8号様式による質問票の提出を求めることがあるのは免許申請及び更新のタイミングのみ（免許申請及び更新のタイミング以外は提出を求められない）という理解でよいか。それとも法第197条第1項により任意の時点での報告を求められるのであれば明示すべき。	法の規定を踏まえて、カジノ事業者たる会社の合併によるカジノ事業者の地位の承継の承認申請（施行規則第18条第2項第6号）、カジノ事業者の役員の変更の承認申請（施行規則第23条第2項）等においても、質問票の提出を求める旨を規定しています。 なお、法第197条第1項に基づき、質問票等の提出を求めることはあり得ますが、どのような書類の提出を求めるかは個別具体的な状況により異なるため、あらかじめ具体的に施行規則で規定することは困難であると考えています。
78	質問票の実務上の取り扱いとして、翻訳を介すると微妙なニュアンスが正確に伝わらないことがあるため、外国人対象者については、主たる言語を英語とすべき。	施行規則第212条第2項において、申請書又は届出書の添付書類（質問票を含む。）は、日本語又は英語で作成し、英語で作成したときは日本語による翻訳文を提出することとしています。
79	（認可主要株主又は支配的な影響力を有する者が提出主体となる場合） 施行規則案別記第8号様式第2の1(5)について、「過去5年分の取締役会等の議事録の写し」は、経営の機微に関わる情報を含む秘匿性の高いものであるため、情報管理の観点から必要最小限度に留めるべき。また、膨大な量となるため回答者の負担も大きいことから「日本におけるカジノ事業に関連する」といった、関連し得るもののみを対象を限定すべき。	法第226条（秘密保持義務）をご参照ください。
80	質問票の様式については、国際ゲーミング規制者協会が作成したMultijurisdictional Personal Information Disclosure Formを基本形として、これに日本独自の要素要因（例：暴力団関連情報）を加える形が合理的。	質問票は、国際標準に準拠しつつ、我が国の法制度に即して設定しています。
81	施行規則案別記第8号様式第2の2(3)の「契約期間が1年を超える借入金」は、膨大な数となり対応が困難であるため、不要とする、金額基準を上げて開示の範囲を限定する、代替の資料（有価証券報告書）の提出を可能とする等すべき。	
82	施行規則案別記第8号様式第2の2(4)の「一の契約に係る額が2,500万円を超える契約」は、対象が不明確なので明確化すべき。いずれにしても、対象が膨大となるため限定すべき。	
83	施行規則案別記第8号様式第2の4(3)の「過去10年以内の全ての民事訴訟の判決等」について、対象が多く提出が実務上困難となる可能性が高いため、期間、訴訟の種類、金額規模等による限定を検討頂きたい。	質問票は、国際標準に準拠して定めたものであることから、原案が適当と考えています。
84	施行規則案別記第8号様式第2の7(1)及び別記第10号様式第2の6(1)は、「事業を行うため」の許認可等について質問しているが、過去10年間の許認可等の開示は、過度に広範かつ無関係な情報を含む上、機微情報に関わる可能性があり、過度な負担となる可能性があることから、カジノ事業に関連するものに限定すべき。	
85	施行規則案別記第8号様式第2の3、別記第10号様式第2の2及び別記第34号様式第2の2は、日本の暴力団等だけでなく外国におけるこれらに相当するものも含むべき。	質問票は、国際標準に準拠して定めたものであることから、原案が適当と考えています。 なお、外国における日本の暴力団に相当する組織との関係については、諸外国の例も踏まえ、有罪判決に関する質問等を通じて把握することとしています。
86	施行規則案別記第8号様式の「支配株主等」又は「被支配会社」に関する記載項目は記載対象が広範となるため、対象者（※1）、期間（※2）若しくは金額（※3）による限定又はこの資料提出要請自体の考え方をIR事業に関係し得る範囲に留める等大幅に簡素化すべき。 （※1）カジノ事業に関係のある会社又は資産若しくは売上規模の大きい重要な会社に限定。 （※2）過去10年以内の情報を過去3年以内の情報に限定。 （※3）重加算税等の賦課決定額を1億円以上のものに限定。	審査対象法人の支配株主等又は被支配会社の法令遵守状況は、審査対象者の「社会的信用」を判断するに当たって必要であり、質問票は、国際標準に準拠して定めたものであることから、原案が適当と考えています。
87	認可主要株主においては、子会社の買収、新設、統廃合等が頻繁に行われることもあるが、施行規則案別記第8号様式については、一定の基準日を設けてその時点における情報を記載して提出するという理解でよいか。	質問票には作成日時点の情報を記載し、カジノ管理委員会に提出していただくこととなります。
88	施行規則案別記第8号様式第2の1(4)について、「支店その他の事業所の設置状況に関する資料」とは具体的にどの様なものか明示すべき。	御指摘の点については、運用により対応することが適当であると考えています。
89	（融資金融機関が「融資を通じて支配的な影響力を有する者」に該当し、質問票の提出主体となる場合） 提出する計算書類等について、施行規則案別記第8号様式の記入者が有価証券報告書提出会社の場合、有価証券報告書で代用できることを明記すべき。	計算書類等については、一部、有価証券報告書で代用できる場合もあり得ると考えていますが、具体的な提出方法については、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
90	施行規則案別記第9号様式及び別記第11号様式の「当該調査に必要なあらゆる情報」は施行規則案に基づき別記第8号様式及び別記第10号様式に記載する情報以外にどのような情報が必要となりうるか具体的に明示すべき。	御指摘の「当該調査に必要なあらゆる情報」については、背面調査における個別具体的な状況により異なることから、あらかじめ具体的に明示することは困難です。
91	施行規則案別記第9号様式及び別記第11号様式の「当該調査に必要なあらゆる情報」とは、法令、契約その他により秘密保持義務を負っている場合であっても本様式の記載が優先して、当該情報をカジノ管理委員会に提供することが必要になるか、明示頂きたい。	御指摘の点については、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
92	施行規則案別記第9号様式に「カジノ管理委員会が必要と認める者」とあるが、定義を明確化すべき。	御指摘の「カジノ管理委員会が必要と認める者」については、背面調査における個別具体的な状況により異なることから、あらかじめ具体的に明示することは困難です。

93	施行規則別記第9号様式の「カジノ管理委員会が必要と認める者」は法第229条第1項によりカジノ管理委員会が委託する者と同ーか、及び同一でない場合にそのような情報提供が必要となる理由について明示頂きたい。	御指摘の「カジノ管理委員会が必要と認める者」については、法第229条第1項に規定する調査の事務の委託を受けた者のほか、同法第228条に規定する公務所等も含まれますが、背面調査における個別具体的な状況により異なることから、あらかじめ具体的に明示することは困難です。
94	「当法人等の情報を保有する者」（施行規則別記第9号様式記載）、及び「私の個人情報を保有する者」（同規則別記第11号様式記載）については、当法人等及び当該個人の取引金融機関も含まれるか。 また、法令、契約その他により秘密保持義務を負っている場合であって本様式の記載が優先して当該情報を保有する者が当該情報をカジノ管理委員会に提供することが必要になるか明示頂きたい。	御指摘の「当法人等の情報を保有する者」及び「私の個人情報を保有する者」については、当法人等及び当該個人の取引金融機関も含まれます。 また、御指摘の「秘密保持義務を負っている場合であって本様式の記載が優先して当該情報を保有する者が当該情報をカジノ管理委員会に提供することが必要になるか」という点については、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
95	施行規則別記第10号様式第2の1(2)の「自動車、船舶その他の乗物の運転又は操縦に関する免許又は資格」は社会的信用にも清廉潔白性にも関係なく、かつ資格証明書としてはMNC程完璧な書類ではないため、不要ではないか。	
96	施行規則別記第10号様式において、海外のように記入者の過去5年間における電子機器の所有数やその保管場所も記載させるべきではないか。	質問票は、国際標準に準拠して定めたものであることから、原案が適当と考えています。
97	施行規則別記第10号様式第2の7(2)の記載対象には、審査対象者の親も含めるべき。	
98	施行規則別記第10号様式及び施行規則別記第34号様式で示された質問項目に「本籍」及び「出生地」との記載について、「本籍」及び「出生地」については質問項目から削除すべき。	国際標準では、国籍、出生地等をもって個人の特定をしていることも踏まえつつ、施行規則別記第10号様式及び第34号様式では、個人の特定のために、本籍及び出生地等を項目として設定することとしているため、原案が適当と考えています。
99	施行規則別記第10号様式の記載項目に、道路交通法等の行政罰に関する項目が無いが、その者の信用性を確認するためにはこの項目は必要ではないか。	質問票は、国際標準に準拠して定めたものであることから、原案が適当と考えています。 なお、いわゆる行政刑罰については、国際標準に準拠し、施行規則別記第10号様式の第2の3(1)及び(2)で対象としています。
100	施行規則別記第10号様式第2の7(9)の「国外送金」、「国外からの送金等の受領」については、日本を経由しない外国間の送金は回答不要という理解でよろしいか。	貴見のとおりです。
2. 主要株主等、施設土地権利者の認可等		
101	自己株式の取得に関し、施行規則案上の制限はないという理解で宜しいでしょうか。	施行規則には、カジノ事業者による自己株式の取得を制限する定めはありません。
102	施行規則案第5条第2項第1号イについて、「対象議決権等をその者と共同で保有」とは、組合やパートナーシップにおいて組合財産である株式の議決権を行使しない者も含まれるのか。例えば、民法の任意組合の非業務執行組員、投資事業有限責任組合の有限責任組員は、組合財産を共有するので、共同保有者に該当するのか。仮にそうであるとしても、商法の匿名組合においては、組合財産は営業者に帰属するので匿名組員は共同保有者には該当しないという理解でよいか。	法第2条第12項により、議決権等が、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものの構成員の総有又は共有に属する場合、当該議決権等は、当該法人でない社団又は財団の名義をもって保有されるものとみなされます。この場合、当該法人でない社団又は財団の構成員は、直ちに他の構成員との間で共同保有者の関係に立つわけではありませんが、個別具体的な状況に応じて当該議決権等の保有者に該当するかが判断されることとなります。
103	施行規則案第5条第2項第1号イの共同保有者には、組合（例：匿名組合、LPS）により設置運営事業者へ出資する場合、組合の全ての出資者を含むことにははしないでいただきたい。すべての出資者が共同保有者となると資金調達の手段が限定されるため、組合の出資の過半を占める出資者に限定してほしい。	
104	施行規則案第5条第2項第2号について、「前号に掲げる者以外の者」とは、どのような者をいうのか。自ら議決権等を保有していないものの議決権を保有している者と共同で議決権を行使する場合には議決権を保有しているものとみなされるのか。また、配偶者が保有する議決権については、自ら全く議決権を保有していない場合でも保有しているものとみなされるのか。	施行規則第5条第2項第2号の「前号に掲げる者以外の者」とは、同項第1号に掲げる「対象議決権等（法第2条第12項の規定により一の者が保有しているものとみなされる議決権等を除く。以下この号において同じ。）を保有している者又はその被支配会社が対象議決権等を保有している者」以外の者を指します。 また、貴見のとおり、施行規則第5条第2項第1号イ及びロに掲げる者については、議決権等を保有していない者にとっても当該者と法第2条第12項の「特別の関係」に該当し、当該関係にある者の保有する議決権等を保有しているものとみなされます。
105	主要株主等基準値の算定においては、俗に言う「掛け算基準」（例えば、設置運営事業者（X）の20%の議決権を有する者（Y）の25%の議決権を有する者（Z）がいる場合、ZはXの5%の議決権を有する場合に対象になる）は採用されていないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
106	カジノ施設のある土地の借地権に質権の設定を受けた金融機関が施設土地権利者に該当する可能性はあるのか。	カジノ施設のある土地の借地権の質権者は、個別具体的な約定の内容により、当該質権が当該土地に関する使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利に該当する場合には、施設土地権利者に該当します。
107	カジノ事業者の主要株主等基準値以上の議決権の取得、カジノ事業者の持株会社の議決権の取得等に関する認可申請のための必要書類や認可基準について、社会的信用上問題のない自然人・法人にかかる議決権の保有・譲渡が妨げられないような運用をすべきであり、そのためにも、ガイドライン等でルールを明確化すべき。	主要株主等認可の申請に必要な資料については法第59条及び施行規則第33条に、認可の基準については法第60条に、それぞれ定められていますが、それらの具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
108	認可申請のための必要書類（施行規則案第33条）や認可基準について、ガイドライン等でルールを明確化すべき。	
109	施行規則案第33条第2項第1号イ及び同項第2号イの理由書の様式は任意か。また、理由の記載は「投資目的」「特定複合観光施設の建設、運営に参加するため」といった簡潔な記載で足りるか。	施行規則第33条第2項第1号イに掲げる理由書について、様式の定めはありませんが、様式例及び記載すべき内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。

110	カジノ事業者の認可主要株主等の変更について、施行規則案別記第10号様式及び別記第11号様式を含む申請書類による事前承認を求めることは、とりわけ、特定複合観光施設の運営について監督権限ないし責任を有しない役員については、重大な懸念となり、また、業界の慣行にも反する。(1) 役員の変更についての正式承認までの間、一時的に新たな役員が職務を行うことを許容する扱いとすること、(2) 特定複合観光施設の運営について監督権限ないし責任を有しない一定の役員については、実質的に事前承認を要しないとする運用とすることとすべき。	
111	認可主要株主等について、IR事業を管掌する役員とIR事業以外の事業や部門を管掌する役員では、審査や承認プロセスを分けるべき。	
112	IR以外の事業を展開する企業においては、IR事業を管掌する役員とIR事業以外の事業や部門を管掌する役員では、審査や承認プロセスを分けるべき。例えば、認可主要株主のIR事業に直接的に関与しない役員については、役員の変更の際の承認は必要とせず、届出のみで足りるようにする又は役員選任後背面調査期間中は実務に携わることができる(条件付選任)等、当該事業者の事業運営に支障をきたさないような制度設計とすべき。	認可主要株主等の役員の変更をしようとするときは、法第61条第1項のとおり、当該役員のIR事業への関与の有無・程度を問わずカジノ管理委員会の承認が必要であり、一部の役員の変更について事前承認を不要としたり、事前承認を得ずに役員の変更をすることはできませんが、承認に係る審査については、適切な運用について、今後検討してまいります。
113	「認可主要株主役員変更申請」について、現実即した規制とするため、企業の中でまず役員選任が(カジノ管理委員会による認可を条件として)なされ、事後に変更申請することを明確にすべき。	
114	認可主要株主のIR事業に直接的に関与しない役員については、役員の変更の際の承認は必要とせず、届出のみで足りるようにする又は役員選任後背面調査期間中は実務に携わることができる等の制度設計とすべき。	
115	日本のIR事業に関して重要な意思決定に関与しないなど一定の役員についての承認手続を不要とすべき。	
116	認可主要株主のIR事業に直接的に関係しない役員については、役員の変更の際の承認は必要とせず、また通知のみで足りるようにする等、当該事業者の事業運営に支障をきたさないようにすべき。	
117	認可主要株主等の役員変更手続について、行政手続法第6条に定める「当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を定めるべき。	
118	認可主要株主等が、その役員の変更をしようとするときの手続について、行政手続法第6条に定める「当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を定めるべき。	認可主要株主等の役員の変更に係る承認申請手続については、個別具体的な背面調査の経過に応じて審査に要する期間が大きく異なるため、一律に審査期間を示すことは困難と考えていますが、御指摘の標準処理期間については、今後、個々の手続の内容等に応じ、検討してまいります。
119	カジノ事業者の認可主要株主等の変更について、認可主要株主等の会社の円滑な運営のために、当該承認のための標準的な所要期間を示すべき。	
120	認可主要株主等の役員の変更承認手続に要する期間について明示すべき。	
121	「認可主要株主等の役員の承認並びに変更届出」について、行政手続法第6条に定める「当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を定めるべき。	
122	認可主要株主について、役員の変更承認手続に要する期間について明示すべき。	
123	認可主要株主等の役員変更承認申請について、具体的な短期の審査期間を定めるか、「カジノ管理委員会からの異議若しくは措置がない限り、○日以降に効力を生ずる」旨の文言を追加すべき。	認可主要株主等の役員の変更承認申請の審査期間は、個別具体的な審査経過に応じて様々であることから一概に定めることは困難であり、また、変更の承認に当たっては、カジノ管理委員会が法に基づく厳格な審査を行う必要があるため、一定の期間の経過により原則として承認するような規定を施行規則に置くことは不相当であり、原案が相当と考えています。
124	認可主要株主の変更承認までの期間について具体的な短期の期間を定めるべき。又は「カジノ管理委員会からの異議若しくは措置がない限り、○日以降に効力を生ずる」旨の文言を追加されたい。	
125	施行規則案第36条第1項各号の措置を講じるに当たり、都道府県警察等に対し、必要な情報提供等に積極的に協力するよう指導していただきたい。	施行規則第36条第1項各号の措置を講じるに当たっては、カジノ事業者において都道府県警察と密接に連絡することが求められています。なお、警察においても、暴力団排除の観点から適切な対応がとられるものと承知しています。
126	「株主等の社会的信用を確保するための措置等」について、一般小口株式所有株主に關しては承認又は承諾を除外する旨の規定を設けるべき。これにより普通株式による上場を認める道を残すべき。	
127	施行規則案第36条第1項第1号イでは株式の譲渡に承認を要することとされていますが、金融商品取引所に株式を上場する場合は適用されない旨の規定に修正をお願いします。	施行規則第36条第1項第1号のとおり、同号は同号イ又はロの措置をとることを定めているもので、必ずしも同号イの措置をとることを義務付けているものでないため、原案が相当と考えています。
128	施行規則案第36条について、株式又は持分の譲渡の際、主要株主とならない譲渡先については承認、承諾及び確認の対象外とすべき。	

129	施行規則案第36条第1項第1号口について、「カジノ事業者の議決権等の保有者が十分な社会的信用を有する者でない者であることが判明した場合において、議決権等の保有者から当該者を排除するための方法を定める措置」とは、取得条項付株式を導入し、株主が暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年経過しない者に該当する場合に、発行者であるカジノ事業者が株主の同意なしに株式を買い取ることができる種類株式を想定しているのか。すなわち、カジノ事業者が上場会社である場合を想定した規定という理解でよいのか。	施行規則第36条第1項第1号口の措置については、カジノ事業者において実効的な措置を定め、カジノ管理委員会においてその内容を審査することを想定しているものです。当該措置として要求される基準については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。カジノ事業者の創意工夫の余地を認めるものであり、特定の措置のみを想定しているものではなく、また、当該規定は必ずしもカジノ事業者が株式を上場している場合のみを想定しているものでもありません。
130	施行規則案第36条第1項第1号口に記載の要件は、IR設置運営事業者が発行する株式に会社法第107条第1項第3号の取得条項を付する措置により充足することができるか。	
131	施行規則案第36条第1項第1号口の要件は、IR設置運営事業者の株式に会社法第107条第1項第3号の取得条項を付する措置により充足できると理解していますが、そのほかの方法があればご教示ください。	
132	「議決権等の保有者から当該者を排除するための方法を定める措置」の具体例として、取得条項付株式（会社法第108条第1項第6号）の採用が妥当と考える。	
133	施行規則案第36条第1項第1号の株主等の社会的信用を確保するための措置等について、ガイドライン等でルールを明確化すべき。	
134	施行規則案第36条第4号について、事前に同号に定める属性確認をする場合、カジノ事業者の株式を上場することは困難。上場が可能となるようにすべき。	
135	施行規則案第36条第4号では、「議決権等の保有者になろうとする者の属性の確認を行うなど、これらの者に関する情報を収集」するとされているが、事前に属性確認をすることを求められた場合、カジノ事業者の株式を上場することは非常に困難であるため、事後的対応に留めるべき。株式の上場ができる限り可能となるような規則、制度とすべき。	施行規則第36条第1項第4号のとおり、同号は同号に例示している属性の確認を義務付けているものでも、これを議決権等の保有者となる前に行うことを義務付けているものでもないため、原案が妥当と考えています。
136	施行規則案第36条第2項に基づき記載する議決権等の保有者は、直接の議決権等の保有者等で足り、持株会社その他の間接保有者を記載する必要はないという理解で宜しいでしょうか。	「議決権等の保有者」の定義については、法第2条第12項のとおりであり、持株会社が除外されるものでも、間接保有者が一律に除外されるものでもありません。
137	施行規則案第36条第3項に定める報告の期限を、3か月以内から4か月以内に変更すべき。	御指摘の期限については、監督上の必要性や法第28条第4項に規定する財務報告書の提出期限が「当該事業年度経過後三月以内」であることなどに鑑みて適切と考えており、原案が妥当と考えています。
3. カジノ事業等の従業者の確認等		
(1) カジノ事業等の従業者の確認・届出		
138	カジノ事業に従事する従業者について、国籍による制限はないという理解で宜しいでしょうか。	法及び施行規則において、国籍によりカジノ事業への従事を制限する規定はありません。
139	特定カジノ業務に従事する者（特に、役員ではないが役員に近い活動を担う一部の幹部従業者）については、カジノ事業免許の申請をもって従業者の確認申請を可能とし、早めに確認を得ることができるようにすべき。	特定カジノ業務に従事する従業者については、法第115条第1項のとおり、カジノ事業免許を受けたカジノ事業者が確認を申請することとされているため、カジノ事業免許を受ける前に従業者の確認を申請することはできませんが、免許を受けたカジノ事業者による従業者の確認申請については、その適切な運用について、今後検討してまいります。
140	カジノ事業の従業者の確認の申請者はカジノ事業者である以上、カジノ事業者として申請行為ができるのは、あくまでもカジノ事業者としての免許をカジノ管理委員会から取得した後になるのか。カジノ事業免許の申請をもって従業者の確認申請を可能とし、段階的に確認を行うようにすべき。	特定カジノ業務に従事する従業者については、法第115条の確認申請に際し、施行規則第115条第3項により、年齢、一定の犯罪歴その他の欠格事由に該当しないことをカジノ事業者において点検し、その手法及び結果を記載した書類の提出を求めた上、カジノ管理委員会においても質問票の記載等を基に審査することになるため、原案が妥当と考えています。
141	確認対象のカジノ従業者について、犯罪歴や年齢をチェックすることを規則に規定すべき。	特定カジノ業務に従事する従業者については、法第116条の基準に適合しなければならないことから、これらの者の確認申請においても、同条の基準に適合することを示す資料及びその審査に必要な資料の提出を求めることとなるため、原案が妥当と考えています。
142	カジノ事業の従業者、また従事させた者についての申請書あるいは届出に係る書類について、確認の申請としては、事業者が従業者の個人情報に立ち入ることのないよう、「住民票記載事項証明書」等による必要最小限の情報で対応する必要があり、それで審査が必要十分となるようにすべき。	特定カジノ業務に従事させる者は、法第116条の基準に適合しなければならないことから、これらの者の確認申請においても、同条の基準に適合することを示す資料及びその審査に必要な資料の提出を求めることとなるため、原案が妥当と考えています。
143	施行規則案第119条について、カジノ事業内の人事異動や配置転換に対して、やむを得ない事情がある内部移動や速やかに対応せざるを得ない事情がある場合等は、承認ではなく、事後報告に留めることや、既に確認を得ている職員の内部的な人事異動や配置転換についても、報告のみに留める等手順を簡素化すべき。	確認特定カジノ業務従事者の従事する特定カジノ業務の種別の変更をしようとするときは、法第118条第1項のとおり、カジノ管理委員会の承認を受けなければならないこととされており、これを事後報告のみとすることはできませんが、承認に係る業務的確遂行能力の審査については、その適切な運用について、今後検討してまいります。
144	特定カジノ業務従事者の特定カジノ業務の種別の変更については、内部的な人事異動や配置転換であり、報告のみに留めて要求の基準を簡素化するなど、必要最小限の申請・承認手続とすべき。	確認特定カジノ業務従事者の従事する特定カジノ業務の種別の変更の承認申請においては、法第118条第3項のとおり、業務的確遂行能力のみを審査することとされていますが、その適切な運用について、今後検討してまいります。
145	確認対象以外のカジノ従業者についても、犯罪歴や年齢をチェックすることを規則に規定すべき。	カジノ業務（特定カジノ業務を除く。）又はカジノ行為区画内関連業務に従事する従業者については、法第121条第2項の届出の対象となり、カジノ管理委員会による審査の対象ではありませんが、施行規則第121条第3項により、年齢、一定の犯罪歴その他の欠格事由に該当しないことをカジノ事業者において点検し、その手法及び結果を記載した書類の提出を求めることとなるため、原案が妥当と考えています。
146	施行規則案第122条1項について、氏名等が記された証明書を見えない方法で携帯することが許されるか。	施行規則第122条の証明書については、同条第1項本文のとおり、見やすい位置に着用する方法で携帯させなければならないこととしていますが、同項但書のとおり、業務の性質上特に必要がある場合は、カジノ事業者が指示する方法により携帯させることができます。なお、いかなる場合に「業務の性質上特に必要がある場合」に該当するかについては、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
(2) 「社会的信用」の確保及び背面調査		
147	施行規則案別記第34号様式第2の4(1)の「カジノ事業等を行うために必要な許認可等を取得したことがあるか」という質問事項は、会社の従業員又はアドバイザーとして、許認可取得への関与又は補助の経験も含むのか。	施行規則別記第34号様式の作成者自身が許認可等を取得したことを問うものです。

4. カジノ行為の種類及び方法・実施基準			
(1) カジノ行為の種類			
148	花札、丁半等の日本における伝統的なゲームをカジノ行為の種類として認めるべき	<p>カジノ行為の種類については、法第2条第7項の趣旨に基づき</p> <p>①偶然の事情により金銭の得喪を争うもの</p> <p>②カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間の行為</p> <p>③同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いるもの</p> <p>のほか、アメリカやシンガポールなど諸外国における実施状況等に鑑み、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から社会通念上相当と認められる9種21分類及び電子ゲームを施行規則で規定しているため、原案が適当と考えています。</p>	
149	客VS店の構造となるブラックジャックやルーレットは、項目として好ましくない。ポーカーや立直麻雀であれば、客同士でやりとりが完結できるので問題になりにくい。		
150	現在のアミューズメントカジノ等でも大会前の口合わせや大会後の店を出てからの脅しの事例もあることから、対人ポーカーは禁止すべき。		
151	ポーカーのみならず、バカラ、トゥエンティワン、電子ゲームなど、様々なゲームについてトーナメントを実施すべき。		
152	セブンカードスタッド、セブンカードスタッドハイロー、セブンカードスタッドロー(ラズ)、ファイブカードドロー、2-7シングルドロー、2-7トリプルドロー、パドゥーギ、パデーシ、パデュシ、ショートデッキについても、顧客間ポーカーとして実施できるようにすべき。		
153	ハイパーブラックジャックを実施できるようにしてほしい。		
154	パイゴウタイトルではなく、トランプを使用したパイゴウポーカーを認めるべき。		
155	施行規則案3条1項10号について、電子ゲームが「カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為」であるとして規定されているが、顧客間で行うものも含めるべき。		
156	「クライアントサーバゲームシステム」は、ニアミス状態を引き起こしやすく、依存症を引き起こす可能性が高いため、カジノでは、運用禁止としてください。		
157	ディーラー1人に対し、50～100人等多数の顧客が同時にブラックジャックに賭けられるディーラー操作式電子テーブルゲームでは、顧客の2枚目までは全顧客に共通で、3枚目以降はコミュニティカードとしてテーブル中ほどに配布する。顧客により、2枚でステイなら3枚目以降は関係無いが、ヒット等する顧客がいれば配られる。その同じ3枚目の意味は、人によってはスプリットだったりもする。ダブルダウンした人はそこで終わりでも、まだヒット等する人がいれば4枚目以降のコミュニティカードがテーブル中ほどに配布され続ける。コミュニティカードを用いるディーラー操作式電子テーブルゲームシステムに適用できる規定を、新たに設けるべき。		
158	カジノ事業者は、コミッションバカラ、ノーコミッションバカラを自由に選択し、自由な割合で設置することができることとすべき。		施行規則別表第一の第一バカラの8の三において、御指摘の場合については対応できることとされています。
(2) カジノ行為の方法			
159	カジノ行為の種類及び方法について、柔軟に追加・変更できるよう民間事業者からカジノ管理委員会に提案を行えるような制度を設けるべき。		<p>カジノ行為の種類及び方法については、法第2条第7項の趣旨に基づき</p> <p>①偶然の事情により金銭の得喪を争うもの</p> <p>②カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間の行為</p> <p>③同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いるもの</p> <p>のほか、アメリカやシンガポールなど諸外国における実施状況等に鑑み、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から社会通念上相当と認められる9種21分類及び電子ゲームをカジノ管理委員会が施行規則で規定することとされているため、原案が適当と考えていますが、カジノ行為の種類及び方法の追加や変更等については、法第2条第7項の要件を念頭に置きつつ、カジノにおけるゲームの国際的な潮流等を踏まえ、施行規則制定後もカジノ管理委員会において必要な見直しを進めてまいります。</p>
160	カジノ行為の種類を追加する場合や方法を変更する場合について、カジノ事業者が要求したものをカジノ管理委員会が承認するような制度を設けるべき。		
161	サイド・ベットを追加で承認することを求めるプロセスを構築していただきたい。		
162	テーブルゲーム上でプログレッシブはポーカーゲーム以外に言及はないが、他のゲームでも認めるべき。		
163	施行規則案第3条第1項10号「電子ゲーム」中の「・・・を除く。」：1～9号の種類にかかる電子テーブルゲーム(ディーラー操作式を含む)はそれぞれの号の種類で読むという理解でよいか。		
164	「当該カジノ行為により顧客から受け取ったチップの価額」および「当該払い出されたチップの価額」という記載があるが、一方で施行規則案第7条2項ではトーナメントチップは「参加する顧客の点数の表示のみに使用する」とされている。この記述に基づけば、当該条項で表記される「チップ」とは、テーブルゲーム用チップを意味しており、顧客がトーナメントに参加するにあたっては、まず現金をテーブルゲーム用チップに替えた上で、トーナメントチップを獲得し、獲得賞金もテーブルゲーム用チップで払い出されるという運用を想定しているのか。	貴見のとおりです。	
165	クラブスについて、「賭けについて引分けとなる」の意味と文脈は、ゲームが終わったことを示唆するのではなく、一定の賭けまでステイアップ(テーブルでステイ)するというこでよいか。		

166	カジノ事業者が各ゲームのベットのペイアウトオッズを決定できるようにすべき。	
167	ディーラー自身のリシャッフル等でスタックを初期化することも許すべき。カジノ事業者の裁量に任せるべき。	
168	施行規則案第3条の「カジノ行為の種類及び方法」の不適切な事象に対する措置について、「不適切な事象に対する措置」の規制内容を柔軟に変更できるような体制を構築することが必要不可欠。	
169	アップカードは、裏面を上面として配布し、ノーホールカードルールなら主たる区画に2枚目を配布した後に表面へ、ホールカードルールならホールカード配布後に、アップカード表面を上面にひっくり返すことが一般的ではないか。	
170	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1九二(1)の(ロ)について、選択権者以外のチップは最初に配られたトランプを含む手札に固定されても良いのではないか。	
171	ディーリングシュートにトランプが無い場合、施行規則案別表第一第一バカラの11のニでは「当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとする」のに、施行規則案別表第一第二のトゥエンティワンでは使用済みトランプを「初期化して当該ラウンドを継続」しなければならないのは不合理である。	
172	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1ブラックジャックの十六イの(7)について、主たる区画に2枚のトランプが配布されなかった場合、「当該手札に対する賭けに係るカジノ行為」のみ「結果は発生しなかった」とするのは不適切	
173	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1ブラックジャックの十六イの(8)について、規定に従わずに引かれたトランプが表向きとなっても、最初の2枚等、それが予め表向きとされるトランプで、かつ、配布順序に選択肢が無く、本来配布されるべき主たる区画が定まっている場合、「既に使用されたトランプ」とせずに、バカラの「順番が特定できる場合は当該順番に従って使用」と同様にすべき	
174	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1ブラックジャックの十六イの(9)について、「当該トランプが表向きにされた後」は「当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとする」のは、大変問題がある。	
175	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1ブラックジャックの十六イの(10)及び口の(6)について、インシュランス及びダブルダウンでは、掛金の「上限」(六のイ、九二の(2))を定めているのであり、「少ない場合は当該定める額との差額」を追加で置かせるとするのは、スプリット(九二の(1))の場合のみであり、本規定は誤解を生む。	
176	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1ブラックジャックの十六イの(11)について、顧客の選択が終わる前にディーラー手札が明らかになってしまった場合、選択を終えていないプレイヤー手札のみ、結果は発生しなかったものとするのは、必ずしも適当ではない。	カジノ行為の方法については、カジノ行為が「偶然的な事情により金銭の得喪を争う行為」であることを踏まえ、諸外国の状況等を参考としつつ、使用する道具、勝敗決定までの手順、勝ち金の処理(オッズを含む)、エラーの処理等を施行規則で規定したものであり、原案が適当と考えています。
177	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1ブラックジャックの十六イの(12)について、ダブルダウンやヒットの意思表示をしている顧客をステイと勘違いし、次の顧客のヒットにトランプを配布してしまった場合、配布されなかった顧客の手札に対する賭けの結果を一律に発生しなかったものとするのは問題がある。	
178	施行規則案別表第一第三ポーカーの2、デッキのシャッフルについて、プレイ途中で手に持ったスタブを落として見えてしまったとき、そのデッキをシャッフルし、それを新しいスタブとする運用となるのが通常であるため、ハンドシャッフルも認可すべき。	
179	ポーカーで使用するトランプはプラスチックに限定すべきではない。	
180	施行規則案別表第一第三ポーカーの4カリビアンスタッドポーカーについて、カジノ事業者が独自のプログレッシブ・ペイテーブルを作成し、使用できるようにすべき。	
181	顧客間ポーカーでのディーリングシュートの使用は不要または任意とするほか、手でのシャッフルを認めるべき。	
182	我が国でも国際標準に合わせ、ストラドルについても採用すべき。	
183	参加者が6人以下のとき、ポットが大きくなりすぎないため、トリプルブラインドにするべき。	
184	顧客相互間のポーカーについて、バッドビートジャックポットという仕組みがプロモーションとして採用されることが国際標準であり、我が国でも採用すべき。	
185	施行規則案別表第一第三ポーカー9オマハポーカーの十四イ(2)不適切な事象に対する措置について、異常のあるデッキでゲームが行われたときやその他多くのときは、場合によりノーゲームとはならないのが国際的なルールである。具体的には、最初のストリート(第一の賭け)で実質的なアクション(サブスタシヤルアクション)が行われた時、賭けが成立したものとし、国際標準に合わせそのまま継続することとすべき。また、SAが行われていなければ、賭けが成立していないものとしゲームをやり直すこととすべき。	
186	施行規則案別表第一第三ポーカー9オマハポーカーの十四イ(5)について、ディーラーでカードが裏返ってしまうエクスポーズがあったとき、最初から2枚までのエクスポーズと、合計2枚以上のエクスポーズがあったときは、リシャッフルとなるのが国際的なルールであり、我が国でもそのようなルールとすべき。1枚だけのときは、最後に足りないカードを配ったあと、エクスポーズしたカードをスタブの上におき、フロップの前のバーンカードとして使うこととすべき。	

187	別表第一第二第1第5イについて、複数の顧客に対してトランプを配布する具体的な順序の記載をすべき。	
188	施行規則別表第一第三ポーカーの2、デッキのシャッフルについて、色違いの2組のデッキを使用し、シャッフルを待つのではなく、プレイ中にシャッフルする形で運用することでスムーズなオペレーションを確保できるため、2組のデッキの使用を認めるべき。	
189	ポーカーにおいて使用される、ディーラーボタンと、カットカードの定義を置くべき。	
190	オマハポーカー、テキサスホールデムポーカーについて、1ゲーム毎のピックアップスモールブラインドの動かし方を定義すべき。	カジノ行為の方法については、カジノ行為が「偶然の事情により金銭の得喪を争う行為」であることを踏まえ、諸外国の状況等を参考としつつ、使用する道具、勝敗決定までの手順、勝ち金の処理（オッズを含む）、エラーの処理等を施行規則で規定したものであり、公正性に影響を与えないものについては特段の定めを置いていません。
191	キャッシュゲームの場合は、1回目のディーリングでカードが配られたプレイヤーが参加していることとなり、カードが配られるかどうかは、1回目のディーリングのときに席にいますか判断するという理解でよいか。ブラインドの回避について、諸外国と同様のルールとすべき。	
192	ポーカートーナメントにおいては、デッキリリスが始まったときに、椅子が手に届く範囲内にいたプレイヤーにハンドを配るものとするべき。ブラインドの回避について、諸外国と同様のルールとすべき。	
193	一定時間ごとにブラインドを上昇させるためのトーナメントクロックの使用を認めるべき。	
194	施行規則別表第一第二トゥエンティワンの1十の口について、ハウスがソフト17でスタンドすることを許容すべき。	施行規則別表第一の第二トゥエンティワンの1十の口(1)において、御指摘の場合については対応できることとしています。
195	顧客が全員バーストしている場合でも、ディーラーは一人でハード17やソフト18以上となるまでトランプを自身に配布し続けなければならないように読める。追加配布せず、ラウンドを終了する規定を明確に置くべき。	
196	コミュニティカードが出される前にバーンカードは必ず切られるものであり、施行規則別表第一第三ポーカー9オマハポーカーの三ハの(2)の場合、バーン、コミュニティ3枚、バーン、ターンカード、バーン、リバーカードとなるべき。	いただいた御指摘を踏まえ修正しています。
197	施行規則別表第一第三ポーカー9オマハポーカーの十一ハイローエイトオアベターのローハンド、ロ)の表記が世界の標準的なローハンドの強さの定義と異なっている。規定を修正する必要がある。	
198	ポンツーンのルールは、国際的に知られているバージョンとは異なる根拠を示してほしい。	ポンツーンのルールは、アメリカ、オーストラリア、シンガポール等における規定等を参考にしつつ策定したものです。
199	施行規則別表第一第三ポーカー9オマハポーカーのハイの(1)について、ハンドの2枚とコミュニティ3枚の役を開示するとあるが、逆に使われていないハンドの2枚は開示する必要がないとも読み取れる。実際には全てのハンドを開示した上で、役に使うカードを読み取ることとすべき。	全てのハンドを開示した上で、役に使うカードを読み取ることとなります。
200	施行規則第40条について、顧客同志が対峙するゲームで、トーナメント方式以外の場合で、場所代等として時間チャージで顧客から一定金額を徴収する場合は、「顧客相互間のカジノ行為により得られた利益に相当する額」には含まれないとする整理は可能か。	御指摘の「場所代等として時間チャージで顧客から一定金額を徴収する場合」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、我が国において実施可能なカジノ行為の方法については、施行規則別表第一に規定されており、例えばトーナメント方式でない顧客間のゲームにおける勝金の支払の方法は、施行規則別表第一の規定に基づき、賭金の集積額のそれぞれに対し、100分の90以上1未満の範囲内でカジノ事業者が選択して業務方法書に記載する率を乗じて得た額をそれぞれ勝金に充てる額とする必要があります。
201	プロモーションなどによる招待プレイヤー制度が認可されるべき。	御指摘の「プロモーションなどによる招待プレイヤー制度」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、法による規定の範囲内で行われることが必要となります。
202	統合型リゾートで開催されるトーナメントゲームへの出場の権利をアミューズメントカジノで獲得できるようなスキームを可能とすべき。	御指摘の「統合型リゾートで開催されるトーナメントゲームへの出場の権利をアミューズメントカジノで獲得できるようなスキーム」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、法による規定の範囲内で行われることが必要となります。
203	勝金の支払について、賭金の総額から控除する額について30%という最大値の設定はあるが、最低10%などのボトムも設定すべき。	御指摘の趣旨が明らかではありませんが、賭金の総額から10%以下の割合を控除することも可能です。
204	クラブスについて、「ダイススライディング」を記述する文言を含むように修正すべき。	別表第一の第五クラブスの9一の(9)において、御指摘の場合についても対応できることとしています。
205	施行規則第7条5においては「プログレッシブにおいて蓄積される金銭の管理」に関する記載があることから、規則側の規定はこの様なプログレッシブの一般的解釈を前提とした記述となっているが、一方で本条項における記述はその様な一般的なプログレッシブの解釈から逸脱し、プログレッシブの払戻率をベースマシンの払戻率に含めることとなっている。本条項の規定は業界における一般的なプログレッシブ解釈に基づかない国際的には奇異な解釈に基づく規定となっており、この規定を満たすためには海外の多くの国や地域で採用されているプログレッシブゲームの開発仕様を日本向けに根底から作り直すことが求められかねない。当たり役の「発生率が1億分の1以上とする機能」、「理論上の払戻率を1未満とする機能」に関しては、国際的にはあまり見られない機能要求を日本独自の基準として追記したものの様に拝見するが、この様な独自基準の導入にあたって発生しうるゲーム設計上の問題点を網羅的に検証を行った上でこの提案を行っているのか。	カジノ行為の方法については、カジノ行為が「偶然の事情により金銭の得喪を争う行為」であることを踏まえ、諸外国の状況等を参考としつつ、使用する道具、勝敗決定までの手順、勝ち金の処理（オッズを含む）、エラーの処理等を施行規則で規定したものです。
206	カジノ事業者にとって、1円単位のチップを用いることは、過度な負担となりうる。カジノ事業者は、どのように勝金を支払うかについての裁量を与えられるべきであり、支払方法について顧客に対して事前に明確な指示をする義務を負うべき。	テーブルゲーム用チップの価額単位については業務方法書に記載を求めることを想定しており、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。また、施行規則第12条第1項第2号イ(2)において、勝金額に1円以上の端数が生じた場合における顧客への支払の方法に関する具体的な定めをカジノ施設利用約款に記載しなければならないこととされています。

(3) カジノ行為に関する基準		
207	カジノ事業者に対するチップ（心付け）が公正性を損なうことはないため、認めるべき。	ディーラーにチップを渡す行為は、カジノ行為の公正性を害するおそれがあるほか、実際には公正性が害されていない場合であっても他の顧客から見た場合に公正性が害されているとの誤認を与えるおそれがあることに加え、法第244条においてカジノ事業者の従業者の取賄罪が規定されていることもふまえ、原案が適当と考えています。
208	ディーラー等への心付け禁止が、カジノ事業者を介した心付けまでは禁じていないものと整理すべき。	
209	施行規則案第56条第1項第3号口において「正常な行為ができないおそれのある状態にある顧客」とあるのを「正常な行為ができないおそれのある状態にあることを疑うに足る合理的な根拠がある顧客」に修正すべき。	当該規定は、海外における規制の実例を踏まえ、また公正性の確保の観点から定めたものであり、原案が適当と考えています。
210	施行規則案第56条第1項第5号の「必要な措置」には、退場乃至入場禁止対象とする等まで含まれるか。	貴見のとおりです。
211	施行規則案第56条第1項第5号について、スマートフォンを使用しながらのカジノ行為を認めてほしい。	カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとして施行規則で定める部分以外からの賭けは法第73条第2項により禁止されています。スマートフォン等を使用しながらカジノ行為を行っている場合、外見上は外部から指示を受けていることとの判別が困難であるため、原案のとおり一律に防止すべき行為とします。
212	施行規則案第56条第1項第5号は、顧客による不正行為の防止について規定しているが、顧客による不正行為についての規制や不正行為が発覚した又は不正行為を試みた顧客に対する罰則は定められていない。罰則規定を含む顧客による不正行為を明確に禁止する規定を加えるべき。顧客による不正行為又はその試みを発見したカジノ事業者に与えられる権利及び責任についての規定も加えるべき。顧客の不正行為が発覚した場合にカジノ事業者がどのように対処すべきかを明確にすべき。	IR事業は、これまで刑法の賭博罪に該当するものとして禁止されてきた行為を例外的、特権的に認めるものであり、カジノ行為の方法及びカジノ行為の基準に係る各種規定については、カジノ行為が適法に実施されるようカジノ事業者の義務を定めているものです。また、顧客の不正行為が発生した場合の対応については、各種法令の規定に従い、警察等の関係機関において適切に対応されるものと考えています。
213	オマハポーカー、テキサスホールデムポーカーについて、ベットラウンドのベット額やレイズ額に上限を設定できることとし、ノーリミット、ポットリミット、フィックスリミットの3種をいずれも行えるようにすべき。	賭金額として適切な金額は、顧客の資力やカジノ行為の頻度等により一律ではないことから、一律に規制することは適切ではないと考えています。一方、諸外国においてはカジノ事業者が顧客の区分等に応じて、最低・最高賭金額を設定する例も承知しており、こうした事業者の業務の方法については、業務方法書等に記載させ、カジノ事業免許の申請時に審査を行うほか、実際の運用においても厳正に監督することとしています。
214	本施行規則案には賭け金の上限についての規制が全くなく、このことは、意図的に顧客をギャンブル依存に仕向ける仕組みである。	
215	事業者は、各カジノ行為の上限額を自由に設定することができるようにするべき。	
216	顧客からのリクエストにより、設定額を超えて最大賭金額を変更できるといった施行規則案第56条第1項第6号の規定の例外を認めるべき。	
217	VIP顧客に係るゲーミング及び誘客（マーケティング）に関して、何かしらの特別の規制を設ける意思があるのか。	法において、賭金額に応じた区画に関する規定はありません。
(4) その他		
218	施行規則案第62条について、同条2項5号、6号及び7号は、報告することが現実的ではなく、負担が大きい。報告の期限は、各対象期間の終了から1か月以内とすべき。	施行規則第62条第2項第5号及び第6号については、御指摘を踏まえ修正しています。報告期限については「各期間の経過後遅滞なく」提出することとしており、特段の期限を定めることは予定していません。
219	法第174条第2項第1号から第4号にあるカジノ行為を行ってはいけない人について、対象者情報（基本方針及び区域整備計画に関する事務に従事する政府職員等）が事業者を提供されると考えてよいか。	御質問の点については、適切な運用について今後検討してまいります。
5. カジノ行為粗収益（GGR）の集計		
(1) カジノ行為粗収益の集計		
220	マーカーは、各カジノ行為日の終了時にケージ内のマーカー・バンクに移転されるという理解で正しいのか。	一般的にはマーカーは各カジノ行為日の終了時にカウントルームに移転されることとなりますが、具体的には法第67条第1項の「カジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続」の審査基準等で示していくことを予定しています。
221	施行規則案第40条について、機械の勝金の計算方法については、業界の標準に従って、"Meter Bill Drop + Metered Ticket Drop +/- Drop Variances - Ticket Out"（参加者による支払いを控除する方法）とすべき。	電子ゲーム機のメーターの定義やGGRの計算方法は規制当局ごとに考え方が異なるところ、我が国においては、シンガポール同様、COIN IN及びCOIN OUTを基礎とした計算方法を採用することとしています。
222	国庫納付金及び認定都道府県等納付金の計算にあたっては、カジノ行為粗収益の計算上、回収不能金を除くこと（シンガポールの例）、並びに、コンプによるチップ及び無料プレー分を除くべき。	施行規則第40条第1号の規定において、諸外国の例を踏まえ、テーブル上で貸付けやカジノ行為関連景品類により顧客にチップを交付した場合、カジノ行為粗収益の計算上加算していただくこととしています。
223	カジノ行為粗収益の集計結果に関しては、カウントルーム（集計のための専用室）で、カジノ管理委員会より派遣された担当者が日々確認するのか。	御指摘の点については、その適切な運用について、今後検討してまいります。
224	施行規則案第40条第1号イについて、特定資金貸付業務に係る貸付けにより顧客に貸付けた金銭で未回収になった金銭については、実際のドロップ額となるようイから控除されるという理解でよいか。	貸し付けた金銭をもとにチップを交付した場合、貸付けの未回収額は施行規則第40条第1号イから控除されません。
225	施行規則案第40条第1号イについて、イに含まれるカジノ行為関連景品類について、具体的な内容を明記すべき。	カジノ行為関連景品類についてはカジノ事業者の創意工夫をもって多様な内容を定め得るものであるため、具体的な内容の明記は予定していません。なお、法第2条第13項で定義が定められています。
226	施行規則案第40条第1号について、カジノ行為粗収益の算出において、偽札や偽造チップ、盗難等の扱いが不明瞭。ネバダ州やシンガポールの規則ではこれらについては、カジノ行為粗収益からの控除が認められており、我が国の規則においても同様な扱いとすべき。	偽札や偽造チップ、盗難等の扱いについては法第67条第1項の「カジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続」の審査基準等で示していくことを予定しています。
227	カジノ行為関連景品類の中に、ディスカウントやリベート等が認められ、それらについてはカジノ事業者の国際競争力維持の観点から、カジノ行為粗収益から控除されることとすべき。	御指摘の「ディスカウントやリベート等」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、一般論としては、シンガポール等と同様、カジノ行為粗収益の額から顧客に交付したカジノ行為景品類の額を控除することはできません。なお、具体的な内容や取扱いについては、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
228	カジノ行為に対する景品として物品を提供した場合について具体的に明示すべき。例えば、ある一定額のカジノ行為に対する対価として抽選権を獲得し、抽選の結果、物品の提供をした場合、提供した物品の取得金額分はカジノ行為粗収益から控除されることとすべき。	法第73条第6項の規定により、カジノ行為に対する対価の支払いとして物品を提供することは認められていません。

229	特定資金貸付業務がテーブルで行われる場合、法第192条第1項第1号口では「交付等をしたチップの価額」に含まれるため、カジノ行為粗収益の計算で控除対象になるように読めるが、施行規則案第40条第1号イでは「チップを顧客に交付等する場合」に含まれ、同額だけ同号口の「集計期間の終期において、カジノ事業者がカジノ行為に使用するために当該テーブルにおいて保有するチップの価額」が減るため、カジノ行為粗収益の計算には影響を与えないと読めるため、整合性がとれていないのではないか。	テーブルで貸付けを行った場合、法第85条第1項により金銭が交付されます（ただし、法第76条第1項により貸付はチップを交付する場合に限られます。）。貸付けを受けた金銭をチップに交換した場合、当該チップの価額は法第192条第1項第1号口括弧書きにより控除対象から除外されます。よって、施行規則第40条第1号イにおいて加算項目としている点に矛盾はありません。
230	施行規則案第40条について、集計期間として規定される「24時間を単位とした期間」について、集計期間の終期をクローズするために、特定の時間にカジノ全体のオペレーションを全て止めるようなことは想定していないことを確認願いたい。	集計期間の終期をクローズするために、特定の時間にカジノ全体のオペレーションを止めることは想定していませんが、集計方法については法第67条第1項の「カジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続」の認可において適切性を判断することになります。
231	ポーカートーナメントにおいて、30%を控除し、Max70%以内を顧客勝ち金とするところがある。この別表の規定とこの施行規則案第40条の規定は合わない様に思えるが整合性はあるのか。	ポーカートーナメントにおいては、集積した賭金の70パーセント以上100パーセント未満を顧客の勝ち金となる旨規定しており、「30パーセントを控除し、Max70パーセント以内を顧客勝ち金とする」とは規定していません。その上で、別表第一の第三十一の五における「集積した賭金の額」及び「あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた額の勝ち金」は、それぞれ施行規則第40条第3号イ及びロに該当し、整合的であることから、原案が適当と考えています。
232	ポーカートーナメントについて、集積した賭け金の額に対し100分の70以上1未満の範囲を勝ち金の総額とあるが、30%は納付金充当ということか。	集積した賭金の額から勝ち金の総額を除いた価額がポーカートーナメントのカジノ行為粗収益となり（施行規則第40条第3号）、その30パーセントが国庫納付金等となります（法第192条第1項第1号及び第193条第1項）。したがって、御指摘の30パーセント部分は、国庫納付金等充当額ではなく、カジノ行為粗収益の額となります。
233	諸外国のプラクティスとして（納付金、主催者経費・利益を除き）掛け金の額全額を賞金とすることもことから、100分の70以上1以下とすることを検討いただきたい。	集積した賭金の額から勝ち金の総額を除いた価額がポーカートーナメントのカジノ行為粗収益となり（施行規則第40条第3号）、その30パーセントが国庫納付金等となることから（法第192条第1項第1号及び第193条第1項）、主催者経費・利益を除いた賭金の額全額を賞金とすることができます。したがって、「100分の70以上1未満」から「100分の70以上1以下」への修正は不要です。
234	施行規則案第41条第2項に定める報告の期限を、3か月以内から4か月以内に変更すべき。	御指摘の期限については、監督上の必要性や法第28条第4項に規定する財務報告書の提出期限が「当該事業年度経過後三月以内」であることなどに鑑みて適切と考えており、原案が適当と考えています。
(2) その他		
235	「カジノ管理委員会が行うカジノ施設に関する秩序の維持及び安全の確保を図るための必要かつ合理的な施策に要する費用のうち当該カジノ事業者に負担させることが相当なものの額としてカジノ管理委員会が定める額」に関し、費目・費用の内容、範囲の判断基準について、早期に考え方を明らかなるとともに、予め定めた上で公表されるべき。	法第192条第1項第2号で定める「カジノ管理委員会が定める額」の内容や公表時期等については、今後の検討の中で考え方を示してまいります。
6. カジノ事業の内部管理（定款、業務方法書、各種規程・行為準則）、カジノ施設利用約款		
(1) 業務方法書の必要的記載事項等		
236	免許の申請における添付書類とされている業務方法書、依存防止規程について、米国でのIR事業等のグローバルスタンダードから乖離し、事業者にとって過度な負担を生じさせることがないようにすべき。	御指摘の「米国でのIR事業等のグローバルスタンダード」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、業務方法書や依存防止規程に記載を求める内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
237	業務方法書は職員に対する業務マニュアルと理解するが、極めて広範囲に及び、かつ内部行為準則や法遵守規定を含みうるものと了解している。MICS的な内部統制の考え方を業務方法書で定める事とも解釈できうるが、この考え方でよいか。あるいはMICSに関しては別途何等かの規則を定めることを考慮しているのか。	業務方法書は、事業運営の実施方法の基本的な規範との位置づけであり、対象業務にかかる具体的な手順は、行為準則として届出が求められます。御指摘の「MICS的な内部統制の考え方」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、その上で、カジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続については、法第67条第1項に従って、業務方法書とは別に定めることが求められます。
(2) 行為準則の作成等		
238	「必要な能力を有する者」という記載が複数あるが、それらの基準を可能な限り明確化されたい。	今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
(3) カジノ施設利用約款		
239	カジノ事業者は、施行規則案第12条第1号ニに定める訪問者の誓約がなされた場合において、誓約に依拠することが合理的である（すなわち、カジノ事業者が相反する事実に係る証拠を有していない）限りにおいては、法第69条に基づく責任から免責されること及び同趣旨の文言を全ての関連条項やカジノ施設利用約款に含めることができるか。	法第237条第1項第6号の罰則の適用及び行政処分の実施については、個別具体的な状況に応じて検討されることになります。 また、カジノ施設利用約款は、顧客のカジノ施設の適切な利用を確保するため、カジノ事業者と顧客の間の権利義務の内容を定めるものですので、カジノ事業者が法第69条に基づいて負う義務についてカジノ施設利用約款の内容に含めるのは適切ではありません。
240	施行規則案第12条“へ”について、「へ カジノ事業者は、カジノ施設において発見した入場禁止対象者をカジノ施設から退去させる旨の定めがあること。」を「へ カジノ事業者は、カジノ施設において発見した入場禁止対象者をカジノ施設から退去させる旨、及び、その入場禁止対象者に支払われたすべての賞金（リンクされたジャックポットを含む）が没収される旨の定めがあること。」と修正すべき。	施行規則第12条第2号ニ(3)において、御指摘の場合については対応できることとしているため、原案が適当と考えています。
241	施行規則案第12条第5号口について、「ロ カジノ行為関連景品類の提供の停止、利用制限その他の措置を行う場合には、その条件及び内容に関する適切な定めがあること。」を「ロ カジノ行為関連景品類の提供の停止、利用制限等の措置を行う場合には、その条件及び内容に関する適切な定めがあること。」と修正すべき。	「カジノ行為関連景品類の提供の停止」や「利用制限」は、「措置」の内容の例示として列挙するものですので、原案が適当と考えています。
242	施行規則案第46条第4号や同第56条第2項第6号では、顧客への情報提供を日本語及び英語を含む複数の外国語により行うこととされているが、カジノ施設利用約款にはそのような規定が無い。カジノ施設利用約款も日本語のみならず多言語での掲示を義務づけるべき。	施行規則第46条第4号や同第56条第2項第6号は、法がカジノ事業者に対して課している義務を遵守させるために情報提供の方法まで規定しています。他方で、カジノ施設利用約款は、カジノ事業者が、顧客のカジノ施設の適切な利用を確保するために定められるものですので、その掲示方法等についてもカジノ事業者において適切に判断されるものと考えます。

7. カジノ施設の規模、構造及び設備の技術上の基準		
(1) カジノ施設の規模		
243	法第41条の規定に「カジノ施設の数が一を超えず」とありますが、この具体的な定義を教えてください。	カジノ施設の数については構造的・機能的な一体性等を考慮して判断されるものであり、施設の具体的な設計を踏まえて審査されることとなりますが、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
244	法第41条第1項第7号に規定されているカジノ施設の一体性について、本施行規則案にて基準を示してほしい。VIPルームなど複数の隔離された場所でカジノ行為を行うことは可能か。	
245	カジノ施設の各フロアが上下階に分かれていても、カジノ施設内に設置されたカジノ利用者専用エレベーター等で各フロアを接続して一体的な運営を行う場合には、1つのカジノ施設として認められることを確認したい。	
246	カジノ行為の用に供される部分とは、つながった単一の一般顧客用のフロア区画のみならず、同じ建物の別の階に設置される専用エレベーターでアクセスするVIPエリアやVIPルーム、あるいは隣接した建物の一部をかかるとして供することが認められるのか。	
247	施行令（案）への意見募集に対するIR推進本部事務局の考え方（平成31年3月29日公表）によると、IR施設の床面積の合計は「IR施設のうち建築基準法第2条第1項第1号の定義に該当する全ての建築物について、建築基準法施行令第2条第1項第3号により算定した床面積の合計を指すもの」とのことだが、この理解で間違いはないか。	貴見のとおりです。
248	専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の面積は、カジノ行為区画の面積から施行規則案第9条の規定に該当する部分の面積を差し引く、という方法のみによって算出されるという理解でよいか。	今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
249	ゲーミング区域として「専らカジノ行為の用に供される部分」の面積も、ホテル・展示会の基準面積と同様に、内法面積での計算と解釈してよいか。	
250	プライベートゲーミングサロンのカジノ行為区画としての床面積は、テーブルの外側1メートルまでの部分のみを算入する扱いとすべき。	
251	「専らカジノ行為の用に供される部分」の面積に関して、当該区域内に設置されるテーブル、スロット、及び顧客席に対し、特定のエリア標準（平米）を設けて算出基準とする考え方はあるか。	
252	施行規則案第9条第7号に掲げる「通路」について、この通路はテーブル及びスロット間の通路も全て含むものか。	ゲーミング区域の床面積の制限については、カジノ行為への依存防止等の観点からカジノ施設の規模を適切に制限するという規制主旨を踏まえ、カジノ行為に使用される機器等が設置される部分を網羅的に規制の対象とするため、原案が適当と考えています。
253	床面積の合計を証する書類やゲーミング区域、カジノ施設の構造・設備、ケージ等、監視設備を記載する図面として認められる書類を様式の提示などにより明確にほしい。	
254	カジノ行為区画においてゲーミング区域に含まれない部分を広く定義することで、施行令第6条に定める面積制限の趣旨を潜脱するおそれがあるので、通路、階段、便所等も専らカジノ行為の用に供する部分に含まれると施行規則案を修正すべき。	
255	施行規則案第9条におけるゲーミング区域の定義の方法は、法第41条第1項第7号に反したのではないか。施行規則案においては、専らカジノ行為の用に供される部分を挙挙することによりその合計としてゲーミング区域を定義すべき。	ゲーミング区域の床面積の制限については、カジノ行為への依存防止等の観点からカジノ施設の規模を適切に制限するという規制主旨を踏まえ、カジノ行為に使用される機器等が設置される部分を網羅的に規制の対象とするため、原案が適当と考えています。
256	カジノ施設から通路、便所などは除かれており、3%の縛りをできるだけ緩めて、カジノ事業者に有利になるようにする姑息なやり方である。	
257	法第41条第1項第7号は「専らカジノ行為の用に供される部分」に関して「カジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計」として、カジノ管理委員会規則が定める部分を「加算」してゆくことを前提としてこれを定めている。それに対して、施行規則案第9条は「カジノ行為区画のうち次に掲げる部分以外の部分」としてカジノ行為区画から特定施設部分を「減算」することを前提として「専らカジノ行為の用に供される部分」を定めており、法の定めを違える記述となっている。	
258	ゲーミングビットは、ゲーミング区域に含まれるか。	いわゆるゲーミングビットは、ゲームの結果の判定やテーブルにおける現金やチップの出し入れの管理を行う等、カジノ行為区画内でカジノ行為に直接的に関与し、カジノ行為の進行管理を行うための部分であることから、ゲーミング区域とすることが適当と考えます。
259	「ビットエリア」は、施行規則案第9条第1号から第10号までに該当しないという扱いとしてほしい。	御指摘の（1）～（3）については、専らカジノ行為区画内関連業務の用に供される部分であればゲーミング区域に含まれません。（4）については、いわゆるゲーミングビットは、ゲームの結果の判定やテーブルにおける現金やチップの出し入れの管理を行う等、カジノ行為区画内でカジノ行為に直接的に関与し、カジノ行為の進行管理を行うための部分であることから、ゲーミング区域とすることが適当と考えます。
260	施行規則案第9条について、カジノ行為のために顧客に使用されることがない、（1）飲食エリア、（2）エンターテイメントショーのためのエリア、（3）物販エリア、（4）カジノビットエリア等についてもカジノ行為区画の床面積から除外すべき。	
261	カジノ行為区画の床面積の合計（3%以内）の算出基準について、ビットエリア等（具体的には、テーブルゲーム管理のバックハウス機能である「ビット」部分の面積や廊下、バックオフィス等）を当該面積から除外することを明確に規定すべき。また、同様の趣旨から、施行規則案第9条第11号の「カジノ行為の用に供されるおそれがないものとしてカジノ管理委員会が認める部分」に含まれる部分を明確にすべき。	いわゆるゲーミングビットは、ゲームの結果の判定やテーブルにおける現金やチップの出し入れの管理を行う等、カジノ行為区画内でカジノ行為に直接的に関与し、カジノ行為の進行管理を行うための部分であることから、ゲーミング区域とすることが適当と考えます。また、施行規則案第9条第11号への該当性については、今後、審査基準等において考え方を示すとともに、カジノ施設の個別具体的な設計を踏まえて判断することとなります。
262	カジノ行為区画のうち、施行規則案第9条第6号に掲げる「専らカジノ行為区画内関連業務の用に供される部分」について、（1）カジノのバック・オブ・ハウスに関連する部分（カジノの管理事務を行う場所）、（2）ビット部分及び（3）ゲーミング・フロア内の動線部分（テーブルとスロットの間等）が含まれるのか。これら3ヶ所は、施行規則案第9条第11号に掲げる「カジノ行為の用に供されるおそれがないものとしてカジノ管理委員会が認める部分」に該当するのか。	御指摘の（1）については、附帯区画に該当する部分はそもそもカジノ行為区画に含まれません。（2）については、いわゆるゲーミングビットは、ゲームの結果の判定やテーブルにおける現金やチップの出し入れの管理を行う等、カジノ行為区画内でカジノ行為に直接的に関与し、カジノ行為の進行管理を行うための部分であることから、ゲーミング区域とすることが適当と考えます。（3）については、通路に該当する部分はゲーミング区域に含まれますが、通路の範囲の考え方については、今後、審査基準等において示してまいります。

263	カジノ行為区画内に設置されるロイヤルカスタマー専用カウンターは、専らカジノ行為の用に供される部分の床面積から控除されるか。	御指摘の「ロイヤルカスタマー専用カウンター」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、施行規則第9条を踏まえ、カジノ行為を行う場所に該当しない部分であればゲーミング区域に該当しません。
264	ロイヤルカスタマー専用カウンター/ルーム(商品・グッズとのポイント交換をはじめとしたロイヤリティプログラムの提供の用に専ら供される部分)の床面積は、専らカジノ行為の用に供される部分の床面積から控除されるという理解でよいか。	
265	施行規則案第9条第9号に掲げる「美術品その他これに類する物品の展示の用に供される部分」について、実際に「美術品その他これに類する物品」が設置されている面積のみゲーミング区域から除外されるという理解でよいか、その具体的な定義を教えてください。	施行規則第9条第9号は、美術品その他これに類する物品の用に供される部分を指しますが、いづれにしても、カジノ施設の個別具体的設計を踏まえて判断することとなります。
(2) カジノ施設の構造及び設備の技術上の基準		
266	カジノ施設の構造及び設備の技術上の基準について、定量的な基準については示されていない。これら基準については、国外におけるカジノ施設運営実績をもつ民間事業者の一定裁量に委ねられるべき。	構造設備基準については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。カジノ事業者においては、法令や審査基準等を満たす範囲で、一定の裁量を有することとなります。
267	施行規則案第10条第6号の「善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、装飾その他の設備を設けないこと。」を「写真、装飾その他の善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある設備を設けないこと。」と修正すべき。	御指摘の修正では規制の主旨にそぐわないものとなるため、原案が適当と考えています。
268	施行規則案第10条第6号に掲げる「善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、装飾その他の設備」の内容を明確化すべき。	
269	施行規則案第10条第6号における「善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある」写真、装飾その他の設備は、設置してはならないとの基準は曖昧である。該当する例を挙げた上で、当該要件を明確にしてほしい。	
270	施行規則案第10条第7号へ表1列目第1号の「区画線」とはシンガポールの施設(マス、VIPルーム)等で行われている絨毯に連続するテープを張ることにより当該カジノ行為区画を物理的に区切ることを想定しているか。	
271	施行規則案第10条第7号へ表1列目第1号に「壁、柵その他の区画物又は区画線により当該部分の範囲を明示すること」とあるが、カーベットの色を分けることをもって当該「区画線」として認められるのか。	今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
272	施行規則案第10条第7号へ表1列目第1号に「壁、柵その他の区画物又は区画線により当該部分の範囲を明示すること」とあるが、カーベットの色を分けることをもって当該「区画線」として認められるのか。	
273	どのようなケースが施行規則案第22条各号に掲げる軽微変更該当するの明確ではないため、軽微変更該当するか否かの判断に資する具体的な指針や解釈、及び当該各号に掲げる「設備」に該当する物品等を予め明確にすべき。	
274	カジノ行為区画内にありつつも、区画物によってカジノ行為区画を容易に見通すことができないレストラン等を設置することは可能か。	
275	規則案第22条第3号は「カジノ行為に使用するテーブルおよびカジノ関連機器等に該当するもの」を軽微な変更の対象外と規定する。この変更はIR整備法第48条第1項第3号の変更にあたると了解してよいか。	貴見のとおりです。
276	飲食店や小売店がカジノに隣接している場合、これら店舗の敷地内からカジノ行為区画が見えていても良いか、飲食店等からカジノ行為区画へ直接行き来できるようにすることが可能か。	施行規則第10条第7号イに定めるとおり、カジノ行為区画は内部が外部から容易に見通すことができないものである必要がありますが、いづれにしても、その設置の可否についてはカジノ施設の個別具体的設計を踏まえて判断することとなります。また、御指摘の「飲食店等からカジノ行為区画へ直接行き来」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、カジノ施設でない飲食店や小売店からカジノ施設に入場しようとするときには、本人確認区画を通過する必要があります。
277	レストラン、小売り店等の設置場所につき、ゲーミングフロアとの関係で特段の規制はないか。	レストランや小売店がカジノ施設内に設置される場合は、施行規則に定める構造設備基準を満たす必要があります。カジノ施設外に設置される場合でも、カジノ施設の内部が外部から容易に見通すことができないものとする等留意することが必要です。
278	施行規則案第10条第7号口の「屋外の部分」とは、屋外に面した部分を指すのか。	御指摘の「屋外に面した部分を指すのか」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、当該規定は屋外の部分を指しています。
279	施行規則案第10条第7号の階段部分の監視施設に関する要求を削除すべき。	カジノ行為区画の階段については、法における他の各種規制の実効性を担保するため、カジノ施設の監視及び警備を実施する等の観点から、監視設備の設置義務を設けているところであり、原案が適当と考えています。
280	施行規則案第10条第7号へについて、階段を監視カメラによる監視の対象に含めることは業界標準ではないため、規則を変更してほしい。	
281	施行規則案第10条第7号へ表1列目第3号について、カメラを見ている者がゲーム機器を認識できなければならないことを意味するののか。	御指摘の「ゲーム機器を認識」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、監視している者が適切にゲームの公正性を確認できる必要があります。
282	「カジノ管理委員会専用室」について、どの程度の広さを想定しているのか。	専用室は、カジノ行為業務又はカジノ関連機器等の使用の停止命令及び立入検査(法第73条第13項、第74条第7項、第203条)、完成検査等(法第44条第1項、第48条第7項)、業務及び経理の年次監査(法第196条)その他のカジノ管理委員会による検査、監査(法第197条等)を適切に行うために必要な広さを有することを想定していますが、カジノ施設の設置の方法が個別具体的設計により異なり得るものであることから、その具体的な広さについては、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
283	施行規則案第10条第9号へ表4列目にある監視警備室の設置の在り方はカジノ事業者の裁量事項と判断してよいか。	当該規定を含む構造設備基準を満たすものである限りは、監視警備室の具体的な設計はカジノ事業者によって判断されることとなります。
284	施行規則案第10条第9号へに記載のある「カジノ業務に使用するサーバの管理を行うための室」は、専用の室であることが必要か。当該室はカジノ行為区画内にあることが絶対要件となるか。	カジノ事業者が保有する一般的な情報や法令等で記録の保存等について規定する情報を管理するサーバは、必ずしもカジノ施設内に設ける必要はありません。一方、カジノ行為を行うために必要な情報を管理するサーバは、カジノ施設内に設けなければなりません。設置のために専用の室を設ける必要はありません。
285	「カジノ業務に使用するサーバの管理を行うための室」は、この目的のために利用できる排他的な(唯一の)場所であることが必要か、また、当該室はカジノ行為区画内にあることが必要か。	

286	施行規則案第17条について、完成検査の所要期間を規則に明記すべき。	
287	完成検査の申請から合格通知受領までの所要期間を確認したい。また、検査に合格しなかった場合は、通知された合格しなかった理由を解決等すれば、再申請することができるのか。	完成検査に要する期間については、一概に示すことは困難であり、カジノ施設の規模や個別具体の設計により左右されるものと考えます。
288	完成検査のタイミングが不明確なので、明確化してほしい。	御指摘の「完成検査のタイミングが不明確」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、検査の具体的な手続については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
289	法第44条第1項の規定による検査の申請後、結果に関する回答について、遅滞なく回答してほしい。	完成検査が完了した後は、遅滞なくその結果を通知してまいります。
290	変更の承認等は、対象事項が広く、実務上支障が出る可能性があるため、事業運営に重大な影響を及ぼさない軽微変更や迅速な対応を必要とする事項については、承認事項から除外する、ないしは事後報告のみの対象にするなど臨機応変、柔軟な制度的枠組みとすべき。	構造設備基準については、法における他の各種規制の実効性を担保するため、法第48条第1項第3号に基づき、カジノ施設の構造及び設備に係る免許の基準への適合性に影響がある変更は変更承認の対象としています。なお、一般的に免許の基準への適合性に影響を及ぼすおそれの少ない変更については、手続の合理化の観点から、施行規則で定める軽微な変更として届出制にしているところです。
291	カジノ行為に使用するテーブルの数の変更は法第48条第1項第3号の「カジノ施設の構造又は設備」の変更に当たるか、同テーブルに使用される座席数の変更は構造又は設備の変更には該当せず、施行規則案第22条第2号に基づく軽微な変更の届出も不要か。	カジノ行為に使用するテーブルや座席の数の変更は、法第48条第1項第3号の変更に該当します。
2. 事業活動に関する事項		
1. 入場管理		
(1) 入退場時の本人確認等		
292	法第174条第2項第1号から第4号にあるカジノ行為を行ってはいけない人については、入場自体を規制されているわけではないので、個人番号カードによる手続き及び入場料の支払いをすれば、入場ゲートからカジノ行為区画に入場できると考えてよいのか。	法第174条第2項各号に掲げる者については、法第69条の各号に掲げる者に該当しない限りカジノ行為区画への入場は禁止されていませんが、カジノ行為を行うことは禁止されています。
293	ポーカートーナメントに限っては、入場回数制限や入場料賦課の対象外とすべき。	法第69条第4項及び第5項並びに法第176条により、本邦内に住居を有しない外国人以外の者は、行うカジノ行為の種類を問わず、一律に入場回数制限及び入場料の賦課の対象となります。
294	カジノ行為区画への入場禁止対象者を排除するための措置について、米国財務省外国資産管理室（OFAC）が指定する制裁対象者等に関しては、仮に、当該主体がカジノ行為を行える場合、特定金融業務（特定資金受入業務、特定資金移動業務）において、当該者の金融機関の預貯金口座との取引が発生する中、当該者の属性によっては仲介する金融機関が資金移動業務の対応ができなくなる可能性がある。特定金融業務に係る好ましくない取引主体は、カジノ行為区画への入場禁止対象者とならないのか。	入場禁止対象者については、法第69条各号に列挙されています。 なお、カジノ事業者において、入場者が施行規則第112条第1項第1号の「犯罪行為、他人に対する迷惑行為その他の秩序を害する行為（以下この項において「秩序を害する行為」という。）をし、又は秩序を害する行為をするおそれがある者」に該当すると判断した場合には、同号に基づきカジノ施設への入場を禁止することとなります。
295	施行規則案第51条について、居住者である日本人のうち、個人番号カードを有しない者については、他の公的な身分証明書（運転免許証やパスポート）による識別を許容すべき。	法第70条第1項は、カジノ事業者は、入退場時ごとに、本邦内に住居を有する日本人及び中長期在留者等から個人番号カードの提示を受けなければならないと規定していることから、それ以外の公的な身分証明書による識別は認められません。
296	本人確認手段から、個人番号カードをのぞくべき。	
297	本人確認に関して、旅券は住所の記載がないものがほとんどだが、確認する項目は、氏名・生年月日だけか。	法第70条第1項は、氏名、生年月日及び写真とともに、本邦内に住居を有しない日本人にあっては本籍地都道府県名を、中長期在留者等以外の外国人にあっては国籍を本人特定事項としていますが、これらの情報は旅券の記載内容から確認することが可能なものです。
298	カジノ施設への入退場時の本人確認では、本邦内に住居を有しない日本人は旅券による識別がなされ、本邦内に住居を有しない外国人以外の人には入場等回数の上限が設定されており、当該制限は国外居住日本人にも適用されるものと理解しているが、このような理解でよいのか。	貴見のとおりです。
299	「入退場時の本人確認等」について、改正JPKI法により、かなりのことが可能になると想定できるが、IR整備法の下で、何がどの程度まで、如何なることが可能になるのかをガイドライン等で明確にすべき。	法第70条第1項に基づき、カジノ事業者がとるべき措置については、施行規則第51条に規定しています。 また、公的個人認証法等の改正については、改正内容に応じ、今後対応を検討していくこととしています。
300	「入場時の本人確認等」について、カジノ施設内(あるいはIR施設内)においては、常時、生体認証の対象としてとらえられていることを明示すべき。	御指摘の「「入場時の本人確認等」について、カジノ施設内(あるいはIR施設内)においては、常時、生体認証の対象としてとらえられていること」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、入退場時の本人確認等において生体認証を活用することについては、法及び施行規則において、特段の規制を設けておらず、カジノ事業者の判断に委ねられています。 なお、仮にカジノ事業者が生体認証を活用する場合は、個人情報保護法その他の関係法令の規定を遵守し、適切に生体情報を取り扱うことが必要となります。
301	本邦内に住居を有しない日本人を旅券で本人確認する場合、ローマ字表記のみだと正しく反社勢力の照合が行えないため、日本語表記による補完書面での確認を検討すべき。	施行規則第51条第1項第1号は、本邦内に住居を有しない日本人から提示を受けるべき書類として、旅券を規定しているところ、旅券には法第70条第1項の本人特定事項のすべてが表示され、又は記載されており、これのみで本人特定事項の確認及び入場禁止対象者該当性の確認が可能であることから、原案が適当と考えています。
302	「乗員手帳」の提示について、本邦内に住居を有する外国人のうち乗員手帳以外の施行規則案第51条1項各号で列挙する書類は保有しないが乗員手帳だけは保有している者が存在するからという理解でよいのか確認したい。	乗員上陸許可を受けて本邦内に滞在する外国人の中には、旅券を所持していない者も存在し得るところ、施行規則第51条第1項第5号は、乗員上陸許可を受けた者から提示を受けるべき書類について、旅券又は乗員手帳及びそれらの番号が記載された乗員上陸許可書を規定しています。
303	居住者たる外国人が自国のパスポートにて入場を試みた場合、国内に住居を有するか否かを確認する方法がない。旅券番号等から直ちに当該外国人の居住性を確認し、結果をカジノ事業者に電子的に送信するシステムをカジノ管理委員会が構築するという理解で正しいか。	施行規則第51条第2項第1号口は、カジノ事業者は、入場者から提示を受けた旅券等の査証・証印等から、入場者が本邦内に住居を有するかどうかを確認しなければならず、それらにより当該入場者が本邦内に住居を有しないことが確認できないときは、当該入場者から本邦内に住居を有しない旨の申告を受けることとしています。 なお、カジノ管理委員会において、御指摘のようなシステムを構築することは想定していません。

304	本邦内に住居を有しないことの申告が虚偽であった場合、申告を受けたカジノ事業者には法第238条第3号に基づく罰則の適用はなく、その他一切の責任は生じないとの理解でよいか確認したい。	法第238条第3号の罰則の適用及び行政処分の実施については、個別具体的な状況に応じて検討されることになります。
305	署名用電子証明書による本人確認手続（6桁から16桁のPIN入力）に限っては、入場ゲート前に限定することなく予めPCやモバイル端末などを利用して本人確認手続を実施することができるという理解でよいか確認したい。	施行規則第51条第3項の方法については、本人確認区画外からインターネット等を通じて署名用電子証明書の送信をすることも可能とすることを想定しています。
306	入場ゲート前に限定することなく予めPCやモバイル端末などを利用して個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書による入場等回数制限対象者該当性についての照会を可能とすべき。	法第70条第2項の入場等回数制限対象者該当性の照会は、入退場時ごとにしなければならないこととされています。
307	施行規則案第51条第4項について、顔情報と基本4情報のうち半分以上が最新なら入場可能とできないのか。	法第70条第1項では、本人特定事項のいずれについても、最新かつ有効なものを確認するよう求めています。
308	施行規則案第51条第4項の「当該入場者が直近にカジノ行為区画に…」の「直近」とは、どのくらいの期間と考えればよいか。	施行規則第51条第4項の「当該入場者が直近にカジノ行為区画に入場しようとした時」とは、当該入場者が今回入場しようとするカジノ行為区画への前回の入場時をいいます。
309	施行規則案第51条第4項で入場した場合、24時間以内に同じカジノ行為区画に複数回入退場することは可能か。複数地区のカジノ行為区画に連続して行く場合であっても、最初のカジノ行為区画に本規定で入場した場合、次のカジノ行為区画には入場できないと解釈できるが、最初のカジノ行為区画に本規定で入場したという情報はカジノ管理委員会サイドから共有されるという認識でよいか。	施行規則第51条第4項は、同項の方法は、「当該入場者が直近にカジノ行為区画に入場しようとした時にこの項に規定する方法により本人確認をした場合」には適用できないと規定しており、本方法によって同一のカジノ行為区画に連続して入場することは認められません。また、本規定に基づいて入場者が直近にカジノ行為区画に入場した旨の情報をカジノ管理委員会が別のカジノ事業者に共有することは想定していません。
310	法第70条第1項各号及び施行規則案第51条第6項に掲げる入場者に関するデータについては、保存にかかる費用も相当額を要するため、当該データの保存期間については設けず、若しくはカジノ事業者が任意で決定できる期間とするか、あるいは現状の案である3年から大幅に期間を縮減すべき。	法第70条第1項の記録の保存期間については、監督上の必要性及び規制の趣旨等を勘案し、3年間とすることとしています。
311	施行規則案第52条第3項第2号に定める「入場者がカジノ行為区画に滞在することにより入場等回数制限対象者に該当することとなる日時をカジノ事業者が把握するために必要な情報」とは、具体的にはどのような情報を指すのか。	施行規則第52条第3項第2号の情報の具体的な内容については、カジノ事業者において、入場者が入場禁止対象者に該当することとなる日時を正確に把握するために必要かつ十分な情報を提供できるよう今後検討を進めてまいります。
(2) 入場禁止対象者によるカジノ施設の利用防止のための措置		
312	入場禁止対象者については顔写真付きでリスト化するのか。そうでない場合、どのように検知するのか、顔が変えられていた場合気付き得ないがどのように対応するのかご教示いただきたい。	入場禁止対象者の情報については、顔写真付きリストを作成することを義務付けるものではありませんが、入場禁止対象者該当性の確認に関しては、カジノ事業者は入場者から個人番号カード等の本人確認書類の提示を受け、本人特定事項を確認するとともに、入場禁止対象者のいずれにも該当しないことの誓約を受け、暴力団員等の識別に資する情報と照合することが求められます。
313	施行規則案第54条第1項第3号に「業務または公務としてカジノ事業者において識別できるように」とあるが、当該者のユニフォーム以外に何か外見上識別できる工夫をする必要があるということか。	施行規則第54条第1項第3号の措置は、カジノ事業者において、業務又は公務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する者を把握することができるものであれば足り、必ずしもこれらの者を外形的に識別できるようにする措置までを求めるものではありません。
314	入場禁止対象者を「直ちに」退去させるべきではない。所持するチップを換金する必要があるので「遅滞なく」退去させる規定を設けるべき。	法第69条は、カジノ事業者は、入場禁止対象者をカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならない旨を規定しており、カジノ施設で入場禁止対象者を発見した場合、カジノ事業者は直ちに違法状態を解消する必要があることから、施行規則第54条第1項第4号では、入場禁止対象者を直ちに退去させなければならないと規定することとしています。なお、法第175条でチップのカジノ行為区画外への持出しが禁止されていることから、入場者は退場までにチップを換金する必要があります。
315	施行規則案第54条第2項は明確性を欠くものであり、カジノ事業者に過度な負担を課すおそれがあるため、同項を削除すべき。仮に同項の規定が残る場合であっても、カジノ事業者は、経済的或いは実務的に過度の負担となりうる場合まで、先進的な技術導入を求められるものではないこととすべき。	施行規則第54条第2項は、カジノ事業者に対する努力義務を規定しており、カジノ事業者は、可能な範囲で最大限対応することが求められます。
(3) その他		
316	入場料等の再賦課、再々賦課について、その場での賦課ではなく、退場時にケージで行うということでしょうか。	法第176条、第177条の規定により入場料等は、最初の入場から24時間経過後に再賦課、48時間経過後に再々賦課されますが、それらは退場時にまとめて支払っていただくことを予定しており、ケージで支払うことは予定していません。
317	入場料の点で家族連れを優遇してほしい。	
318	チップ換金のためケージの行列に並んでいる間に、再賦課基準時（再々賦課基準時）に達するケースが想定される。遅滞なく退去するための行動を起こしている場合、再納付（再々納付）を免除すべき	法第176条、第181条の規定により入場料の免除・割引は認められていません。
319	入場料等納付後に入場禁止対象者と判明した場合の返金について規定すべき。	法第176条第1項、第177条第1項において、入場料等の返金は認められていません。
320	入場料の支払手段に関しては、如何なる支払い方法（現金、デビットカード、クレジットカード、電子マネー等）でも利用可能か。	法及び施行規則において、入場料のキャッシュレス決済を制限する規定はありません。ただし、法第181条第3項において、カジノ事業者が、入場料等の全部又は一部を立て替え、又は補填するものであってはならないこととされています。
2. 特定金融業務の規制		
(1) 特定資金移動（受入）業務に関する規制		
321	施行規則案第4条第2号について「カジノ管理委員会が適当と認める者」とはどのような基準を設ける予定か。	為替取引を犯罪収益移転防止法に従って適切に行う必要があることから、施行規則第4条第2号は、預金の受入れ及び送金業務が認められている国内の金融機関を考えています。
322	また、同2号について、海外の金融機関を含むことを予定しているか。その他、銀行以外の事業者としていかなる者を「為替取引を仲介する金融機関」として認めることを想定しているか、海外送金という形で海外の金融機関からの為替取引を含むのか、それとも、追加で指定する者は国内の金融機関のみで、内国為替のみの為替取引を想定しているか等についても明確にされたい。	施行規則第4条第2号は、預金の受入れ及び送金業務が認められている国内の金融機関を予定しています。また、為替取引は、海外の金融機関からの為替取引も含まれます。
323	特定資金受入業務について、受入業務の種類、（最長）受入期間、返却（消滅）期間等、詳細を取り決めることは事業者の裁量に委ねることをカジノ管理委員会規則に盛り込むべき。	（最長）受入期間、返却（消滅）期間等については、施行規則第12条第3号イに基づき、カジノ施設利用約款において適切に定めていただくものと考えています。なお、当該約款については、カジノ事業免許の申請時に適切に審査を行うこととしています。

324	特定金融業務の一環として、各顧客の口座を管理するにあたり、口座は分別管理する必要があるのか、それとも1つの口座に資金を混在させて管理することは可能か。	御指摘の「各顧客の口座」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、法第2条第8項第2号イに規定する「カジノ事業者の管理する当該顧客の口座」については、金銭の額を顧客ごとに管理さえしていれば、1つの口座で資金を管理することも可能と考えています。
325	カジノ事業者側と銀行等金融機関の名義突合で突合すべきものは漢字氏名だけか、生年月日や住所等の突合は不要か。また、国内送金・海外送金それぞれの場合について確認をしたい。また、どの段階で名義が同一か突合をするのか（振込時、連携時）。	施行規則第12条第3号ニに係る具体的手続については、今後、カジノ施設利用約款の審査基準等において考え方を示してまいります。
326	各名義が同一である場合であっても、振込み時にこれらと異なる名義で振込むことが可能か併せて確認したい。	
327	カジノ口座はカジノ事業者が独自に作成するアカウントか取引銀行のカジノ事業者の口座に紐づいて（事業者口座の枝番のように）作成されるものか、どちらを想定しているのか。後者の場合は、実態的にはカジノ口座利用者が取引銀行の口座を使用することとなるため、カジノ事業者が取引銀行の調査要請に適切に従うよう規則を用意すべき。	御指摘の「カジノ口座」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、法第2条第8項第2号イに規定する「カジノ事業者の管理する当該顧客の口座」については、前者のアカウントを想定しています。
328	施行規則案第66条第1項に定める報告の期限を、3か月以内から4か月以内に変更すべき。	施行規則第66条第1項は、報告の期限を三月以内とすることを定めたものではなく、特定資金移動要供託額を算定する期間を一週間と定めるものです。
(2) 特定資金貸付業務に関する規制		
329	特定資金貸付業務に係る金銭の預入れの最低額1000万円（施行規則案第78条）について、預け入れる1000万円が自己資金か否かを確認する術は無く、借財によって調達する者も予想されるため、カジノ賭博を行う以前の段階で顧客を多額の債務状態に陥れる異となる。	特定資金貸付業務においては、1000万円以上の金銭を預託した日本人及び国内居住の外国人であっても、返済能力調査において、貸金業法に定める指定信用情報機関の情報等を使用して、少なくとも、㉗年収、㉘預貯金、㉙カジノに係る債務、㉚その他の債務について調査することとしており、これらを踏まえてカジノ事業者において特定資金貸付業務が行われるものと考えています。
330	特定資金貸付業務は、過大なギャンブル利用と過大な借入れを誘発するため、施行規則案第78条自体全てを削除し、日本に在住する者に対する貸付けが認められないようにすべき。	特定資金貸付業務においては、1000万円以上の金銭を預託した日本人及び国内居住の外国人であっても、返済能力調査において、貸金業法に定める指定信用情報機関の情報等を使用して、少なくとも㉗年収、㉘預貯金、㉙カジノに係る債務、㉚その他の債務について調査し、その結果に基づいた顧客ごとの貸付限度額設定を義務付けるとともに、貸付限度額を超える貸付けの禁止などの厳格な規制を課し、貸付業務が適正な範囲で行われることとしています。
331	金銭の預入れの最低額は、1000万円では不十分である。	日本人及び国内居住の外国人については、我が国の平均的な世帯の年間収入（629万円（2019年））等から見て相当の資力を有する者であることを念頭において、同様に預託制度があるシンガポールにおいて貸付対象となるプレミアムプレイヤーの基準が10万シンガポールドル（約800万円）とされていること等を参考に定めたものです。
332	特定資金貸付業務に係る金銭の預入金の最低額を下げるべき。	
333	施行規則案第83条で顧客の返済能力の調査義務を定めているものの、貸金業法のように貸付を拒絶する規定や、貸付の上限額にはなんらの規定がない。これでは際限の無い借財を顧客に追わせることが出来る仕組みとならざるをえない。	特定資金貸付業務は、カジノ行為に付随した顧客への限定的なサービスとして、貸金業法ではなく法で認められているものです。法では、一律の総量規制ではなく、返済能力に関して調査し、その結果に基づいて顧客一人一人につき貸付限度額を定めるとともに、貸付限度額を超える貸付けを禁止することを義務付けています。
334	返済能力調査について、貸金業法と同様に、貸付の上限額を、年収の3分の1及び預託額のいずれか低い金額を上限とするとの規制が必要。	
335	特定資金貸付業務は、カジノ事業者需要以外に顧客からの高度な需要がありかつ導入による弊害が社会的に無いことを調査しこれを検証してからはじめてこの規則の制定をすべき。	諸外国では、あくまで利便性の観点から、カジノにおける貸付業務が、カジノ行為に付随した顧客への限定的なサービスとして必要な範囲で認められており、我が国でも特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月4日）において、諸外国と同様に顧客の利便性向上のため、特定資金貸付業務を認めるべきとされました。これを受けて、法において厳格な規制を課し、特定資金貸付業務が適正な範囲で行われることとしています。
336	返済能力調査について、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した上で、カジノ事業者単体によるもので十分か、或いはカジノ管理委員会と共同で行うものか。	返済能力調査の具体的な実施方法については、カジノ事業免許の申請書に添付される業務方法書に記載することとされており、この業務方法書の審査を通じて、調査が適正に行われる上で十分なものを、カジノ管理委員会が判断することとなっています。業務開始後においては、カジノ事業者が業務方法書に基づいて行った返済能力調査につき、実際に調査が適正に行われているかを、カジノ管理委員会が監督することとなっています。
337	法第86条について、「（顧客が本邦内に住居を有しない外国人であるときは、指定信用情報機関に相当するものとしてカジノ管理委員会が適当と認める者が保有する信用情報）を使用しなければならない」とありますが、この「カジノ管理委員会が適当と認める者」に関してその定義や具体例を教えてください。	本邦内に住居を有しない外国人の返済能力に関する情報については、指定信用情報機関が保有していない可能性が高いため、海外の信用情報機関から得るものとしています。「カジノ管理委員会が適当と認める者」については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
338	返済能力の調査には、少なくとも施行規則案第83条第1項各号に掲げられている事項（「年収、預貯金、特定資金貸付契約に基づく債務の状況、借入れの状況」）を調査しなければならないとされているが、「その他の適切な方法」（同条第2項第1号）又は「その他の当該者の収入の状況を示す書類又はその写しを確認する方法」（同項第2号）により調査した場合には、カジノ事業者は、貸付を実行できるという理解で良いか確認したい。	カジノ事業者による調査の内容や深度が一定の水準以上となることを担保するため、少なくとも㉗年収、㉘預貯金、㉙カジノに係る債務、㉚その他の債務について調査する必要があります。そのため、施行規則第83条第2項第1号又は第2号に定める方法による調査をしただけでは、法第86条第1項の規定による返済能力に関する事項を調査したとは認められません。
339	施行規則案第83条第1項第三号では、「特定資金貸付契約に基づく債務の状況」を調査しなければならないとある。特定資金貸付契約が法第73条第10項で定義されているものの、カジノ事業者は、当該カジノ事業者と顧客との間で締結された特定資金貸付契約以外の情報を知りうることはできないという理解で宜しいか。	法第86条第1項において、使用することが義務付けられている指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することで他のカジノにおける特定資金貸付契約の情報を把握することとなります。
340	施行規則案第83条第1項第三号及び第四号の調査は、どのような調査をすればよいのか。	法第86条第1項において、使用することが義務付けられている指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して調査を行うことを想定しています。
341	返済能力調査について、施行規則案第83条第2項及び第3項に規定する書類以外の書類であって、カジノ事業者が融資を実行するために十分であると考える書類が提供されている場合には、カジノ事業者は貸付を実行できる権限を付与する規定を追加すべき。	収入の状況を示す書類については、施行規則第83条第2項第2号の規定のとおり、源泉徴収票に限られておらず、原案が適当と考えています。また、預貯金の状況を示す書類については、施行規則第83条第3項第2号の規定のとおり、預貯金口座の残高証明書に限られておらず、原案が適当と考えています。

342	返済能力調査について、源泉徴収票は高度に機微な個人情報であり、単純に第三者がその写しを取得できるとは常識的に考えられにくい。外国人顧客の場合と同様、自己申告で足りるという取り扱いにすべき。	収入の状況を示す書類については、施行規則第83条第2項第2号の規定のとおり、源泉徴収票に限られていません。 なお、当該書類については、カジノ事業者が保管することを求めるものではありません。
343	返済能力調査について、「預貯金口座の残高証明書その他の当該者の預貯金の状況を示す書類又はその写しを確認する方法」とあるが「写しを確認する方法」とは例えばカジノ事業者が関連する書類を目視等で確認し、特段その写しを添付しない行為も認められるか。	貴見のとおりです。
344	特定資金貸付業務に関して、指定信用情報機関が顧客の返済能力の確認を行える全ての情報の一括管理、またカジノ事業者に対し当該情報への常時アクセスを可能とすることを定めるよう強く求める。	法及び施行規則において、御指摘の内容については規制を設けておらず、カジノ事業者と指定信用情報機関との契約の内容によります。
345	特定資金貸付業務について、「不動産担保を含む担保提供を伴う融資を禁止する」との規定を設けるべき。	特定資金貸付業務については、特定資金貸付契約の返済期間が二月以内と定められていることを踏まえ、当該期間内に資金化が可能な資産を前提として行うものです。そのため、不動産担保等の物的担保を伴う貸付けは想定しておらず、原案が適当と考えています。
346	施行規則案第88条について、午後九時から午前八時と規定されていますが、時差が発生する海外居住者への対応はどうか。	今後、審査基準等を策定する際に検討してまいります。
(3) その他		
347	施行規則案第65条第1項及び第2項に定める報告の期限を、3か月以内から4か月以内に変更すべき。	施行規則第65条第1項は、報告の期限を三月以内とすることを定めたものではありません。その上で、施行規則第65条第1項の特定金融業務に関する報告書を三月ごとに作成する旨の規定及び同条第2項の速やかに提出しなければならない旨の規定については、カジノ管理委員会が特定金融業務について適切な把握・監督ができるよう、原案が適当と考えています。
3. 契約・委託の規制		
(1) 契約の認可申請時の添付書類等		
348	業務の再委託について、例えば建設請負業は重層的な下請け構造となっており、延50万平方メートルクラスの工事になると5次下請けまで入れると協力会社は3千社を越えるところ、全社に誓約書の提出を求めるのは相当な負担と時間を要するのでやめるべき。	法の委託規制は、特権・例外的に与えられるカジノ事業免許の趣旨に鑑み、同法上カジノ事業者自らがその責任の下で実施すべきカジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務を含む設置運営事業を他の者に行わせることについて規制するものです。御指摘の建設工事の請負契約は、そのようなカジノ業務又は設置運営事業とは言えず、法第93条及び第95条第1項第2号の委託規制の対象外と考えます。 なお、カジノ事業者が法第53条等に基づき自ら定める内部管理措置に従って、下請業者を含む取引先の社会的信用の確保を図ることは重要であると考えます。
349	施行規則案第97条第4項等に規定する「認可に係る審査に必要な資料」とは何か明らかにすべき。	カジノ管理委員会における契約の認可に係る審査において必要な場合に必要資料を求める旨を規定しているものであり、審査に必要な資料は個別の契約により異なるものと考えます。
350	融資契約の対象となる銀行について、必要な資料として追加書類の提出を求めることが出来るという理解だが、この資料提出の対象として親会社である持株会社には及ばないという認識で相違ないか。また、この資料提出の対象に融資契約の当事者となる銀行の役員等は含まれないという理解でよいか。	必要な資料は個別の契約により異なるため、親会社である持株会社や融資契約の当事者となる銀行の役員等に関する資料の提出を求めることもあり得ると考えます。
351	事業者に対する融資行為がファンド形式などによるローン実行など相手方の社会的信用度や相手が不明とカジノ管理委員会が判断する場合には、カジノ管理委員会として質問票の提出を求めることがありうるか。	
352	施行規則案第97条第4項は審査に必要な書類として、「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者となる場合、質問票（法人の場合第8号様式、自然人の場合第10号様式）、その記載内容を証する資料、及び第11号様式（同意書）の提出を求めることができる」と規定するが、全ての場合につき提出が義務ではなく、提出が不要な場合もある、あるいは一般則として、カジノ管理委員会の明示的な要請が無い限り、不要と判断して差し支えないか明らかにすべき。	必要な資料は個別の契約により異なりますが、契約の相手方が当該契約を締結することによりカジノ事業者の支配的な影響力を有する者となる場合には、原則、施行規則別記第10号様式（法人にあっては別記第8号様式）等の提出を求めることとなります。
353	融資金融機関に関して、施行規則案第97条第4項に基づき施行規則案別記第10号様式の役員質問票を要求するか否かについて、合理的な基準を設定すべき。	支配的な影響力を有する者が法人の場合、当該法人の社会的信用の審査のために、その役員質問票その他の資料の提出を求めることもありますが、質問票の提出を求める対象者の範囲を含め、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報については、行政手続法の規定の通り、申請前にカジノ管理委員会事務局に相談し、確認することができるような運用を検討してまいります。
354	施行規則案第99条第2項第2号について、役員住所の記載は開示の対象から除外されるべき。	施行規則第98条第2項第2号の契約の届出の記載事項についての質問と思われませんが、法第99条に規定する契約の届出は、対象となる契約の基準適合性（法第94条）についてカジノ事業者が点検した結果をカジノ管理委員会に届け出させるものであり、当該契約の相手方が法人であるときはその役員についても点検の対象となるため、当該役員住所の届出の記載事項から削除することは不適当と考えることから原案が適当と考えています。
(2) カジノ施設内で実施可能な物品給付・役務提供		
355	カジノ内、カジノ施設周辺のあらゆるATMを禁止すべき。またカジノ施設周辺も含めたIR区域内全体において、新規与信機能を有する貸金業の端末を設置禁止とすべき。	カジノ施設内のATMの設置については、依存防止対策の観点から、法第94条第1号へに基づく施行規則に、カジノ事業者以外の者がカジノ施設内で実施可能な物品給付・役務提供として定めないうことで禁止しています。また、カジノ施設周辺及びIR区域内におけるATM等の設置については、基本方針においてカジノ施設周辺における貸付機能の付いたATM等の設置及びIR区域内における新規与信機能を有する貸金業の端末等の設置が禁止されていることを踏まえ、ATM等の設置に係る施設の賃貸に係る契約（法第95条第1項第4号）について法第94条第1号トに規定する「カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当と認められること」との基準に適合しないものとして認めないこととしています。

(3) 認可・事後届出の対象とする契約の範囲		
356	更新のための契約は、カジノ管理委員会の認可を不要とすべき。	認可の対象となる契約は法第95条に規定されており、同条第1項柱書きにおいて、契約の更新の際は認可を要する旨が規定されていることから、施行規則において更新のための契約を対象外とすることはできません。
357	特定の種類の物品・役務提供契約については認可や事後通知が必要とされているが、これらの要件が、事業者との一次契約にのみ適用されるのか、又はあらゆる契約に適用されるのかについて明確にしたい。	法第95条の認可及び法第99条の届出は、カジノ事業者が直接締結する契約を対象とするものです。
358	施行規則案第96条について、一定金額以上の契約は締結前に全てが認可の対象とした場合、認可審査に必要な合理的な期間を明示してもらえない限り、数の多さ、複雑さより確実に実務が滞ることになりかねない。高額な契約（例えば10億円）以外は届け出制にすると、事前審査の対象はカジノ関連契約のみを対象とし、それ以外は届け出制にすると、実務的に実効性が確保され事業者にとって過度の負担とならない範囲や基準に修正すべき。	認可の対象となる契約は法第95条第1項に規定されており、施行規則において対象外となる契約を追加することはできません。 個別具体的な契約の内容に応じて審査に要する期間が大きく異なるため、一律に審査期間を示すことは困難と考えていますが、御指摘の標準処理期間については、今後、個々の手続の内容等に応じ、検討してまいります。
359	施行規則案第98条について、契約期間が1年以下、かつ契約金額が3億円以下であれば、風俗営業等、旅館業、建設業、旅行業等は法第95条の認可は必要なく、法第99条の事後届出でいいのか。	施行規則第98条に列記されている契約が法第95条第1項各号に掲げる契約に該当しない場合は届出の対象となります。
360	カジノ事業以外の事業に係る資金調達の場合に認可の対象となるのは、施行規則案第96条で定める期間あるいは金額に該当する契約であり、法第95条第1項第3号は適用されず、同条同項第5号が適用されることを明確にされたい。	「カジノ事業者が行う業務」については、法第53条第1項第7号において「カジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務以外の設置運営事業に係る業務を含む。以下同じ。」と規定されており、法第95条第1項第3号の対象となる契約にはカジノ事業以外の設置運営事業に係る資金調達に係る契約も含まれます。
361	カジノ事業者と融資契約を締結する銀行団は、同事業者の有形無形資産・株式・権利等を融資返済の担保とする慣行がある。担保を取る融資金融機関とカジノ管理委員会との関係をどう整理できるかカジノ管理委員会の考えを明らかにしてほしい。	法第95条第1項第3号の「資金調達に係る契約」の範囲には、資金調達そのものを規定する契約（金銭消費貸借契約等）のみならず、資金調達のスキームを構成する関連した契約も含まれるものであり、カジノ事業者が融資金融機関との間で締結する担保権設定契約についてもこれに該当し、事前認可の対象となるものと考えます。
362	融資契約上の期限の利益喪失事由は、カジノ事業免許の取消事由とも密接に関係すると思われる、カジノ管理委員会も含めた利害関係者との対話調整が必須となると思われるが、その調整方針を規則で定めるのか、運用において定めるのか、カジノ管理委員会の意向を確認したい。	カジノ事業者が金融機関と締結する資金調達に係る契約は事前にカジノ管理委員会の認可を受ける必要があり、当該契約の内容や契約条件も審査の対象となります。
363	カジノ管理委員会の認可が必要な契約の期間又は支払う金額について、施行規則案の要点では国内の主要企業の取引実態等を参考にしとあるが、カジノ事業は国内初の事業であり、参考とすべき取引実態が存在したのか疑問。	カジノ事業は国内初の事業であり、我が国に存在しないことから、国内の主要企業等の取引実態等を参考に、カジノ事業の収益の不当な流出を防止し、カジノ管理委員会による監督を適切に実施する観点から適当な基準として定めたものであり、原案が適当と考えています。
364	期間が1年超又は支払総額が3億円超の契約についてはカジノ管の認可が必要とのことだが、金額の閾値があまりに低い。	
365	認可を受けなければならない契約の期間及び金額について、(i) 期間を3年又は5億円に延ばす、(ii) 又は一定の範囲の契約に限定すべき。	
366	認可が得られなかった契約については、カジノ事業者が即座に契約上の責任を負うことなく解除できる旨の規定を規則に盛り込むべき。	法第95条第2項において、認可を受けずに締結した契約はその効力を生じない旨が規定されています。
367	契約の認可に係る標準処理期間を示すべき。	個別具体的な契約の内容に応じて審査に要する期間が大きく異なるため、一律に審査期間を示すことは困難と考えていますが、御指摘の標準処理期間については、今後、個々の手続の内容等に応じ、検討してまいります。
(4) 委託を認める業務等		
368	カジノ事業者（法第2条第9項）になる前に行われる開業準備的行為も外部委託禁止の対象になりうるか。	法第93条第1項のカジノ業務の委託に係る規制はカジノ事業者の行う業務を対象とするものであり、カジノ事業免許付与以前に行われるものは対象ではありません。
369	カジノ業務の委託は法第93条で制限されていますが、カジノ業務以外の業務を行う子会社の設立及びカジノ業務以外の業務の委託は本施行規則案で制限されていないことについてご回答ください。	法に子会社の設立それ自体を規制する規定はありませんが、子会社に一定の事業を行わせる場合、当該事業の内容・規模等に照らしてIR事業運営の一体性（法第9条第11項第3号イ）や專業義務（同号ハ、法第18条）を潜脱するような形態でないことが必要であり、その上で、子会社との間での物品・サービスの調達等に関する契約を締結する場合には、委託規制（法第93条）及び契約規制（法第94条、第95条、第99条等）の対象となります。
370	外部委託について、カジノ事業そのものでなく、たとえば(i) カジノ事業の企画や戦略策定行為及び(ii) IR施設的设计やデザインも、附帯業務として外部委託禁止（法第93条）の対象になりうるか。	法の委託規制は、特権・例外的に与えられるカジノ事業免許の趣旨に鑑み、同法上カジノ事業者自らがその責任の下で実施すべきカジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務を含む設置運営事業を他の者に行わせることについて規制するものです。御指摘の業務について、(i)についてはその内容が明らかではないことから、法第93条第1項の委託規制の対象となるかについての回答は差し控えます。(ii)については、例えばIR施設的设计やデザインを外部事業者に発注することは、同法上カジノ事業者自らがその責任の下で実施すべきカジノ業務又は設置運営事業とは言えず、上記の趣旨から法第93条第1項の委託規制の対象外となります。
371	施行規則案第93条について、カジノ施設と金融機関の間の現金輸送が法第93条第1項のカジノ業務の委託に該当するのであれば、施行規則案第93条にこうした輸送を追加すべき。こうした輸送は外部に委託するのが通例であり、法第95条第1項第2号で読むということを確認いただきたい。	法の委託規制は、特権・例外的に与えられるカジノ事業免許の趣旨に鑑み、同法上カジノ事業者自らがその責任の下で実施すべきカジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務を含む設置運営事業を他の者に行わせることについて規制するものです。現金を輸送する業務は、そのようなカジノ業務又は設置運営事業とは言えないため、法第93条及び第95条第1項第2号の委託規制の対象外と考えますが、御指摘のようなカジノ業務で用いるための現金を輸送するという契約は、「カジノ業務に係る契約」として法第95条第1項第1号の認可の対象になるものと考えます。
372	事業者が外部委託できる業務リストについて、当該リストは限定列举と理解しているが、給与管理や人事に関する業務等も外部委託できるようにしてほしい。	法の委託規制は、特権・例外的に与えられるカジノ事業免許の趣旨に鑑み、同法上カジノ事業者自らがその責任の下で実施すべきカジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務を含む設置運営事業を他の者に行わせることについて規制するものです。御指摘の「給与管理や人事に関する業務等」の内容が必ずしも明らかではありませんが、一般的に給与計算や労務管理の一部をアウトソーシングするような契約により履行される業務は、そのようなカジノ業務又は設置運営事業とは言えず、上記の趣旨から法第93条及び第95条第1項第2号の委託規制の対象外と考えます。

373	規則第93条第2号の「カジノ事業者又はカジノ施設に関する広告又は勧誘に係る業務」に、カジノ事業者以外の事業者がカジノ行為関連景品類（法第2条第13項第2号）を提供する業務は該当するか。該当しない場合、1年未満かつ3億円未満の契約（施行規則案第96条）であれば認可不要で、法第99条第2号に該当しなければ事後届出も不要か。チップと交換可能な金銭その他の経済上の利益であるカジノ行為関連景品類を提供できるカジノ事業者以外の事業者として反社会的勢力が介入することを懸念。	法第93条第1項及び施行規則第93条はカジノ業務のうち委託できる業務を規定しているところ、法第2条第13項第2号のカジノ行為関連景品類を提供する業務は「カジノ業務」には当たらないことから、法第93条第1項及び施行規則第93条の規制の対象とはなりません。一方で、当該業務を行うに当たり、カジノ事業者以外の事業者がカジノ事業者と締結する契約は、法第95条第1項第1号の「カジノ業務に係る契約又はカジノ行為区画内関連業務に係る契約」として認可の対象となります。
(5) その他		
374	カジノに関するジャンケット活動の禁止について、より具体的に施行規則に定めるべき。	いわゆる「ジャンケット」等と呼ばれる業者の業態は必ずしも一律ではありませんが、例えば、カジノ事業者からカジノフロアの一部を借り受け、顧客にカジノ行為を行わせるような業態は、カジノ事業免許の趣旨を没却させることとなるため、法においては諸外国において「ジャンケット」等が行っている行為についてカジノ事業者に対する個別の規制を設けており、例えばカジノ行為業務の委託やカジノ施設におけるカジノ事業者以外の者による貸付けは認めないこととしています。
375	カジノ事業者が資産凍結等経済制裁対象者と取引し、課徴金等を課されることのないよう、資産凍結等経済制裁対象者との取引に規制を用意するといった追加対応を検討すべき。	カジノ事業者はその締結する契約について、契約の相手方が社会的信用を有する者であることを含む法第94条の契約の基準に適合させる義務を負うものであり、業務方法書等の内部管理措置に基づき、自らの責任で契約の基準適合性を点検することが求められます。
376	法第94条は、国及び地方公共団体との契約を同条に基づく契約規制の対象から除外している。国又は地方公共団体の規制を受ける一定のベンダー（例えば、電気・ガス・水道の供給者等の公益事業者）についても、除外或いは当該ベンダーに対する調査を著しく簡素化していただきたい。	契約規制の対象から除外される契約は法定（法第94条柱書き中括弧書き）されており、施行規則において除外対象を追加することはできません。一方、カジノ事業者による点検については、契約に係る内部管理措置において契約の種別ごとのリスク評価を行いそれに応じた点検方法や深度で点検を行うことを定め、それに基づいて個別の契約の点検を行うことが考えられます。
377	施行規則案内の契約及び社会的信用に係る要件は、カジノ関連機器等の調達にも適用されると理解している。これらの要件は実際にはどのように機能するのか、また（継続的な報告義務等の）違反には、どのように対処するのか。	契約規制は、法第94条柱書きにおいて除外されている契約を除き、契約の相手方がどのような者であっても同様に適用され、当該規制に違反した場合には個別具体的な状況に応じてカジノ事業者に対して監督処分等が行われます。
378	カジノ行為粗収益の額に比例して算出される金額、及び当該収益の全部又は一部の額に基づいて算出される金額を支払うような内容の契約は、締結することができない旨理解しているが、例えば認定設置運営事業者の5%以上の株式を保有し、背面調査を経てカジノ事業免許を取得したカジノ事業者が、認定設置運営事業者との間でカジノ行為粗収益に連動したマネージメントフィー等の支払いを求める契約を締結することは可能か。	法第94条第1号ホの規定は、同条柱書き中括弧書きで除外されている契約以外の全ての契約に適用されており、どのような相手方であってもカジノ行為粗収益の全部又は一部の額に基づいて算出される金額を支払う契約を締結することは認められていません。
379	外部委託について、例えばホテル事業を外部委託した場合に、委託先に報酬を払うにあたり、GGRに連動していなければよいのか。	
380	法第94条第1号ホにおいて、『カジノ行為粗収益』ベースの報酬を約す契約は禁止されているが、IR全体の事業収入若しくは、EBITDAや営業利益などの利益基準をベースに報酬を算定することが同様の規制の対象にはならないことを明確にされたい。	いわゆるGGR連動契約は、カジノ収益がカジノ事業免許を取得した者以外の者に流出することになるなど、カジノ事業につき厳格な免許制を採用した趣旨を没却するため法第94条第1号ホにおいて禁止されているものであり、IR収益に連動した契約まで禁止しているものではありません。
381	事業者のIR全体の事業収入もしくは、EBITDAや営業利益などの利益基準をベースに報酬を算定することはGGR連動契約と同様に規制の対象となるのか。区分経理に分けた利益基準の枠内で報酬を算定することは上記とは関係なく認められるのかを規則案において明確にすべき。	いわゆるGGR連動契約は、カジノ収益がカジノ事業免許を取得した者以外の者に流出することになるなど、カジノ事業につき厳格な免許制を採用した趣旨を没却するため法第94条第1号ホにおいて禁止されているものであり、IR収益に連動した契約まで禁止しているものではありません。御指摘の「区分経理に分けた利益基準の枠内で報酬を算定」については、意味するところが明らかではなく回答は差し控えます。
382	例えば認定設置運営事業者の5%以上の株式を保有する認可主要株主が、親子会社間で、認定設置運営事業者に対し、一部サービスを提供し、カジノ行為粗収益以外のIR全体の収入や利益ベースの指標に連動したマネージメントフィー等の支払いを求める契約を締結することは可能か。また、フィーが固定の場合かどうか。	いわゆるGGR連動契約は、カジノ収益がカジノ事業免許を取得した者以外の者に流出することになるなど、カジノ事業につき厳格な免許制を採用した趣旨を没却するため法第94条第1号ホにおいて禁止されているものであり、IR収益に連動した契約まで禁止しているものではありません。「フィーが固定の場合」については、その金額の算出方法が法第94条第1号ホに該当しない場合にはGGR連動契約として禁止されるものではありません。
383	カジノ事業免許が付与される前に締結された契約は、認可や委託規制等の契約規制の適用対象となるのか。	
384	施行規則案第97条について、契約認可申請の申請者はカジノ事業者であり、カジノ事業者としての法的地位が無い限り（即ち法律上のカジノ免許を取得していること）、契約認可の対象とならないことをご確認願いたい。	
385	カジノ事業者（法第2条第9項）になる前に締結された契約は、契約締結制限や契約認可の対象になりうるか	法第95条の契約の認可はカジノ事業者が締結しようとする契約を対象とするものであり、カジノ事業免許付与以前に締結される契約は法第3章第2節第6款の契約規制の適用対象ではありません。ただし、カジノ事業免許に係る審査における社会的信用の有無を判断するための審査の一環として調査の対象となることがあります。
386	認定設置運営事業者が締結する融資契約は免許申請6ヶ月前の期間に締結した契約として申請書類に参考として添付することはありうるが、審査・認可の対象とはならないことを確認願いたい。対象になると判断する場合、その権限の法的根拠を明示願いたい。尚、認定設置運営事業者がカジノ免許申請行為をした後に当該融資契約を締結する場合も、申請・審査手続き実施中の契約の認可を求める条項は法令には存在しない。この場合も上記と同様の考え方となるのか、カジノ管理委員会の考えを明らかにされたい。	
387	第三者からの資金調達のためゲーミング機器に担保権を設定することが可能か否か。	法及び施行規則において、御指摘の内容については規制を設けておらず、ゲーミング機器に担保権を設定すること自体は禁止されていません。
388	施行規則案第94条、第100条がそれぞれ定める措置は、措置の実施及び内容について、判断はカジノ事業者に委ねられており実効性に疑問がある。	法では、カジノ事業者に対し、個別の行為規制を課すとともに、カジノ事業者自身による自律的な規制として内部管理体制の整備を義務付けており、契約規制についても業務方法書の審査や行為準則の届出、カジノ管理委員会による監督権限の行使など重層的・多段階的な規制により実効性を担保する仕組みとなっています。

389	<p>施行規則案第94条から第100条までについて、効率的な規則の制定と運用をすべき。 例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第97条の契約の相手方の点検等は、都道府県警察等に対し、特にカジノ施設に関する業務については情報提供等積極的に協力するよう指導する ・法第95条第1項第2号及び第4号の契約のうち、第5号に基づく施行規則案第96条に規定する期間又は金額を超えないものは、特に効率的に規則を運用する ・MICEのオーガナイザーは法第95条第1項第4号の賃貸を受けるとしても、個々の出展等は法第100条に該当しないと解釈する など。 	<p>御指摘の点も含めて、今後、適切な運用について検討してまいります。</p> <p>なお、カジノ事業者が締結する契約の基準適合性は、厳格な免許審査を受けたカジノ事業者が、業務方法書等の内部管理措置に基づき、自らの責任で点検するものであり、それらが適切に行われているかを契約の認可に係る審査においてカジノ管理委員会が審査・確認するものです。カジノ事業者による点検については、契約に係る内部管理措置（法第53条、第102条）において契約の種別ごとのリスク評価を行いそれに応じた点検方法や深度で点検を行うことを定め、それに基づいて個別の契約の点検を行うことが考えられます。</p>
390	<p>契約の点検等がカジノ事業者の責務となっていますが、同趣旨はカジノ管理委員会の直接の審査ではなく、カジノ事業者が契約内容、相手方に応じたメリハリをつけた確認を認めるということを明らかにすべき。</p>	
391	<p>法第94条は、全ての契約について支配的な影響力を有する者の「社会的信用」の評価を含む、多くの事項を確認することを要求しているが、このレベルの社会的信用の確認を、全ての個別のベンダーについて行うことは非常に負担であり、取引が可能な事業者の範囲を大幅に制限することになる。合理的な裁量をもって「社会的信用」の確認を行うことが認められるべき。</p>	<p>カジノ事業者が締結する契約の基準適合性は、厳格な免許審査を受けたカジノ事業者が、業務方法書等の内部管理措置に基づき、自らの責任で点検するものであり、それらが適切に行われているかを契約の認可に係る審査においてカジノ管理委員会が審査・確認するものです。カジノ事業者による点検については、契約に係る内部管理措置（法第53条、第102条）において契約の種別ごとのリスク評価を行いそれに応じた点検方法や深度で点検を行うことを定め、それに基づいて個別の契約の点検を行うことが考えられます。</p>
392	<p>過去に認可を得たベンダーとの契約の更新について、個別契約に焦点を当てたのではなく、ベンダーに焦点を置いたアプローチをとるべき。或いは、このような契約の更新の際のチェックは、他の契約に対するチェックよりも簡易化すべき。</p>	
393	<p>施行規則案第97条第3項及び第98条第3項は、カジノ事業者に対して、法第94条第1号に掲げる基準に適合していること等の点検の手法及びその結果を記載した書面を提出することを求めている。カジノ管理委員会の契約認可プロセスの一環として、カジノ管理委員会には、カジノ事業者の内部統制及びコンプライアンス計画の報告に依拠することに焦点を当てたアプローチを行っていただきたい。</p>	<p>カジノ事業者が締結する契約の基準適合性は、厳格な免許審査を受けたカジノ事業者が、業務方法書等の内部管理措置に基づき、自らの責任で点検するものであり、それらが適切に行われているかを契約の認可に係る審査においてカジノ管理委員会が審査・確認するものです。カジノ事業者による点検については、契約に係る内部管理措置（法第53条、第102条）において契約の種別ごとのリスク評価を行いそれに応じた点検方法や深度で点検を行うことを定め、それに基づいて個別の契約の点検を行うことが考えられます。</p> <p>カジノ管理委員会においては、契約に係る事項を含む業務方法書について審査するとともに、契約の認可に係る審査等において、カジノ事業者による点検が法第102条等に基づき自ら定める内部管理措置に従って行われているかを中心に確認することを考えています。</p>
394	<p>施行規則案第36条等について、株主等や契約先の「社会的信用の視点」は、「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準案第一」に例示されている下記の視点と同じか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①暴力団との関係の有無・内容 ②法令順守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容 ③社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容 ④経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容 ⑤他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容 	<p>株主等や契約先の社会的信用の視点については、「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準案第一」に例示されている視点も踏まえ、今後、審査基準等を策定する際に検討してまいります。</p>
395	<p>契約の相手方、5%未満の出資者などカジノ事業者に社会的信用、属性を確認する義務が生じるものがあるが、確認すべき内容を明らかにすべき。</p>	
396	<p>法第94条第1号トの具体的な判断基準や考え方を示すべき。</p>	<p>御指摘の点については、今後、審査基準等を策定する際に検討してまいります。</p>
397	<p>契約認可（施行規則案第93条乃至100条）について、事業者と金融機関が合意した契約内容（コベンナツ等の諸条件）のような事項は法第94条第1号トに該当しないことを明確にしてください。</p>	<p>法第94条第1号トは契約内容の適切性に関する基準であり、法第97条第1項に基づき、契約の認可に当たってはカジノ事業者と金融機関が締結する契約の内容についても審査の対象となります。</p>
<p>4. カジノ行為区画内関連業務及び苦情の処理に関する規制</p>		
398	<p>カジノ場で頻発する顧客とのゲーミング係争（どちらが勝ったか負けたか、ゲームの運営は公正公平に規則通りなされたか等に関する顧客のクレーム）に対し、カジノ管理委員会が規則ルールに従い公正なゲームがなされたかに従い事実を検証し、判断を下すべき。</p>	
399	<p>カジノ事業者に設置が求められている苦情を受け付けるための窓口において苦情を受け付けた場合について、対象となる苦情は、賭博で負けたことに対する苦情等を除外し、当該窓口の設置の趣旨に鑑み、カジノ事業者が記録の作成・保存、また原因究明が必要であると判断するものに限定されることとすべき。</p>	<p>カジノ事業者は、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に係る苦情を適切かつ迅速に処理することが求められており、法第111条第1項に規定する「カジノ業務」には、カジノ行為その他の同法第2条第8項第1号の「カジノ行為業務」が含まれることから、顧客とのゲーミングに関する係争・カジノ行為に関する苦情についてもカジノ事業者において法第111条及び施行規則第113条に基づき適切かつ迅速に処理されるべきものと考えます。</p>
<p>5. 暴力団員等の排除</p>		
400	<p>暴力団員であることを自ら申告して入場する者はまずいないため、カジノ施設への入場の際する「誓約書」の提出義務はほぼ無意味な規定ではないか。</p>	<p>施行規則第51条第2項第2号は、カジノ事業者が、入場者の入場禁止対象者該当性を確認するために必要な措置として規定しています。</p>
401	<p>入場禁止対象者（暴力団員等を含む）のいずれにも該当しないことの誓約書の有効期間を例えば12ヶ月等と、一定期間定めることを提案します。</p>	<p>入場禁止対象者該当性については、入退場時ごとに確認する必要があることから、原案が妥当と考えています。</p>
402	<p>IR整備法及びカジノ管理委員会規則は、「暴力団員」は定義しているが、「暴力団員等」の定義を置いていない。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律においても「暴力団員等」は定義されていない。「暴力団員等」の用語の定義を追記してほしい。</p>	<p>いただいた御指摘を踏まえ、「暴力団員等」を「法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者（以下この号並びに法第五十四条第一項第二号イ及び第七号において「暴力団員等」という。）」に修正しています。</p>
403	<p>暴力団員等によるカジノ施設の利用防止のための措置について、施行規則案第54条第1項第2号イ、第4号及び第7号の定めが具体性を欠き不十分である。</p>	<p>施行規則第54条に規定する措置の具体的内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。</p>

404	暴力団員か否かは容易に分からない可能性があるため、事業者がこれらの対策をどの程度実際に実施することが可能であるのか伺いたい。事業者としては、施行規則案（第12条、第51条、第54条及び第114条）に規定された具体的な措置を行ってれば、義務を適切に履行したものとし、責任を負わないものと理解してよいか。	施行規則第54条に基づき入場禁止対象者によるカジノ施設の利用の防止のためにカジノ事業者がとるべき措置の具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。なお、法第237条第1項第6号の罰則の適用及び行政処分の実施については、個別具体的な状況に応じて検討されることとなります。
405	施行規則案第54条第1項に「暴力団員等の情報を得た場合は事業者は他の事業者とその情報を共有するように努めること」と追加してほしい。	法第113条で「カジノ事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除その他のカジノ事業の健全な運営の確保に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。」とされており、当該連携協力の一つとして、カジノ事業者間において必要に応じて情報共有を行うことが想定されています。したがって、御指摘の規定については、原案が適当と考えています。
406	暴力団員情報については、民間企業等から得る場合、「その情報を提供する会社等は公的機関から情報の提供を受けていること」と規定してほしい。	施行規則は、カジノ事業者が行うべき措置を具体化するものであるため、原案が適当と考えています。なお、施行規則第54条第1項第7号は、入場禁止対象者によるカジノ施設の利用の防止のためにカジノ事業者がとるべき措置として、「都道府県警察と密接に連絡すること」を規定しており、カジノ事業者は、当該措置の一つとして、暴力団員等であると疑われる者を発見したときに、必要に応じて都道府県警察に通報等を行うことが求められます。
407	入場禁止対象者については、カジノ管理委員会経由で公安・警察当局の公的データベースに各カジノ事業者が照会でき、一律・タイムリーな回答を得られる仕組みを提供すべき。	
408	施行規則案第51条第2項、第54条第1項について、カジノ事業者から都道府県警察に対して、暴力団員等のチェック・照会が可能となることを規則で明記すべき。	
6. カジノ施設及び周辺の安全対策		
409	施行規則案第112条について、「犯罪行為・・・をするおそれがある」者の入場の禁止や、「秩序を害する行為を・・・しようとしている」者の発見等、カジノ事業者が監視し、顧客の意図を見極め、顧客の行為に対処することが求められる現実の場面において、これらの規定を遵守するための指針を示すべき。	施行規則第112条第1項に規定する措置の具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。また、施行規則第112条第1項第1号は、カジノ事業者にカジノ施設及びその周辺において犯罪行為を発生させない結果までを求めるものではありません。
410	施行規則案第112条第1項第1号の犯罪行為を行う「おそれがある」者の基準の意味するところをさらに明確化していただきたい。また、この規制は、当社に結果を保証させるものではなく、当社が行うべき明確なプロセス及び行為を規定するものにしてほしい。	
411	「犯罪行為、他人に対する迷惑行為その他の秩序を害する行為を」する者又は「犯罪行為、他人に対する迷惑行為その他の秩序を害する行為…をするおそれがある者」について、事業者は、実際に個別の機会において、かかる行為が行われる可能性又は意図を合理的に予測することが、どの程度期待されているのか伺いたい。	施行規則第12条第1項第1号トは「秩序を害する行為をし、又は秩序を害する行為をするおそれがある者としてカジノ施設の利用を禁止又は制限されるものに関する具体的な定め」を、約款に記載すべき旨を規定しており、予めカジノ事業者は「秩序を害する行為をし、又は秩序を害する行為をするおそれがある者」の具体的な類型を約款で定めた上で、入場者がこれに該当するかどうかを判断することとなります。
412	海外における類似的な暴力団組織構成員等も好ましくない、排除すべき主体と考えるが、その規制上の定義、主体の把握の方法、排除の在り方等に関しては、カジノ管理委員会が海外規制当局と連携し、データの把握、事業者への提供等より積極的に関与すべき。	施行規則第112条第1項第1号は、カジノ事業者は「犯罪行為、他人に対する迷惑行為その他の秩序を害する行為（以下この項において「秩序を害する行為」という。）をし、又は秩序を害する行為をするおそれがある者」をカジノ施設に入場させてはならない旨を規定しています。カジノ事業者が、海外から訪れた入場者が「秩序を害する行為をし、又は秩序を害する行為をするおそれがある者」に該当すると判断する場合は、同号に基づき入場を禁止することとなります。なお、カジノ事業者による当該措置の実施に関し、カジノ管理委員会がカジノ事業者に御意見で挙げられているような者に関する情報を提供することは想定していません。
413	秩序を害する行為をし又はするおそれがある者の発見方法が、安全対策として不十分であり、秩序を害する行為の具体性に欠ける。	法第110条第1項に規定する「カジノ施設及びその周辺における秩序の維持を図るため、カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者」には、様々なものがあり得ることから、施行規則第112条第1項第1号は、「犯罪行為、他人に対する迷惑行為その他の秩序を害する行為（以下この項において「秩序を害する行為」という。）をし、又は秩序を害する行為をするおそれがある者」と規定しています。また、カジノ施設及びその周辺における秩序の維持のためにカジノ事業者がとるべき措置の一つとして、同項第2号を規定していますが、その具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
414	施行規則案第112条第2項及び第3項について、カジノ施設の周辺とはどこまでの範囲とするのか必ずしも定かではない。指針となる合理的な基準、考えあるいはガイドライン等を示して頂きたい。	カジノ事業者が法第110条の規定に基づく措置を講じなければならないカジノ施設の「周辺」の範囲については、基本的にはカジノ施設に近接する区域を指すものですが、当該範囲については、個別具体的な状況に応じて検討されることとなります。

3. 重層的・多段階的な弊害防止対策に関する事項		
1. 依存防止対策（広告規制、コンプ規制含む）		
(1) IR整備法における依存防止対策の全体像		
415	依存者対策は事業者に丸投げではなく国が主体になってください。	<p>カジノ行為に係る依存防止対策については、カジノ管理委員会が法の実効性を担保するために必要な施行規則を定めるとともに、法及び施行規則に基づきカジノ事業者が講じる依存防止対策の措置の状況を厳正に監督することにより、依存防止に万全を期すものです。</p> <p>なお、具体的な措置としては、カジノ行為への依存防止に関し、法では、日本人及び本邦内に住居を有する外国人を対象として、入場回数の制限（法第69条第4号、第5号）、入場料の賦課（法第176条第1項、第177条第1項）等を行うとともに、依存防止を徹底するために、一律の規制に加えて、個別の事情に即して、入場者又はその家族等の申出によるカジノ施設の利用を制限する措置をカジノ事業者が義務付けているほか、施行規則において、その措置の実施期間を最低1年以上とし（施行規則第44条第2項第3号、第3項第4号）、その期間は入場制限措置を終了できず（施行規則第44条第2項第5号、第3項第8号）、また家族等の申出による場合は、カジノ事業者が措置の対象者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために当該措置を継続する必要がないと認めるときでない措置を終了できない（施行規則第44条第3項第8号）ものとしています。また、それ以外にも、法ではカジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置（法第68条第1項第2号）等を講ずることをカジノ事業者が義務付けるほか、認定区域整備計画の数の上限の設定（法第9条第11項第7号）、一の特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数の限定（法第41条第1項第7号）、カジノ施設に係る面積の制限（法第41条第1項第7号、施行令第6条）、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告及び勧誘の規制（法第106条）を行う等の重層的・多段階的な措置が定められています。</p>
416	カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点から、賭金の上限規制やカジノ施設内での連続滞在時間規制（例えばカジノ施設への連続滞在時間を2.5時間を限度とする）などを定めるべき。	<p>賭金額の制限については、カジノ事業者において賭金額の上限を定め、これを超える金額の賭金による賭けの受付をしないこととされています（法第73条第3項、施行規則第56条第1項第6号）。さらに、法で認められた滞在期間内であっても、カジノ行為を長時間連続して行っているなど、引き続きカジノ行為を行わせることが適当でないとする顧客に対し、カジノ事業者は、一時的にカジノ行為を行わせないように促すこととされ（法第73条第3項、施行規則第56条第1項第4号）、また、顧客の言動や顧客のカジノ施設の利用状況に照らし、依存防止の観点からカジノ施設の利用が不適切と認められる者の発見に努めるとともに、状況に応じて、カジノ施設からの退場を促す措置又は休憩を促す措置を講ずるものとされています（法第68条第1項第2号、施行規則第45条第1項）。</p>
417	法は、依存症対策としてカジノ施設への入場回数制限や入場料を定めるが、入場回数制限は週3回・月10回の入りびたりともいうべき入場を許す内容であり、入場料も6,000円にとどまり、また、射幸性の抑制や賭金額の制限もなく、依存症対策として極めて不十分である。	<p>カジノ行為への依存防止に関し、法では、日本人及び本邦内に住居を有する外国人を対象として、入場回数の制限、入場料の賦課及びカジノ事業者による貸付けの制限を行うとともに、全ての入場者を対象として、入場者又はその家族等の申出によるカジノ施設の利用を制限する措置、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置等を講ずることをカジノ事業者が義務付けるほか、認定区域整備計画の数の上限の設定、一の特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数の限定、カジノ施設に係る面積の制限、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告及び勧誘の規制を行う等の重層的・多段階的な依存防止対策を講じています。また、賭け金額の制限については、著しく射幸心をそそらないという観点から、カジノ事業者において賭金額の上限を定め、これを超える金額の賭金による賭けの受付をしないこととされています（法第73条第3項、施行規則第56条第6号）。</p>
418	依存症対策が不十分です。相談対応体制の整備だけでなく、依存症研究と依存症ケア施設への一定以上の出資を義務付けるべきです。	<p>依存症研究と依存症ケア施設への一定以上の出資を、法律の委任なく、施行規則でカジノ事業者が義務付けることはできません。</p> <p>なお、カジノ事業者は、国及び認定都道府県等に対し、納付金を納付することが義務付けられており（法第192条第1項、第193条第1項）、この納付金は、依存防止対策を始め、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための施策に必要な経費に充てることとされています。また、入場料についても、幅広く公益に用いられることとなります。</p> <p>さらに、カジノ事業者に対し、施行規則第46条第2号において、ギャンブル等依存症対策関連機関等（医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センター、民間団体等）と連携協力を図ることを定めるほか、第47条において、国又は地方公共団体が実施するギャンブル等依存症の予防等のために必要な施策に協力することを定めています。</p>
419	ギャンブル等依存症を防止するため事業者が実施すべき包括的な措置について、これらの措置のうち、ギャンブル等依存症のリスクの高い者を事業者が発見することはどの程度求められるのか。	<p>カジノ事業者は、法及び施行規則に定められた措置を適切に講ずることにより、カジノ行為への依存防止に万全を期す必要があります。なお、カジノ事業者が講ずるべき措置の具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。</p>
(2) 誘客時の規制		
420	広告勧誘規制について、施行規則案ではインターネットその他の媒体を通じた広告を規制しておらず、規制としてそもそも不十分。	<p>インターネット等の媒体を通じた広告については、法第106条第1項第1号により虚偽・誇大な表示や説明が禁止されるなど、規制の対象とされています。さらに、これらの広告の影響力の大きさに鑑み、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を参考にしながら、同条第9項に定める広告勧誘指針を示し、法の規制に追加した規制を検討してまいります。また、上記の規制で許された広告をする場合であっても、20歳未満の者がカジノ施設に入場してはならない旨、及びカジノ行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨を、明瞭に表示・説明する必要があります（法第106条第5項、施行規則第105条第1項、同条第2項）。</p> <p>さらに、カジノ管理委員会は、広告勧誘が法第106条第1項から第5項までの規定に違反していると認める場合には、当該広告勧誘の中止・是正を命じることができ（法第107条第1項）、また広告勧誘指針に従わずに広告勧誘をした者に対しては、必要な措置を講ずべきことを勧告し（同条第2項）、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる（同条第3項）こととされており、これらの規定により、十分な規制が確保されるものと考えています。</p>

421	カジノ事業又はカジノ施設に関する広告を外国人旅行者のみに限定するべき。	法においてカジノ事業又はカジノ施設に関する広告勧誘を規制している趣旨は、カジノ行為への依存防止、青少年の健全育成及び善良の風俗・清浄な風俗環境の保持等にあるところ、広告の対象が、日本人及び本邦内に住居を有する外国人であるか、外国人旅行者であるかを区別した規制は設けておりませんが、他方で全ての広告に関して虚偽又は誇大な表示・説明等が禁止（法第106条第1項）されているなど、厳格な規制が設けられています。また、広告物の表示及びピラ等の頒布については、特定複合観光施設区域内及び政令で定める地域（いわゆるCIQエリア）のみに限定するという厳しい地域規制を設けています（法第106条第2項）。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット等における広告については、その影響力の大きさに鑑み、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を参考にしながら、同条第9項に定める広告勧誘指針を示し、法の規制に追加した規制を検討してまいります。
422	広告及び勧誘の規制は、カジノ事業又はカジノ施設に関するもので、その他の施設又は特定複合観光施設全般に関する規制ではないことについてご回答ください。	法及び施行規則において、カジノ施設以外の施設又は特定複合観光施設に関する広告勧誘については、規制を設けていません。なお、例えば、カジノ施設以外の施設又は特定複合観光施設に関する広告勧誘の中においてカジノ施設の案内や紹介がなされている場合には、これが実質的にカジノ事業又はカジノ施設に関する広告勧誘に該当するか否かについて、カジノ事業又はカジノ施設への誘引性を有するか等の観点から、当該表示・説明の内容や方法を総合的に考慮して個別具体的な事案ごとに判断する必要があります。
423	20歳未満の判別は困難であり、施行規則案についてもこの点を実効化するための施策が全く考慮されていない。	カジノ事業者は、法第106条第2項第2号後段（20歳未満の者へのピラ等の頒布禁止）及び同条第3項（20歳未満の者への勧誘禁止）の順守のため、広告勧誘に関する事項を業務方法書に記載し免許審査を受けるとともに、ピラ等の頒布や勧誘の相手方が20歳未満の者とならないことを確認するための具体的な方法を自ら行為準則で定めてカジノ管理委員会に届け出る必要があります。また、カジノ管理委員会は、20歳未満の者にピラ等の頒布や勧誘がなされていると認める場合には、法第107条第1項により、当該ピラ等の頒布・勧誘の中止・是正を命じることができます。このようにカジノ管理委員会による監督権限の行使など重層的・多段階的な規制により実効性を担保する仕組みとなっており、カジノ管理委員会としては、監督権限を適切に行使することにより、実効性を十分に確保できるものと考えています。なお、ピラ等の頒布は、IR区域内及び政令で定める施設（いわゆるCIQ区域内）を除いて行うことはできません。
424	施行規則案第105条の「カジノ行為にのめりこむことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨」との旨のみでは、ギャンブル依存症の恐ろしさを伝える内容とは程遠く、まったく実効性がない。	法第106条第5項第2号の「カジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係について注意を促すために必要な」内容については、ギャンブル等依存症対策基本法第2条において、「ギャンブル等依存症」が「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されていることを踏まえて、「カジノ行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨」と定めたものです（施行規則第105条）。なお、具体的な表示の方法等については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
425	コンプ（景品）も景表法同様の規制（総量、総額）が無く、大量に顧客を誘引する仕組みとなっていて、ギャンブル依存症者を生み出す。	カジノ行為関連景品類の提供については、依存防止の観点から、カジノ行為関連景品類の内容等が「著しく射幸心をそそるおそれがあるものであること」に該当しないようにすること等の規制が課されています。
426	コンプについて、景品表示法の景品規制のように、景品類の最高額、総額等を規制すべき。	カジノ事業者がカジノ行為に付随して提供するカジノ行為関連景品類に関しては、一般消費者の商品選択の保護を目的とする景品表示法よりも、法及び施行規則において内容、経済的価値及び提供方法について基準を定め、個別に審査する方が、より実態に即した適切な規制が可能となるものと考えています。その上で、カジノ事業者が提供する個別のカジノ行為関連景品類の内容等が「著しく射幸心をそそるおそれのあるもの」等に該当する場合は規制の対象とするともに、提供するカジノ行為関連景品類が記載された業務方法書の審査等を通じて規制の実効性を確保しています。
427	コンプ（カジノ行為関連景品類）規制に関する文言が曖昧である。マーケティング資料に、特典会員向けのターゲット・メールやターゲット広告を含めることは可能か。カジノ行為関連景品類や奨励プログラムに関して、「著しく射幸心をそそるおそれがあるもの」と定める規定の文言の意味如何。	顧客にカジノ行為関連景品類の内容を知らせるための特定会員向けのターゲット・メールやターゲット広告は、カジノ事業又はカジノ施設への誘引性を有するものといえ、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘に該当します。したがって、これらを実施する場合には、法及び施行規則に定められた広告勧誘に関する規制に従って行う必要があります。なお、「著しく射幸心をそそるおそれがあるもの」の具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
428	コンプについて、「著しく射幸心をそそるおそれがあるものであること」という定義をカジノ管理委員会がより明確にすることを求める一方で、様々なコンプの提供やカジノ施設内でのフリープレイの獲得など、業界で既に確立された慣行である特定のコンプ内容を禁止しないことを推奨します。	今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
429	カジノ行為関連景品類で認められる具体的な内容について明確にすべき	カジノ行為関連景品類については、多種多様な内容が想定されることから、具体的な内容を規定することは困難ですが、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
430	カジノ行為関連景品類の内容・経済的価値・提供方法について、過度に規制すると創意工夫の発現を阻害することとなるので、基準作成にはかかる観点からの民間事業に対する配慮がなされる必要がある。	カジノ行為関連景品類の内容等に係る施行規則第106条の規定は、①犯罪の発生を助長すること、②過度に射幸心をそそり、カジノ行為へのめり込みなど依存につながることを防止するという観点から定めたものであり、カジノ事業者による創意工夫はこれらの規制の範囲内において認められることとなります。
431	施行規則案第106条について、諸外国のカジノ施設で通常顧客支出額に応じて提供されるコンプや顧客に提供されるインセンティブプログラム等の類似的な考え自体を否定する考えではないということでしょうか。	御指摘の考え自体を否定するものではありませんが、個別のカジノ行為関連景品類において、施行規則第106条が定める基準に該当することのないようにする必要があります。
432	ローリングプログラムを認める枠組みとすべき。	御指摘の「ローリングプログラム」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、諸外国で用いられているローリングチップを用いるのであれば、法第73条第6項の定義を満たす必要があり、その場合、チップの規格に適合し、かつ法第73条第10項の換金義務も生じることになります。
433	施行規則案第107条第2項について、コンプに関する情報を3年間保持することは事業者の過度な負担につながる。実務上対応可能な規制に緩めるべき。	施行規則第107条第2項の記録の保存期間については、監督上の必要性及び規制の趣旨等を勘案し、3年間とすることとしています。

434	カジノ行為関連景品類の記録作成及び保存が必要な対象について、一定の閾値が設定され、それ以上の経済的価値を有する場合に限定されることが必要である。	カジノ行為関連景品類の記録作成及び保存については、善良の風俗を害するおそれのあるものに該当しないことを確認するため、法第108条第2項において顧客に提供されるすべてのカジノ行為関連景品類が対象とされています。 なお、同項の規定の趣旨の範囲内において、記録作成等の負担を軽減する方法（記載の簡略化や別途作成される記録での代替等）について、今後検討することとしています。
(3) カジノ施設内の規制		
435	施行規則案第56条第3項について、チップの交付を受けるため、キャッシュレス決済を認めてほしい。	施行規則で定めるチップ交付時の顧客の支払手段は、依存防止の観点から①と信機能を有するものを禁じる、②カジノ施設に持ち込んだ資金の範囲内でカジノ行為を行う、③法及び他法令の規制の潜脱を禁じる、との考えの下、法において定められている現金等のほか、⑦銀行その他の金融機関が自己宛に振り出した小切手、④銀行その他の金融機関又は外国の銀行その他の金融機関が他の銀行その他の金融機関を支払人として振り出した小切手を認めることとしており、キャッシュレス決済は認めていません。
436	チップの交付のための支払いの手段については、日本の銀行に預金口座を有しているか、小切手を利用するために日本の銀行を介在させる必要があるが、事業者にとっての運営上、実務上の不都合及び顧客層への影響があるのではないか。	マネロン・リスクに対応するため、犯罪収益移転防止法上、国内金融機関とコルレス契約（為替取引を継続して行うことを内容とする契約）を締結する外国金融機関であれば、取引時確認等の適切な対応がとられることが担保されることから、国内金融機関を介在する必要があります。
437	チップ交付に関しカジノ管理委員会が定める支払手段としてデビットカードを認めるべき。	カジノ施設に持ち込んだ資金の範囲内でカジノ行為を行うことに反するため、日本人や国内居住の外国人にはデビットカードは認めていません。
(4) 相談・治療につなげる取組		
438	施行規則案第43条第1項について、報告は申出があれば即時にするようにし、またその情報をカジノ事業者間で共有できる仕組みを導入すべき。	施行規則第43条第1項各号の報告については、法第68条第1項で定めるカジノ管理委員会に対する報告の詳細について定めたものであるため、原案が適当と考えていますが、カジノ事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等に関し、相互に連携を図りながら協力すること（法第113条）や、依存防止規程に従って講ずる措置に関し、カジノ事業者間で相互に連携を図りながら協力するほか、同措置の水準の向上に努めること（施行規則第49条第5号）が求められていることを踏まえ、これらの規定に従い、個人情報の取扱いに配慮しつつ、カジノ事業者間での情報の共有が図られるよう、その適切な運用について、今後検討してまいります。
439	施行規則案第43条第1項第3号について、「当該対象者の対応を決定した場合、本人同意のもと、他の事業者に情報を速やかに内容を共有すること」を追加してもらいたい。	
440	依存症（賭博中毒）対策について、本人、家族による申告、利用回数制限ごときで依存症を防止することはできない。	カジノ行為への依存防止に関し、法では、日本人及び本邦内に住居を有する外国人を対象として、入場回数の制限（法69条第4号、第5号）、入場料の賦課（法第176条第1項、第177条第1項）等を行うとともに、依存防止を徹底するために、一律の規制に加えて、個別の事情に即して、入場者又はその家族等の申出によるカジノ施設の利用を制限する措置をカジノ事業者が義務付けています。施行規則においては、その措置の実施期間を最低1年以上とし（施行規則第44条第2項第3号、第3項第4号）、その期間は入場制限措置を終了できず（施行規則第44条第2項第5号、第3項第8号）、また家族等の申出による場合は、カジノ事業者が措置の対象者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために当該措置を継続する必要がないと認めるときでない措置を終了できない（施行規則第44条第3項第8号）ものとしています。また、それ以外にも、法ではカジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置（法68条第1項第2号）等を講ずることをカジノ事業者が義務付けるほか、認定区域整備計画の数の上限の設定（法第9条第11項第7号）、一の特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数の限定（法第41条第1項第7号）、カジノ施設に係る面積の制限（法第41条第1項第7号、施行令第6条）、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告及び勧誘の規制（法第106条）を行う等の重層的・多段階的な措置を講じています。 実際の運用に当たっても、これらの措置の徹底を図るとともに、カジノ事業者を厳正に監督することにより、依存防止に万全を期してまいります。
441	施行規則案第44条第1項第4号の後ろに、第5号第6号を追加すべき。 追加すべき号とその内容： 五 入場者の家族その他の関係者から申出がなされ、カジノ管理委員会又は認定都道府県等が、当該入場者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために必要であると認めた場合に、当該入場者がカジノ施設に入場することを禁止すること。 六 入場者の家族その他の関係者から申出がなされ、カジノ管理委員会又は認定都道府県等が、当該入場者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために必要であると認めた場合に、当該入場者が一月間にカジノ施設に入場することができる回数を制限すること。	特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月4日）において、本人・家族申告による利用制限措置を事業者が義務付けるべきとされ、これを受けて、法第68条第1項第1号において、家族等の申出による利用制限措置を講じるのはカジノ事業者の義務とされていることから、施行規則については原案が適当と考えていますが、カジノ管理委員会としては、カジノ事業者の免許申請時に、事業者が作成する依存防止規程が依存防止の観点から十分なものとして認められるか審査する（法第41条第1項第13号）とともに、事業者から実施状況や自己評価結果等の報告を受ける（法第68条第1項、第5項、第6項）ほか、毎年の監査（法第196条）や必要に応じた報告徴収（法197条第1項）等により監督するなど、事業者による依存防止措置を徹底してまいります。
442	カジノ事業者によって同一の入場者への利用制限措置及び対応が異なることが想定されるが、その理解でよいか。また、利用制限措置及び対応の違いによってカジノ事業者が何らの責めを問われることはないことを確認したい。	本人・家族等の申出による利用制限措置については、本人や家族等の申出を受けて講じられるものであり、また、家族等の申出については、カジノ事業者が対象者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために必要であると認める場合に講じられるものであるため、同一人物であってもカジノ事業者によって措置が異なることはあり得るものと考えます。 なお、御指摘の「何らかの責めを問われるか」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、事業者ごとの対応の違いがあることをもって、直ちに監督処分対象となることはないと考えます。

443	同一の入場者について2つの異なるカジノ施設において、施行規則案第44条第1項第1号又は同項第2号に基づき講じられている利用制限措置について、当該入場者が一のカジノ施設についてのみ当該措置を終了させた場合、もう一方のカジノ施設に関して当該入場者が希望しない限り、当該カジノ施設においては利用制限措置が継続する理解でよいか確認したい。	貴見のとおりです。	
444	施行規則案第44条第1項第3号及び第4号に基づく入場者の家族その他の関係者から申出による事業者が行う入場者のカジノ施設の利用を制限する措置については、当該措置を講ずることに関する要否の判断は、同条第3項に従いカジノ事業者自らが判断する理解でよいか確認したい。		
445	施行規則案第44条第1項第4号は入場者の家族その他の関係者から申出がなされ、カジノ事業者が依存症の予防等を図るために必要であると認める場合に、入場回数制限をすることを規定する。必要性の判断、措置の要否判断は同条第3項に従い、事業者が判断するという理解でよいか。回数制限に関し、本人同意が得られない場合においても、回数が上限に達した場合、カジノ事業者として入場を拒否するということが。		
446	施行規則案第46条第1項第5号の「入場者に対して、その求めに応じて、当該入場者のカジノ行為に関する使用金額及び利用時間に関する情報を提供するよう努めること」は、顧客に対する情報提供努力義務で、機微な個人情報となる同情報をカジノ管理委員会に提出する義務はないということか。		
447	依存症防止のため、入場者のみではなく、その家族その他の関係者の申出による場合にも、申出があれば入場の禁止、入場回数の制限をすべき。		利用制限措置については、入場者の利用する権利を制限することとなるため、本人以外からの申出の場合は、カジノ事業者が、必要に応じてギャンブル等依存症の専門家の助言を受け、対象者のカジノ施設の利用状況、ギャンブル等依存症問題等に関する情報等適切な判断に必要な情報を収集するなどし、措置を講じる必要性について判断することが適当であると考えます。
448	「家族その他の関係者」の範囲については施行規則等により別途、規定されるものと考えてよいのか。		「家族その他の関係者」は、家族や家族と同様に利用制限措置の対象者がギャンブル等依存症であることにより生活に支障を来す者や、これらの予防等を図ろうとする者が想定されますが、その範囲については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
449	「家族」と「その他の関係者」の対象となる者をそれぞれ予め明確に規定すべき。		
450	ギャンブル依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止?)について、「進行及び再発」については、現在もしくは過去のことなので、助言ではなく医師の診断書等の書類の提出が必要と規定してもらいたい。	家族等の申出による利用制限措置については、効果的な運用のためにも、個々の利用者の状況に合わせた柔軟な措置とすることが必要です。仮に、医師によりギャンブル等依存症の診断を受けているなど厳格かつ客観的な要件を必要とすると、かえって、その適用範囲が限定的となり、結果として、柔軟かつ幅広く対応できないことが懸念されることから、医師の診断書等の書類の提出を必要と規定することは適切でないと考えます。	
451	施行規則案第44条第1項各号のうち、対象者が一番抵抗し、家族への報復等が考えられる同項第3号の措置をどのような内容とするべきなのか、規定を設けるなり法的な拘束力を有する指針やガイドライン等を作成すべき。	施行規則第44条第1項第3号に掲げる措置の手続については、同条第3項各号に規定しています。これらの手続の具体的な運用方法等については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。	
452	施行規則案第44条第1項第4号：入場者の家族その他の関係者から申し出がある場合とあるが、申し出ができるその他の関係者(第三者)とは?その範囲は?またその申し出る権限・根拠とは?	「家族その他の関係者」は、家族や家族と同様に利用制限措置の対象者がギャンブル等依存症であることにより生活に支障を来す者や、これらの予防等を図ろうとする者が想定されますが、その範囲については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。また、根拠は法第68条第1項です。	
453	自己排除家族排除プログラムおよび家族申請排除プログラムについて、国が行う回数制限審査との関係、国内にある他の事業者との関係・調整はどうあるべきか。即ち、施行規則案第44条第1項第4号でカジノ事業者が回数制限を決めた場合、法第68条第2項～第6項に記載の手続きでは、事業者の任意による判断を報告する義務があるとは読めない。国の回数制限とは別の枠組みで民の任意の判断により追加的な回数制限をしるということか。	法第69条第4号及び第5号における入場回数制限、法第68条第1項の本人・家族等の申出による利用制限措置の考え方については、法第69条第4号及び第5号における入場回数制限が、日本人及び本邦内に住居を有する外国人を対象として、一律に入場回数を制限しているのに対し、法第68条第1項の本人・家族等の申出による利用制限措置は、依存防止を徹底するために、一律の規制に加えて、個別の事情に応じた対応をカジノ事業者に義務付けたものです。国内にある他の事業者との関係・調整については、カジノ事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等に関し、相互に連携を図りながら協力すること(法第113条)や、依存防止規程に従って講ずる措置に関し、カジノ事業者間で相互に連携を図りながら協力するほか、同措置の水準の向上に努めること(施行規則第49条第5号)が求められています。また、カジノ事業者が講じた措置については、法第68条第1項の規定により、カジノ管理委員会に報告することが義務付けられています。	
454	施行規則案第44条第1項第3号・第4号で家族その他の関係者が申し出た場合、施行規則案第44条第3項第5号で当該者に弁明の機会を与えることとなっているが、同意が必要でないとも読めるが、同意が必要ではないか。	家族その他の関係者による利用制限措置の申出が行われた場合には、原則は本人の同意を求めることとしておりますが、同意が得られなかったとしても、カジノ事業者は、当該措置を講ずるに当たっては、必要に応じてギャンブル等依存症の専門家の助言を受け、対象者のカジノ施設の利用状況、ギャンブル等依存症問題等に関する情報等適切な判断に必要な情報を収集し(施行規則第44条第3項第3号)、入場者に弁明の機会を付与(施行規則第44条第3項第5号)するなど、他の公営競技を参考としつつ、慎重な手続を経ることとされています。なお、これらの効果的な運用の在り方については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。	

455	入場者やその家族の申し出による入場制限は、入場制限措置開始後1年を経過すれば本人の希望により入場制限を終了することができ、依存症予防は期待できない。	施行規則においては、本人・家族等の申し出による利用制限措置の実施期間を最低1年以上とし（施行規則第44条第2項第3号、第3項第4号）、その期間は入場制限措置を終了できず（施行規則第44条第2項第5号、第3項第8号）、また、家族等の申し出による場合は、カジノ事業者が措置の対象者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために当該措置を継続する必要がないと認めるときでない措置を終了できない（施行規則第44条第3項第8号）ものとしています。また、その判断に当たり、カジノ事業者は、必要に応じてギャンブル等依存症の専門家からの助言を受け、対象者のギャンブル等依存症問題に関する情報等を収集する必要があります（施行規則第44条第3項第9号）。それ以外にも、法ではカジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置（法第68条第1項第2号）等を、施行規則ではのめりこみ防止のための措置（施行規則第56条第1項第4号）を定めており、入場制限が終了した者に対して依存症防止のために必要な対応をとることが可能です。
456	施行規則案第44条第3項は、カジノ事業者ではなく、政府が責任を負うべき事項である。その旨の規定を置くべき。	
457	施行規則案第44条について、家族等の申し出及びカジノ事業者によりカジノ施設の利用制限措置を図ろうとした際に、対象者本人から異議の申立てなどがなされ、医師・カウンセラー等の第三者の意見をj得て説得したにもかかわらず、本人が権利を主張し、拒否した場合など、カジノ事業者と対象者本人との間で解決が図られないような場合には、カジノ管理委員会に規則上判断権限を与え、カジノ管理委員会が最終判断し、その可否を決める仕組みの方がより適切ではないのか。	特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月4日）において、本人・家族申告による利用制限措置を事業者に義務付けるべきとされ、これを受けて、法第68条第1項第1号において、家族等の申し出による利用制限措置を講じるのはカジノ事業者の義務とされていることから、施行規則については原案が適当と考えていますが、カジノ管理委員会としては、カジノ事業者の免許申請時に、事業者が作成する依存防止規程が依存防止の観点から十分なものとして認められるか審査する（法第41条第1項第13号）とともに、事業者から実施状況や自己評価結果等の報告を受ける（法第68条第1項、第5項、第6項）ほか、毎年の監査（法第196条）や必要に応じた報告徴収（法197条第1項）等により監督するなど、事業者による依存防止措置を徹底してまいります。
458	利用制限リストへの掲載、利用制限リストへの掲載期間の延長、利用制限リストからの削除等、ギャンブル依存防止のための利用制限措置対象者リストの管理は、本来、規制当局又は国が責任を負うべきものである。カジノ管理委員会がそのような責任を負うことを意図しているのか、また、カジノ管理委員会としてどのような措置を取る意向かについて、施行規則案で明確にすべき。	
459	Ambassador制度を導入すべき。カジノ場を定期的に、見回り、依存症になりそうな方を早く見つけて、カウンセリングを始めることが重要。	法第68条第1項第2号、施行規則第45条第1項、同条第2項では、カジノ事業者は、カジノ施設における顧客の言動や顧客のカジノ施設の利用状況に照らし、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者の発見に努め、その者の状況に応じて、カジノ施設からの退場を促す措置又は休憩を促す措置、また、状況に応じて法第68条第1項第1号の申し出を勧奨する措置、カジノ施設の利用に関する相談を勧奨する措置等を講ずるものとされ、また、法第68条第2項第1号において、これらの措置を的確に実施するための従業員に対する教育訓練の実施が義務付けられています。カジノ事業者は、この具体的な体制、手続、教育訓練について、依存防止規程で定め、カジノ管理委員会としては、カジノ事業者の免許申請時に、事業者が作成する依存防止規程が依存防止の観点から十分なものとして認められるか審査する（法第41条第1項第13号）とともに、事業者から実施状況や自己評価結果等の報告を受ける（法第68条第1項、第5項、第6項）ほか、毎年の監査（法第196条）や必要に応じた報告徴収（法197条第1項）等により監督するなど、事業者による依存防止措置を徹底してまいります。
460	施行規則案第45条第1項は、カジノ事業者がカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる「者の『発見』に努める」ことを求めている。当該文言を、「・・・者との対話に努める」又は「・・・者の行動の監視に努める」等とし、ギャンブルの弊害を示唆する行動に照準をあてる規定とすべき。	当該規定の目的は、カジノ行為への依存防止の観点からカジノ施設を利用させることが不適切である者を適切に排除することであり、御指摘のような行為等も念頭に置いた規定であることから、原案が適当と考えています。
461	施行規則案第45条第1項における顧客の言動の検証は、主観的なものであって、最大限の訓練をしたとしても、一律に実施することは不可能。「発見する」義務ではなく、問題あるカジノ行為であることをうかがわせる顧客の行動を「エンゲージする」又は「観察することの訓練をする」旨の義務に変更する文言を追加すべき。	なお、当該措置の具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
462	施行規則案第46条第1項ハについて、「カジノ施設の所在する特定複合観光施設区域内であってカジノ行為区画外」に設置する「室」は、カジノ行為区画とは別の区画に設置される「室」であるが、この「室」をカジノ行為区画に隣接する場所に設置し、カジノ行為区画外から入室でき（但し、（カジノ行為区画内で従事するカジノ事業者の従業員を除き）当該「室」に入室できてもそのままカジノ行為区画内へは入室できない動線、構造とする）、かつ、カジノ行為区画内からも入室できる設計とした場合（但し、（カジノ行為区画内で従事するカジノ事業者の従業員を除き）カジノ行為区画内から当該「室」に入室できてもそのままカジノ行為区画外へは退場できない動線、構造とする）、この1室だけを設置することをもって同規定に基づく「室」の設置義務を満たすことになるか確認したい。	施行規則第46条第1号ハについては、入場者からの相談に速やかに対応できるようにするとともに、入場していない者がカジノ行為区画内に入場しなくても相談できるようにするために、室をカジノ行為区画内と区画外に設けることを義務付けたものです。御指摘の「室」については、その趣旨を没却するものでない限り、カジノ施設の内部が外部から容易に見通すことを防ぐ等の施行規則に定める構造設備基準を満たすことで実現可能であると考えますが、いずれにしても、カジノ施設の個別具体的な設計を踏まえて判断することとなります。
463	依存症対策が不十分です。相談対応体制の整備だけでなく、依存症研究と依存症ケア施設への一定以上の出資を義務付けるべきです。	依存症研究と依存症ケア施設への一定以上の出資を、法律の委任なく、施行規則でカジノ事業者に義務付けることはできません。なお、カジノ事業者は、国及び認定都道府県等に対し、納付金を納付することが既に法において義務付けられており（法第192条第1項、第193条第1項）、この納付金は、依存防止対策を始め、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための施策に必要な経費に充てることとされています。また、入場料についても、幅広く公益に用いられることとなります。さらに、カジノ事業者に対し、施行規則第46条第2号において、ギャンブル等依存症対策関連機関等（医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センター、民間団体等）と連携協力を図ることを定めるほか、第47条において、国又は地方公共団体が実施するギャンブル等依存症の予防等のために必要な施策に協力することを定めています。

464	入場者が、カジノ行為区画における滞在制限時間を確認できるようにしなければならないとあるが、個人々人に対してそのような対策を行う必要があるのか、それとも一般的な対策（例えば、目立つように時計を掲示する等）で十分であるのか明確にして頂きたい。入場者に対し、その求めに応じて、当該入場者の「カジノ行為に関する使用金額及び利用時間」に関する情報の提供も求められているが、これについても個人ベースなのか又は合計ベースなのかを明確にして頂きたい。	施行規則第54条第1項第8号の措置は、入場者ごとにとる必要があります。また、「個人ベース」及び「合計ベース」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、情報提供に関する規定は、当該情報提供を求める入場者がいた場合に、その者の「カジノ行為に関する使用金額及び利用時間」について情報提供を行っていただくことを念頭においています。
465	施行規則案第46条第1項第5号の「使用金額」とは、入場後チップに交換した金額という理解でよいか。また、この処置はMNC入場者のみという判断でよいか。	入場者の求めに応じて提供すべき「カジノ行為に関する使用金額」の情報は、カジノ行為による勝ち金額や負け金額も含まれるものと考えており、入場者が入場後にチップに交換した金額に限られません。また、情報提供の対象となり得る入場者は、個人番号カード（マイナンバーカード）による入場者に限られず、全ての入場者が対象となります。
466	施行規則案第46条第1項第5号について「入場者に対して、その求めに応じて、当該入場者のカジノ行為に関する使用金額及び利用時間に関する情報を提供する」との努力義務を履行するためには、ロイヤリティプログラム等を活用すべき。なお、この場合においてもテーブルゲームでのカジノ行為の捕捉は困難。	御指摘の「ロイヤリティプログラム等」の具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、「カジノ行為に関する使用金額及び利用時間」の情報提供の方法として、例えば会員制度等の活用はあり得るものと考えます。なお、テーブルゲームの取扱いを含め、講じられるべき措置については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
467	施行規則案第46条第1項第5号に定める情報は、顧客がカジノのロイヤリティカードを用いてカジノ行為を行っている場合か、カジノ事業者が直接に監視して算定することができるレベルにおいてのみ提供することができる。カジノ事業者が「ロイヤリティカードの情報に基づきかかる情報を収集しているとき」にのみ、カジノ事業者がかかる情報を提供する義務を負う文言に修正すべき。	御指摘の「ロイヤリティカード」の具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、「カジノ行為に関する使用金額及び利用時間」の情報提供の方法として、例えば会員制度等の活用はあり得るものと考えます。しかし、情報提供の方法はこれに限られないため、原案が適切と考えています。
468	施行規則案第48条に定める報告の期限を、3か月以内から4か月以内に変更すべき。	施行規則第48条は、三月以内に評価を実施する旨を規定しており、報告期限を規定するものではありません。その上で、評価を行ったときは法において遅滞なく届け出なければならないとされているため、原案が適切と考えています。
469	施行規則案第49条第1項第5号について、自己排除、家族排除、その他依存症の悪影響の恐れがあるものの排除に関するカジノ事業者間の相互の連携や協力は、具体的にどこまで行うべきか。	カジノ事業者間の相互の連携や協力の在り方については、その適切な運用について、今後検討してまいります。
2. マネー・ローンダリング対策		
(1) 取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置		
470	「取引時確認をした事項に変更があった顧客は、その旨を届け出」とする約款を規定するだけでは、顧客が取引時確認をした事項の変更を届けさせることの実効性を担保できるのか。この点について、今後具体的な運用等を検討しているのであれば、運用方法について公表等を検討してほしい。	「取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」としてカジノ事業者が講じべき内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
471	施行規則案第101条に定める報告の期限を、3か月以内から4か月以内に変更すべき。	施行規則第101条は、三月以内に評価を実施する旨を規定しており、報告期限を規定するものではありません。その上で、評価を行ったときは法において遅滞なく届け出なければならないとされているため、原案が適切と考えています。
472	第101条は、「毎事業年度の終了後三月以内」に、法第103条第1項第3号の取引時確認等の措置等に関する評価を実施することと規定するが、これは事業者による各種措置評価手続を事業年度終了から三か月以内に終了させる必要があるか否か明らかにすべき。	毎事業年度の終了後三月以内に評価を実施し終了させる必要があります。
473	免許の申請における添付書類とされている犯罪収益移転防止規程について、米国でのIR事業等のグローバルスタンダードから乖離し、事業者にとって過度な負担を生じさせることがないようにすべき。	
474	犯罪収益移転の危険性の程度の評価・分析について、どの程度の粒度で危険性を評価・分析することを求めるのかの運用面も含め、米国等のIRのグローバルスタンダードでの規制と異なることで、事業者にとって過度な負担を生じさせることがないようにすべき。また、カジノ事業者は、金融庁管轄のもとでAML対策をしている金融機関ではないので、金融機関と同様の顧客管理、記録保存、リスク分析等のAML対応を求めるのは過度な負担となる。事業実体に応じた基準の提示をお願いしたい。	御指摘の「米国でのIR事業等のグローバルスタンダード」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、カジノ事業におけるマネー・ローンダリング対策については、FATF勧告に適切に対応するため、諸外国の規制等も踏まえつつ、必要かつ厳格な措置を講じることを求めているものです。
475	施行規則案第102条第1項第2号の「顧客による犯罪による収益の移転の危険性の程度を評価する」とは、顧客毎にリスク格付を事業者側で実施・付与し管理する運用を想定しているのか。	貴見のとおりです。施行規則第102条第1項第1号の規定に基づき特定した自らが行う取引のリスクを勘案し、顧客の取引時確認等を通じて作成した記録を継続的に精査して、リスクが高いと思われる顧客を特定することを想定しています。
476	取引時確認の措置等を行うに際して必要な情報の収集について、取引銀行（例えば、特定資金移動業務においてカジノ事業者が金銭を移動させる際に仲介する銀行や、カジノ事業者に対して融資等を行う銀行等）から情報を収集することが必要となるのか、取引銀行はカジノ事業者からの当該情報の提供に関する要請があった場合に当該情報を提供する法的義務を負うかどうか、また「必要な情報」の内容を明らかにすべき。	施行規則第102条第1項第3号の規定に基づきカジノ事業者が収集すべき情報については、いずれの先から収集するかも含めて、顧客のリスク等を勘案し、カジノ事業者において個別具体的に判断されることとなりますが、収集が求められる「必要な情報」としては、取引時確認の際に申告を受けた職業の真偽を確認するために必要な情報、外国PEPsであるか否かの情報などがあります。いずれにせよ、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。また、同号の措置は、カジノ事業者に求められる措置であり、金融機関に対する法的義務を規定するものではありません。
477	施行規則案第102条第1項第4号について、犯罪収益移転防止法施行規則第27条第3号引用箇所は、事業者が高リスク地域を特定し、管理することを想定しているのか。	施行規則第102条第1項第4号において引用する犯罪収益移転防止法施行規則第27条第1項第3号に規定する取引は、外国PEPsとの取引等犯罪収益移転防止法令に規定の高リスク取引のほか、犯罪収益移転防止法第3条第3項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してカジノ事業者がリスクが高いと認めた取引が該当することとなります。
478	「取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な能力を有する者」の定義を明確化してほしい。	「必要な能力を有する者」とは、犯罪収益移転防止法第3条第3項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、例えば、取引時確認等の措置等を的確に行う能力を身に付ける素養のある者が考えられますが、具体的には今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
479	取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置について、今後の法規制整備の中で、金融機関に対して主体的に求められる調査義務、カジノ事業者への情報提供義務の範囲の明確化を検討してほしい。	取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置は、カジノ事業者に求められる措置であり、金融機関に対する法的義務を規定するものではありません。

(2) チップの譲渡等の防止のための措置等		
480	家族や大きなグループがチップを共有して楽しむことができるよう、顧客同士によるチップの交換を認めて頂きたい。	法第175条第1項において、チップを他人（自己と生計を一にする配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）及びカジノ事業者を除く）に譲渡等することが禁止されています。
481	法に定められたチップの譲渡・持出しの禁止は厳しすぎる。	チップの譲渡等及び持出し禁止は、法律事項のため、施行規則で緩和することはできません。
482	ケージでの清算中に再賦課及び再々賦課基準時を越えてしまう可能性があるところ、現金に換えるのはカジノ行為区画外で行うことも可能と考えてよいか。	チップの持出し禁止は、法律事項のため、施行規則で対応することはできません。
483	一定額以下のチップについては、カジノ行為区画外への持出しを許容すべき。	
484	一定の少額チップの持ち出し厳格に規制する意味や価値はない。柔軟な法の適用があってもよい。	
485	パウチャーをチップと別に定義し、持ち出しを制限しない施行規則案に改めるべき	パウチャーは、法第73条第6項に規定する「チップ」に該当します。また、チップの持出し禁止は、法律事項のため、施行規則で対応することはできません。
486	顧客がチップ持ち出しをした場合の罰則を厳格にし、AMLの観点でチップ持ち出し禁止との施行規則案の実効性を担保すべき。	チップをカジノ行為区画外に持ち出した顧客については、法第239条第2項第2号により、1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています。
487	チップを顧客が外に持ち出した場合の措置、当該顧客が将来再度来訪し、持ち出したチップを利用した場合の措置を規定すべき。	チップをカジノ行為区画外に持ち出した顧客については、法第239条第2項第2号により、1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされており、カジノ事業者がチップをカジノ行為区画外に持ち出した顧客を発見した場合は、警察への通報といった所要の措置が求められることとなります。
488	入退場者がIR施設の他のエリアに行くことを望む場合に当該入場者がチップを入れておく貸金庫を提供することについて、明示的に許容してほしい。	チップを消費寄託の形態で一時的預かりする場合は、特定資金受入業務として認められます。一方で、チップを現物として預かる場合には、預かりの期間、金額、本人確認の方法等、具体的な運用の方法をカジノ管理委員会において審査し、適切なものであれば認められることとなります。
489	カジノ事業者は顧客と他人の間でのチップの譲渡や、カジノ行為区画の外への持ち出しを防止するために合理的な努力を行ったにもかかわらず、顧客が他人との間でチップの譲渡を行った、もしくはカジノ行為区画からチップを持ち出した場合、カジノ事業者は責任を負わないことを保証してほしい。このような行為を抑止するために、チップの譲渡等を刑事犯罪と定めるべき。	カジノ事業者には、施行規則第103条に規定するチップの譲渡等の防止のための措置が義務付けられており、当該義務の履行が不十分な場合においては、法第204条により行政処分が科せられることがあります。なお、「合理的な努力」の具体的内容は、譲渡の行われる状況等によって様々な場合があると考えられるため、あらかじめ責任を負わない旨を保証することはできません。また、チップを譲渡等又はカジノ行為区画外へ持ち出した顧客については、法第239条第2項第2号により、1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています。
490	チップ譲渡やマネーロンダリング規制についても、監視カメラに頼るのみで実効性のある対策ではない。	監視カメラによる監視については、状況を記録することに加え、不正行為を抑止する効果もあり必要な措置と考えています。カジノ事業者におけるマネー・ロンダリング対策については、法により犯罪収益移転防止法の規制対象にカジノ事業者を追加する改正を行い、取引時確認等の義務付けを行っているほか、同法の枠組みへの上乗せとして、犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、これをカジノ管理委員会が審査すること、100万円超の現金取引の届出を義務付けること、他人へのチップの譲渡やカジノ行為区画外への持出しを禁止すること等の重層的な規制を講じており、さらにこの実施状況については、カジノ管理委員会が厳正に監督することによって、十分に実効性が確保されると考えています。
491	チップの譲渡を防ぐための巡回及び監視カメラによる監視、チップのカジノ行為区画外への持出しを防ぐための巡回及び監視カメラによる監視及び退場者の自己申告、努力義務である電子チップ等の「先進的な技術」の導入では、その他の規制と合わせてもマネー・ロンダリングを防ぐことは不可能であり対策として不十分。	カジノ事業者におけるマネー・ロンダリング対策については、御指摘の規定以外に、法により犯罪収益移転防止法の規制対象にカジノ事業者を追加する改正を行い、取引時確認等の義務付けを行っているほか、同法の枠組みへの上乗せとして、犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、これをカジノ管理委員会が審査すること、100万円超の現金取引の届出を義務付けること、他人へのチップの譲渡やカジノ行為区画外への持出しを禁止すること等の重層的な規制を講じており、さらにこの実施状況については、カジノ管理委員会が厳正に監督することによって、十分に実効性が確保されると考えています。
492	マネーロンダリング対策について、巡回及びカメラによる監視しか規定しておらず、電子チップ等の導入は努力義務に留めており、マネーロンダリングを防ぐことは不可能。	カジノ事業者におけるマネー・ロンダリング対策については、御指摘の規定以外に、法により犯罪収益移転防止法の規制対象にカジノ事業者を追加する改正を行い、取引時確認等の義務付けを行っているほか、同法の枠組みへの上乗せとして、犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、これをカジノ管理委員会が審査すること、100万円超の現金取引の届出を義務付けること、他人へのチップの譲渡やカジノ行為区画外への持出しを禁止すること等の重層的な規制を講じており、さらにこの実施状況については、カジノ管理委員会が厳正に監督することによって、十分に実効性が確保されると考えています。
493	第103条第1項第2号の「必要に応じて」がかかる範囲を明確にすべき。	「当該カジノ事業者以外の者が他人であるかどうかを確認する」にかかります。
494	チップ譲渡禁止の例外について、同性の事実婚なども例外に該当する。自己申告で足りるか明らかにすべき。	施行規則第103条第1項第2号に規定する「他人であるかどうかを確認」する方法については、カジノ事業者は、本人確認書類の提示を受け、事情を確認するなどにより、本人の関係性について十分に確認することが求められます。
495	チップの譲渡または譲受が発見された場合、当事者同士が「他人」か否かの確認手法を明示されるべき。	
496	一定の措置を講じた場合には各当事者の本人特定事項、措置の対象となった行為の概要及び当該行為の内容について記録を作成しこれを3年間保存しなければならない義務が課されているが、チップの譲渡及び持ち出し等の行為が禁止されていることを告げ、及びそれらの行為を制止した場合のすべてについて、上記記録・保存作業を実施することは事業運営に過度の負担となる。記録・保存作業の対象となる行為については、当該行為の禁止を告げ、及びそれらの行為を制止したにもかかわらず、当該行為を試みようとした場合で、かつ、一定の金額以上の行為とするなどの限定が図られるべき。	施行規則第103条第1項第3号及び同条第2項第4号に規定する記録の作成・保存義務については、カジノ事業の監督上の必要性から、同条第1項第2号及び同条第2項第3号に係る措置を講じた場合について求めることとしており、原案が適当と考えています。
497	施行規則案第103条に基づき、防犯カメラによるパトロール・監視を行ったとしても、チップの大きさを考慮すると、入場者がチップを保有しているかの判断をすることは困難である。パウチャースリップが法第73条第6項におけるチップに該当し同様に施行規則案第103条の規制の対象となる場合、見つけるのは一層困難である。入場者からチップを保有していない誓約を得、それに反する証拠がない限りは当該誓約に合理的に依拠することができる应考虑すべき。	監視カメラによる監視については、状況を記録することに加え、不正行為を抑止する効果もあり必要な措置と考えていることから、原案が適当と考えています。なお、当該義務の履行が不十分な場合においては、法第204条により行政処分が科せられることがあります。
498	チップ持出について、最善の措置をしたにも拘わらず見逃してしまった場合は、罰則規定等はないとの理解で良いか。	カジノ事業者には、施行規則第103条に規定するチップの譲渡等の防止のための措置が義務付けられていることから当該義務の履行が不十分な場合においては、法第204条により行政処分が科せられることがあります。なお、カジノ事業者への行政処分の適用については、個別具体的な状況に応じて検討されることとなります。

499	チップの持出しが可能になることはマネロリスクが非常に高くなる要因であるため厳格な管理が必要と思われるが、約款に規定する以外でどのような具体的対応を求めているのか明らかにすべき。	チップの持出し防止措置については、施行規則第103条第2項において、巡回及び監視カメラによる監視に加えて、顧客からチップの持出しの有無を申告させることなどを規定しています。
500	チップの持出しについて、約款による禁止等で足りると整理し、顧客による申告を省略する方がより合理的	
501	第103条第2項第2号は顧客がカジノ行為区域外へ退場する際に（同時になされる退出時間管理と共に）カジノ行為区域外へのチップの持出しの有無について顧客に申告させることを規定するが、かかる措置は、事業者・顧客双方に実務的に大きな負担がかかる。約款による注意喚起や掲示等による注意喚起が合理的かつ十分と判断されることから、注意喚起のみで足りると整理をすべき。	顧客からチップの持出しの有無を申告させることとした趣旨は、チップの持出しが法で禁止されていることを顧客に認識させることで持出しを抑制するなどの効果が考えられるからであり、原案が適当と考えています。
502	第103条第2項第1号について、「チップをカジノ行為区域の外に持ち出そうとする顧客を発見するため、巡回及び監視カメラによる監視を行うこと」とあるがおよそ意味の無い規定であり削除するべき。	監視カメラによる監視については、状況を記録することに加え、不正行為を抑制する効果もあり必要な措置と考えていることから、原案が適当と考えています。
503	チップの持ち出し有無の申告方法を明らかにすべき（口頭等を含むのか）。	施行規則第103条第2項第2号に規定するチップの持出しの有無の申告方法については、例えば、退場時の本人確認の際に、タッチパネルで申告させる方法などが考えられますが、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
504	チップの譲渡等の防止のための措置として先進的な技術の導入に努めなければならない旨規定されているが、当該規定があくまでも努力規定であることを確認したい。	貴見のとおりです。
505	海外ではチップにICチップを埋め込み、持出をされたとしても本人以外換金できないように対策をしており、監視カメラ等での監視や顧客申告では防ぎきれないと思われるが、海外事例を参考に規定として導入はする予定等はあるか。	チップの持出し防止措置については、施行規則第103条第2項及び第3項において、巡回及び監視カメラによる監視や顧客からの申告に加えて、努力義務として先進的な技術の導入を規定していますが、その他の措置については、今後の技術の開発状況等を踏まえ、引き続き検討してまいります。
506	チップの譲渡や持出しを発見するため、先進的な技術の導入に努める義務を定める施行規則案第103条第3項は明確性を欠くものであり、カジノ事業者に過度な負担を課すおそれがあるため、同項を削除すべき。仮に同項の規定が残る場合であっても、カジノ事業者は、経済的或いは実務的に過度の負担となりうる場合まで、先進的な技術導入を求められるものではないこととすべき。	施行規則第103条第3項において、先進的な技術の導入を努力義務として規定した趣旨は、今後の技術の開発状況を踏まえ、事業者の判断において先進的な技術が導入されることを期待してのものであり、カジノ事業者に過度の負担を求めるものではないことから、原案が適当と考えています。
507	第103条及び第104条で規定されている巡回・監視、顧客への申告要請等の防止策、チップの譲渡等の禁止の表示を履践することまでが、事業者の責務であることを明確にすべき。	チップの譲渡等及び持出し防止措置については、施行規則第103条及び第104条において、巡回及び監視カメラによる監視に加えて、顧客からチップの持出しの有無を申告させることやチップの譲渡等を禁止する旨の表示を行うことなどを規定しており、カジノ事業者は、これらの措置を講じることが求められます。また、当該義務の履行が不十分な場合においては、法第204条により行政処分が科せられることがあります。
(3) 100万円超の現金取引の届出		
508	無駄に1営業日当たりの取引金額（別記第三十一号様式4（1））が100万円を超えれば、それだけで「現金取引の届出」（第111条）の対象となってしまうのではないか。監視対象とすべきでない大量の顧客が、職業や勤務先情報を含めカジノ管理委員会に届出られるのは不適切	現金取引の届出については、法第109条及び施行令第16条により、100万円を超える現金の受払いをするものを行ったときは、遅滞なく、当該取引の内容、金額その他施行規則で定める事項をカジノ管理委員会に届け出なければならないとされています。
509	第110条第2項及び別記31号様式について、様式の3(3)、4(1)と（記載上の注意）9、10の関係がわかりにくいので整理して修正すべき。3(3)の種別ごと、営業日ごとに100万円を超える現金の受払いがあった場合、別々の届出をすることだと理解しているが、このとき3(3)のイからへのいずれか一について4(1)の内訳とは何か。（トなら景品類の種類が複数の場合、その内訳を種別ごとに示すことになると思いますか）	現金取引の届出は、現金の受入れをする取引又は現金の払戻しをする取引の1営業日当たりの合計金額が、施行令第16条第2項で定める額を超えるものについて、取引の内訳も含めて行うこととなります。なお、いただいた御指摘等を踏まえ、別記第三十一号様式について修正をしています。
(4) その他		
510	カジノを行う場合には現金で行ってなく、別物で行っていて、勝負で勝った場合には別物から現金に換金している形になっているが、現金から別物に変える際に多額の現金の場合には証明書を提出して頂く形を取るべき。カジノにおいて、怪しいかどうか判断基準はクレジットカードか日本で言うマイナンバーカード（ID）で確認を行うべき。	法では、犯罪収益移転防止法の規制対象にカジノ事業者を追加する改正を行っており、カジノ事業者が顧客と30万円超のチップ交付等取引などの特定取引等を行う際は、同法令に規定する方法により取引時確認を行う必要があります。
511	カジノ場内にて取引時確認を実施する時期、具体的な実施方法について施行規則案内では特段触れられていないが、今後事業者が犯罪収益移転防止法を踏まえて各自設定することか。	
512	現金によるカジノ行為を行う場合、現金の授受やバウチャーの換金はチップの授受と同等とみなして、30万円超の場合は取引時確認を実施されるべきと思われる。施行規則案等にて取引時確認の必要性について明記するべき。	
513	カジノ事業者が遵守すべき法令等にはどのようなものがあるかを明記すべき。マネロン対策に関して、カジノ事業者が犯罪収益移転防止法・外為法の遵守、金融庁のマネロンガイドラインに則った対応を行うよう規制を用意すべき。	カジノ事業者におけるマネー・ロンダリング対策については、法により犯罪収益移転防止法の規制対象にカジノ事業者を追加する改正を行い、取引時確認等の義務付けを行っています。また、同法の枠組みへの上乗せとして、犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、これをカジノ管理委員会が審査することとしており、法第103条や施行規則第102条に規定するリスクベースアプローチに係る措置についても、当該審査の対象として、実効性ある措置を求めることとしています。なお、法において、カジノ事業者に対する外為法の適用除外は規定されておらず、カジノ事業者は同法も適切に遵守する必要があります。

4. カジノ関連機器等に関する事項		
1. カジノ関連機器等の種別及び用途、技術規格・型式検定、技術基準・自己確認		
(1) カジノ関連機器等の種別、用途及び機能		
514	7条1項-2について、電子テーブルゲームシステムを「乱数をカジノ行為の結果の決定の為の偶然的な事情として利用するカジノ行為であって、第三条第三項第一号から第九号までに掲げる種類のカジノ行為（中略）以外のものに使用されるように設計された機器等」と定めているが、電子テーブルゲームシステムには乱数をカジノ行為の結果の決定の為に利用するもの他、物理法則により発生する偶然的な事象を利用するゲーム（例：デジタル化していない機械式のルーレット、シックボーンなど）も世界の主要なカジノ市場で導入が多数行われているゲームである。本規則の記述は、その様なゲームの日本への導入を妨げるものとなっている。	施行規則別表第三の第一の20の十三において、御指摘のような場合の乱数発生装置についても規定しており、原案で対応することが可能です。
515	規則第7条第1項第5号における「一体的に」の意味するところを明確にしてください。	プログレッシブシステムで完結する範囲内で施行規則第7条第1項第5号の表下欄に記載する機能を備えることを意味します。勝金の支払いのために、電子ゲームシステムのクレジットメーターや表示、プリンターを利用することも含まれます。
516	以下のとおり規則を修正すべき。 第一章総則 第七条 一項 六の項下欄（トランプシャッフルの機能） [追記] 当該トランプの数字及び文字並びにスーツの読み取り機能、且つ、並べ替えデッキ数に応じた組み合わせの確認機能を有すること。 七の項下欄（電子ディーリングシューの機能） [追記] 且つ、ラウンド開始からラウンド終了まで、回収されたトランプを即時に配布時の読み取りと照合する機能を有すること。 二項 四の項下欄（プリシャッフルマルチデッキの機能） [追記] 当該トランプの数字及び文字並びにスーツの読み取り機能、且つ、並べ替えデッキ数に応じた組み合わせの確認機能を有すること。 五の項全欄（ディーリングシュー） [全欄削除] [条文追加] トランプメーカーと機器機材メーカーとの間に資本関係があってはならない。 [追記]、[削除] 及び [条文追加] の修正の理由として、カジノ事業者とプレイヤー及びプレイヤーとプレイヤーのフェアプレイを証明するため。	トランプシャッフル、電子ディーリングシュー及びプリシャッフルマルチデッキの追記案については、諸外国の規定等においても必須のものとして定められておらず、ディーリングシューについては、カジノ関連機器等として必要な技術上の基準を定める必要があることから、それぞれ原案が適当と考えています。 また、条文追加案について、カジノ関連機器等製造業者等の適格性については、法第145条に規定される許可の基準等に基づき厳格に審査することとしていますので、原案が適当と考えています。
517	7条1項-6乃至8について、RFID内蔵チップなど「電子チップ」に関する記載がないが、電子チップやチップを光学的に読み込む機能を有した電子テーブルの導入は想定しているのか。	御指摘の「電子チップ」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、テーブルゲーム用チップにRFIDを内蔵することは施行規則上否定されておりません。 また、テーブルはカジノ関連機器等に含まれるものではありませんので、御指摘のような機能を有したテーブルの導入についてはカジノ事業者において判断されるものと考えています。
518	7条2項について、ルーレットのゲーム上で利用する、カラーチップに相当する非電磁的カジノ関連機器等の定めを置くべき。	法第73条第6項のとおり、チップはカジノ行為において得喪を争う金銭の額に相当する価値を有するものであり、その一つをテーブルゲーム用チップとして施行規則第7条第2項第1号に規定しています。ルーレットで使用されるカラーチップは、このテーブルゲーム用チップに含まれています。
(2) 電磁的カジノ関連機器等の技術規格		
519	別表第三第1条第1号の三について、どのような証拠が残るものとすべきか不明。扉や鍵をピッキングした証拠のどこか。或いは、扉を開けた（又は開けようとした）ことを示すシステムログか。これが物理的証拠かログか、又はその両方を明記する文言を含めるべき。	御質問の施行規則別表第三の第一の1の三では、扉、筐体、扉の鍵に物理的な破壊行為等が行われた場合、その痕跡が明確に残ることを規定しています。また、同1の四において、扉を開けたことを検知しログを残すシステムを規定しています。 これにより御指摘のソフトとハード両面での対応を求めていますので、原案が適当と考えています。
520	別表第三 第一 2の五の1の四の扉アクセスシステムに関して、「扉アクセス検知システムを制御する電子装置等」に書き換えることを推奨	当該規定は、ロジックエリア内に配線のすべてを格納することを義務付けるものではありません。なお、ケーブル類については、同15において規定しており、ロジックエリア内に配線するものについては、適切に固定すること、それ以外のケーブルについては、顧客が触れることがないように設置することを規定しています。 ロジックエリア内に配線を含めたシステムの全てを格納する必要があるとの誤解を招かないよう、規定の解釈については、今後、運用において対応してまいります。
521	完全性の検証以外にも総括的な認証が行われるため、第一 4の三では「重要制御プログラムの認証」と置き換えることを推奨	御指摘のとおり、検証に加えて認証として行うチェックもあると認識しています。 規定の解釈については、今後、運用において対応してまいります。
522	記憶装置がティルト状態となるように読めるため、第一 4の四ではPSDの規格に限り、PSDの認証関連は4とは別に持つことを推奨	ティルトについては同1の五において定義しており、その対象がゲーミング機器であることが明らかですので、原案が適当と考えています。
523	第一 4の七のロでは4の四と同様で、電子ゲームシステムがティルト状態になることを指定しなければならない。	
524	第一 5の二ではクリア後に初期設定に戻らなければならない旨が必要。 また、クリアも多くの意味を持つ言葉なので「メモリをクリアする手順」に書き換えることを推奨	御指摘の点については、施行規則に係る詳細な仕様ですので、今後、運用において対応してまいります。 なお、クリアの対象については、当該規定の柱書において重要メモリーであることが明らかであるため、原案が適当と考えています。
525	別表第三第1条第6号の二について、この制限が「個々のカジノ行為」に適用されるものであり、「ある顧客がカジノ施設にいる間ずっと」適用されるものではないという点でよいか。また、この制限は、「紙幣」についてのみ適用され、パウチャーには適用されるものではないと想定しているが、この点を本条において明確化してほしい。	貴見のとおりです。また、同規定において、対象を「紙幣」と明記しているため、原案が適当と考えています。

526	ゲーミング機の30万円という限度額は、業界標準からすると極めて低く、世界中から訪れるVIP顧客の誘致を大きく妨げるものとなり、日本IRの国際競争力を抑制することとなる。ゲーミング機の設置場所に応じて限度額を段階的に変化させる仕組みを導入すべき	
527	別表第三第一六二、第一八三及び第九三二について、Ticket In,Ticket Outシステムを利用する顧客は30万円より高い上限額を設定すべき。	電磁的カジノ関連機器等への現金の投入は、チップの付与取引に該当するところ、30万円超のチップの付与取引は、犯罪収益移転防止法上、取引時確認が必要な特定取引とされていることから、これを踏まえ、30万円という閾値を設定しているものです。なお、FATF勧告上、カジノについては、顧客が3,000ドル/ユーロ以上の金融取引に従事する場合に顧客管理を行うことが求められており、上記の30万円という閾値は、同勧告を踏まえたものとなっています。
528	別表第一 「カジノ行為の方法 第三条第一項関係」 第九 パウチャー払戻機の「パウチャーの価額の累積額がパウチャーと引き換えに現金の交付を行うまでの間に30万円を超える場合は、受け入れないこと」という条項は、ハイリミットのプレイに対して非常に制限的な規定。ハイリミット/VIP用機器に対する制限と通常用機器に対する制限の2種類の制限を設けることを検討すべき。	
529	別表第三第1条第7号の六について、ビルバリデーターが日本円やパウチャー等の認められたもののみを受け入れるよう設定すること及びビルバリデーターが機器に挿入された異物を検出又は記録する必要がないことを規定すべき。	施行規則別表第三の第一の7の二のイにおいて、ビルバリデーターは紙幣等の検証を行い、偽造されたものであった場合や適切に検証できなかった場合は受け入れないことを規定しています。また、同7の六において異物の挿入や不正行為があったときその行為を検出する機能は規定していますが、異物そのものを検出や記録することは求めておりませんので、原案が適当と考えています。
530	別表第三 第一 電子ゲームシステムについて 8三 ティルト状態の目的はあくまでも不正等の確認作業であり、自民党税制大綱の方針に記載の通り、ティルト状態時に顧客に支払調書等の提出を求めず、確定申告が必要な場合は自主的な適正申告をはかるという理解でよいか。	電磁的カジノ関連機器等への現金の投入は、チップの付与取引に該当するところ、30万円超のチップの付与取引は、犯罪収益移転防止法上、取引時確認が必要な特定取引とされていることから、30万円超の現金が投入された場合には、カジノ事業者による顧客の取引時確認が適切に行われるよう、ティルト状態とするものです。
531	別表第三第1条第10号の四について、スロットマシンは、通常、顧客が画面の大きさの変更や、複数の画面の表示ができるような設計になっていない。これは業界標準ではない。	御指摘の規定については、海外で活用されている規定等を参考にしたのですが、機器に当該機能が無い場合は、この規定を適用する必要はありません。
532	第一 16の一 有線通信用の接続口を、「識別することができる方法で表示されていること」とありますが、これは接続口の「種類をラベル又は印字で表記する」という意味だと考えられます。文章の再考が必要。	識別することができる方法としては主にラベルで表記することを念頭にはしていますが、他の手段を否定するものではありませんので、表現は原案が適当と考えています。ラベルや印字等、その表示方法の詳細については今後、運用において対応してまいります。
533	第一 21の二：「同期し、補正する」機能を有する。この記述ですと外部機器に合わせるように指示されると受け取られます。「外部機器の時計機能と同期し、正確な時間に補正する機能」という書き方を推奨。	カジノ施設内に複数の電子ゲームシステムが設置される場合、「正確な時間」において機器ごとに誤差が生じる恐れがあると考えます。その施設内に一つであるカジノマネジメントシステムと同期することで正確な時間を維持することを規定しています。
534	第一 22の三のロ：プログレッシブの場合は複数の払い戻し率（Return to player=RTP）が存在。各レベルのプログレッシブジャックポットの上限設定到達時のRTPを含めてリアルタイムの全体RTPを100%以下になるように管理するシステムを設ける又はゲーム設計や設定に限定しなければならない	プログレッシブが複数レベルで存在する場合でも、RTPはルール設定の上で計算し、理論上の払戻率として機器毎に設定するものと考えています。実際の払戻率は当然、顧客のプレイ方法などにより影響を受けますので、短期では100分の90から1の範囲に収まらない可能性があることは認識しており、システム・ソフト的に強制的にこの範囲に収めるよう制限するものではありません。
535	理論上の払戻率を「100分の90以上1未満とする機能を有すること」とあるが、例えば世界の多くのカジノで標準的に導入が行われているビデオポーカーの様なスキル要素が介入するタイプのゲームでは、プレイヤーの行動選択の在り方によって理論上の払戻率が大きく変動する。この様なゲームに対して、当該条項記載のルールがどの様に適用されるの詳細規定が必要となる。	「スキル要素が介入するタイプのゲーム」における当該ルールの計算方法等については、諸外国における例等も踏まえつつ運用において対応してまいります。
536	別表第三第一二2六に規定される3秒の制限については、国際的な規定と異なるため変更すべき。	いただいた御指摘を踏まえ、諸外国の規制と齟齬が生じないように修正しています。
537	別表第三第1条第23号の十一について、「ニアミス」という用語は定義されていない。「ニアミス」という用語の定義をカジノ管理委員会に提供してほしい。	ニアミスの具体的内容については、今後、運用において対応してまいります。
538	25一について、我が国でも諸外国同様、Non Cashable Electronic Promotion Inを電子会計メーターに含めるべき。	法第73条第6項及び第7項に基づき、顧客がカジノ行為を行う際はチップを用いることが必要であり、同条第10項に基づきチップには換金義務があります。換金できないプロモーションではカジノ行為を行うことができないため、御指摘の項目はメーターから除いています。
539	別表第二第一第25項第1号イについて、COIN INに関する定義づけが不十分である。ネバダ州やシンガポールの機器基準ではCOIN INに含まれるものが明記されている。	施行規則別表第三の第一の25の一のイにおいて「カジノ行為における賭金の総額を蓄積する」と規定しており、シンガポールと同様に手段を問わずあくまで賭金の総額を蓄積することとなっているため、原案が適当と考えています。
540	第一 26の四：「紙幣等」を明確に「紙幣」と明記するか、または特定金額のクーポンの回数をデノミごとにカウントすることも想定しているのであれば明記する必要。現状の産業標準としては紙幣のみとなっております。	電子発生メーターの規定では、機器の設置時（リセット時）から受け入れた紙幣とパウチャーの双方（紙幣等）をカウントすることを規定しています。
541	第一 27の四は何がティルト状態になるのかの主語が抜けています。以下のようにすべき。 「マスター機にエラーが生じた場合は、全プレイヤー端末はティルト状態になること」 「マスター機とプレイヤー端末との間に通信障害が生じた場合は、当該プレイヤー端末はティルト状態になること」 「プレイヤー端末にエラーが生じた場合は、当該プレイヤー端末はティルト状態になること」	マルチプレイヤーマシンにおいて、構成上のエラーごとに具体的にいずれの機器をティルトさせる必要があるかについては、今後、運用において対応してまいります。
542	第四11の三：「サーバにログを保存すること。」の部分に主語がないため、ここには「当該エラーを」を追加することを推奨。	「サーバにログを保存すること」の対象は、「エラーが検知された場合は、」に繋がり、文章の構成上「当該エラー」であることが明らかであるため、原案が適当と考えています。
543	第五 5の一：複数のうち一台のコントローラーのみがCURRENT VALUE管理と結果決定を行うことを指定し、さらにそのコントローラーに故障または通信障害があった場合の対応にも言及することを推奨	同5の一において、1つのプログレッシブコントローラーがマスター機の機能を持つことを規定し、機能を二つに分けることは想定していません。
544	第五 6の四：「次の勝ち」というのは当該プログレッシブを指す説明を追加することを推奨	「次の勝ち」については、複数のプログレッシブレベルが存在する場合、当該メーターがそのプログレッシブレベルのものではないことが想定されますので、誤解を生じさせないよう今後、運用において対応してまいります。
545	第五 13：「同一のデノミネーションおよび配当表に設定された電子ゲームシステム等において」など、「確率は同じ」を設定ごとに縛ることを推奨	御指摘の点については、今後、運用において対応してまいります。

546	第八 3の二：「払い戻しを行わない」、そして投入されたパウチャーの取り扱いの規定（払い戻し機内に残したまま、またはパウチャーを返却）、エラー状態になるか の規定、エラーを管理者に通知する規定などが必要	パウチャー払戻機に30万円超のパウチャーが挿入された場合の処理の詳細は今後、運用において対応してまいります。
547	カジノマネジメントシステムは、入退場システムとの連動の必要性及びゲーム機器メーカーからの独立性のため、国内統一規格で国産のシステムを導入すべき。	電磁的カジノ関連機器等が満たすべき基準については型式検定の基準である技術上の規格（施行規則別表3）に定められています。型式検定に合格したカジノマネジメントシステムを使用する限りにおいて、どの事業者が製造したものをを用いるかはカジノ事業者が適宜選択し得るものです。
548	第十カジノマネジメントシステム 「信頼性が確認されていないネットワークと接続することができるインターフェースにあっては、ファイアウォールを設けること。」としているが、信頼性が確認されていないネットワークにファイアウォールを設定するのみで繋げて良いように読める。第9項に記載されている「システムセキュリティに関する規格」の内容が、概括的でセキュリティレベルを定義する規定としては弱いため、何か、別途、指針となる規程・ガイドラインを示すなどの対応が必要でないか。	規定の詳細については、今後、運用において対応してまいります。
(3) 電磁的カジノ関連機器等の型式検定		
549	外国の規格や機器認証は日本でも自動的に認められるのか、それとも特定の日本の規格一式の存在を想定しているのか。	海外のカジノにおいて既に使用されている機器であっても、我が国において施行規則で定める技術規格への適合性を確認するため、法第151条に定める型式検定を受検し合格する必要があります。
550	機器の承認手続は、繰り返し生じる技術変化との関係上、どのように実施されるのか。その都度、手続を行う必要があるのか、それともある程度の基準値を下回る変更については、適用される簡易手続が存在するの否か。	技術規格が改訂された場合は、当該改訂部分に関してその都度その規格に適合している機器かどうかについて、再度型式検定を受ける必要があるものと考えます。なお、型式検定の具体的な実施手続等については、海外における検定の実例等を参考に今後検討してまいります。
551	ソフトウェアのアップデートが生じ、至急システム・製品へ適用させる必要がある場合を想定した時など、指定試験機関におけるリリースまでに要する日数等が指定される可能性についてどう考えるべきか。	ソフトウェアがアップデートされた場合は、以前合格した型式とは内容が違うものとなり得るため、至急であるか否かにかかわらず再度型式検定を受検する必要があります。なお、型式検定の具体的な実施手続等については、海外における検定の実例等を参考に今後検討してまいります。
552	カジノ行為に関わる電子データをBCPの観点より、当該カジノ施設から遠方のデータセンターで管理した場合、そのデータ保存をしている装置はカジノ関連機器とみなされ、認可の対象となるか。また、当該装置を設置している区域はカジノ行為区画と判断するのか。	例えば、カジノマネジメントシステムの一部を構成するサーバを設置している場合、当該サーバはカジノ関連機器等に該当し、型式検定の対象となります。なお、カジノ施設ではない御指摘のようなデータセンターは、カジノ行為区画には該当しません。
(4) 非電磁的カジノ関連機器等の技術基準		
553	別表第二の1 45mmは大きいディーラーの業務とスムーズなゲーム進行に悪い影響を与えるため、基準は39mmまたは40mmの大きさとし、No cash Valueなどの表記によりチェックと差別化するべきである。トーナメントチップはパリュアがなく換金不可とし、パイインやペイアウトにチェックを使うことは可能とするべき。	トーナメントチップは、ポーカートーナメントで点数表示のために用いられるものであるため、法で定めるチップには該当せず、御指摘のとおり金銭と換価することはできません。底面の直径については、海外で使用されている円形状のテーブルゲーム用チップの直径が40mm前後であり、不正防止の観点からそれと明確に異なる大きさとする必要があることから、海外の市場に流通するトーナメントチップの大きさも考慮してこのような規定としたところであり、原案が適当と考えています。なお、法においてカジノ行為にはチップを使用しなければならないことが定められています。
554	別表第二 テーブルゲーム用チップの基準をみる限り、電子チップ（チップ価値を電子化するもの）の使用が許容されているか確認できないように見えるが、法第73条第6項の定義にある通り、電子チップは認められると解して問題ないか。	御指摘の「電子チップ（チップ価値を電子化するもの）」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、法第73条第6項においてチップは「金銭の額に相当する価値を有するものとして交付又は付与をされる証券、電子機器その他の物又は番号、記号その他の符号であって、カジノ行為を行うために提示、交付その他の方法により使用することができるもの」と定義されています。
555	別表第二 1 テーブルゲーム用チップについて、技術上の基準としてチップの価格単位、各価格単位毎にチップに使用される色の種類については言及がないが、事業者の任意の判断で決めてよいということか。	テーブルゲーム用チップの価額単位や色等については業務方法書に記載を求めることを想定しており、認可基準等については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
2. カジノ関連機器等製造業等の許可等、指定試験機関の指定等		
556	第百五十五条について、カジノ関連機器等製造業にとり、許可申請のタイミングに関し、何等かの要件が課されることはあるか。あるいはこれはカジノ関連機器等製造業者が自由に判断し、申請することが可能か。	カジノ関連機器等製造業等の許可申請のタイミングに関する要件はありません。
557	施行規則第155条について、カジノ関連機器等製造業者の支配的影響力者は、カジノ事業者との関係性は間接的、かつ希薄で、直接的な影響力を行使できる立場にはないことが過半と想定されるが、如何なる状況の時にカジノ関連機器等製造業者の支配的影響力者がカジノ事業者、カジノ行為に否定的な影響を与えることになるのか、その判断基準や、例となる考え等を示してほしい。	法第145条第1項第3号において、カジノ関連機器等製造業等の事業活動に支配的な影響力を有する者については全て、社会的信用を審査する対象となっています。
558	カジノ関連機器等製造業の事業活動に「支配的な影響力を有する者」について、カジノ事業者と同様に融資金融機関が該当する場合の基準を明確化すべき。	支配的な影響力を有する者については、カジノ事業の廉潔性を確保するため、具体的な判断基準等を明確化することは適当でないと考えますが、支配的な影響力を有する者に該当する者の範囲を含め、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報については、行政手続法の規定の通り、申請前にカジノ管理委員会事務局に相談し、確認することができるような運用を検討してまいります。
3. カジノ関連機器等に係るカジノ事業者への規制		
559	海外からのカジノ関連機器の輸入について何か制限があるのか、すべてのカジノ関連機器を国内で購入しなければならないのか。	カジノ事業者は、自身で使用するカジノ関連機器等を輸入することが可能です。なお、カジノ関連機器等を輸入し、及びこれを販売し又は貸与する事業を行おうとする者は法第143条に規定されているとおりカジノ管理委員会の許可が必要です。
560	カジノ関連機器を日本国内で購入しなければならない場合、日本製でなければならないのか、それとも外国製であってもよいのか。	カジノ関連機器等を日本国内で購入しなければならないという規制はありません。
561	機器によっては事業者の社内で製造をすることが求められるのか、それともすべてを第三者から調達することが可能か。	カジノ関連機器等の製造をカジノ事業者に求める規制はありません。カジノ関連機器等製造業者等からカジノ関連機器等を調達することは当然可能です。
562	第60条1項2号ニに規定する非電磁的カジノ関連機器等の「設置場所」とは在庫保管倉庫との理解でよいか。	設置場所とは、現に設置している場所を指します。その結果として、在庫保管倉庫が設置場所になることも考えられます。
563	非電磁的カジノ関連機器等について第60条1項2号ホの対象は前号へに掲げる事項を削除し前号ホに掲げる事項のみとしていただきたい。	カジノ関連機器等の適切な管理において、保有しないこととなった場合の記録を残すことは、不正流出対策の観点からも重要であるため、原案が適当と考えています。